

經濟經營研究叢書

金融研究シリーズ 第7冊

金融研究



神戸大学経済経営研究所

1991

金融研究

第7冊

神戸大学

経済経営研究所

1991

序

本書は、「わが国の金融機関の国際化」に関する第3回目の実態調査結果を報告するものである。すでに、昭和52年に始まる第1回目の実態調査は、経済経営研究叢書金融研究シリーズNo.5（昭和57年3月）において公表されている。次いで、昭和55年12月の外為法改正後の金融国際化の動向を調査するために、昭和58年9月から11月までオーストラリア、ニュージーランドへの文部省学術調査の結果とともに第2次のアンケート調査が実施され、その研究成果は同金融研究シリーズNo.6（昭和60年3月）において公表されている。

今回は、昭和59年5月の日米円・ドル委員会の合意により、日本の金融・資本市場の自由化が推進されたことを背景として、金融機関の国際化に関する第3次の実態調査を昭和62年より実施した共同研究のうち、邦銀を中心にその結果を公表するものである。この分野における公表資料は不足しており、その実態を把握することが必要とされている。したがって、邦銀の国際化に関する広範な実態調査に基づき、その現状と課題について考察している点が、本書の特徴といえるであろう。

さて、本書は、以下のように構成されている。まず、第1章では、邦銀の国際化に関する動向を概観し、最近の諸問題を整理している。特に、実態調査後重要視されるようになった、BIS（国際決済銀行）の自己資本比率規制の影響についても考察を加えている。

第2章から第4章までは、それぞれ、都市銀行（長期信用銀行を含む）、地方銀行、相互銀行（現在の第2地方銀行）へのアンケート調査に対する回答結果について分析がなされている。なお、信託銀行については、他誌にその結果を公表済みであるため、割愛している。

第5章は、これらの実態調査に基づいて邦銀の国際化の現状把握を行い、

新たな課題について論及している。

第6章は、金融の国際化の意味を整理し、その進展の程度について分析している。

第7章では、実態調査結果をデータ化するために開発したFUJITAシステムの概要が説明されている。

80年代に、わが国の金融機関の国際化は急速に進展した。それがわれわれの研究対象であったわけであるが、90年代における国際金融情勢の変化を考慮して、今後の研究課題として取り組むべき多くの問題が残されている。

今回の調査に快くご協力頂いた各金融機関に心から厚く御礼を申し上げる次第である。さらに、文部省科学研究費の交付に対しても記して感謝するものである。

本書の刊行にあたり、遅延のため大変ご迷惑をおかけした神戸大学経済経営研究所ならびにお世話下さった研究助成室の皆様に謝意を表する次第である。

1991年11月

藤 田 正 寛
井 澤 秀 記

目 次

序			i
第1章	邦銀の国際業務について：概観	藤田 正寛 井澤 秀記	1
第2章	都市銀行の国際化に関する実態調査結果	宮田 亘朗 井上 貴照	17
第3章	地方銀行の国際化に関する実態調査結果	藤田 正寛 家森 信善	63
第4章	相互銀行の国際化に関する実態調査結果	宮田 亘朗 井上 貴照	81
第5章	邦銀の国際化の現状と課題	丹羽 昇	115
第6章	金融国際化の意味について	石田 三樹	143
第7章	金融機関の国際化アンケート分析システムについて ——FUJITAシステムの構造と利用——	民野 庄造	163

第1章 邦銀の国際業務について：概観

藤田正寛
井澤秀記

I. はじめに

わが国の国際金融面をストックとフローに分けて見てみると、まずストック面では、大蔵省の「対外の貸借に関する報告」によれば、日本の対外純資産残高は、90年末で3,280億5,900万ドルと前年に比べて11.9%増加し、過去最高を記録し、6年連続の世界第1位を保ったということである。しかし、対外直接投資の一巡などのため資産残高自体の伸びは急速に低下しており、債権大国日本にもかげりがさしてきている。他方、フロー面では、90年度の経常収支黒字は、338億1,600万ドル(前年度比36.7%減少)と4年連続減少し、対GNP比で1%程度にまで落ち込んでいる。過去最高だった86年度には941億ドル(対GNP比4.4%)であり貿易摩擦が深刻化したが、その3分の1にまで縮小したことになる。91年度は、90億ドルを湾岸追加支援に拠出したことにより、移転収支が大幅な赤字になったこともその理由の一つである。

「双子の赤字」を抱える米国や中南米諸国のほかに、ソ連や東欧、湾岸諸国が新たに加わって、世界の資金需要は高まっている。統合によりドイツにおいては資金を外に出す余裕はなく、日本の果たすべき役割が期待されているが、ジャパン・マネーの海外への還流が細ってしまう恐れが出てきている。その点について、90年度の対内・対外証券投資状況をみれば、対外証券投資の買い越し額が422億ドルと前年比ではほぼ半減し、また、対外直接投資も569億ドルと8年ぶりに減少に転じている。ただし、昨年の対米直接投資については、日本は全体の31.8%(前年は24.5%)に当たる204億5,900万ドル(前年比17.5%増)に達し、

国別では英国を抜いてトップの座を占めたということである。日本は、不動産など特定分野へ投資が集中している。しかし、国内金融の引き締めなどにより資金の国内への回帰が現われてきている。

88年末の日本の外貨準備高はドイツを抜いて世界一になったが、90年末に米国にその座を渡し、台湾にも抜かれ3位に転落した。さらに、90年度末の外貨準備高は多国籍軍への資金供出などで698億9,400万ドルへと減少した。

このようなことを背景に、以下では、邦銀、特に都市銀行の国際化の状況について概観する。第II節では、国際業務を行なう銀行の経営の健全性を確保するために採択された、BIS(国際決済銀行)の自己資本比率規制が邦銀の国際金融業務に及ぼしている最近の影響を中心に考察し、第III節では、金融の国際化のベネフィットとコスト、およびそのマクロ経済学的効果を論じることにする。

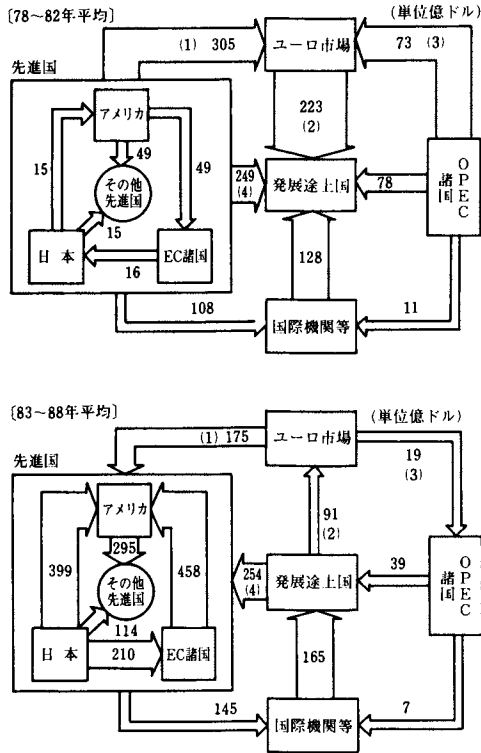
II. 邦銀の国際業務と BIS 規制

1. 世界の資金フローの動向

90年度の個人貯蓄速報(日銀)によれば、91年3月末の貯蓄残高は761兆5,212億円にとどまり、前年同期比増加率7.2%と低調であった。バブルが崩壊して貯蓄が低迷し、これが銀行や生命保険会社を代表とするジャパン・マネーの勢いを弱める要因となっている。個人貯蓄の低迷はその分、内外の投資に回る資金の余裕がなくなることにつながり、世界的な資金の流れに大きな影響を及ぼすことになる。また、都市銀行、地方銀行など全国154の銀行の総預金残高は、91年3月末で603兆8,880億円で、戦後初めて昨年度末比2.5%減少した。国内だけをみると、預金は5.7%増加したが、外貨建て預金の円換算額が目減りした。金融引き締めで借入れが困難になり、法人が大口預金を取り崩したことも影響している。また、貸出金も抑制され、5.1%増と戦後最低の伸びにとどまり、総資産も、1.7%減とこれも戦後初めての減少となった。

第1-1図は、80年代における世界の資金フローの変化を示している。

第1-1図 世界の資金フローの動向



- (備考)
1. ユーロ市場とは現実には各国と別個に存在するものではないが、ここでは便宜的に上図のような表示方法をとっている。
 2. (1)は国際銀行資金の調達と運用から求めている。
 3. (2), (3)はBIS報告銀行の報告地域外諸国との取引から求めている。
 4. (4)は中長期資金純移転をとっている。
 5. (2)と(4)には重複がある。

(資料) 日本銀行「国際収支統計月報」、アメリカ商務省「Survey of Current Business」
 BIS年報、OECD「Development Cooperation」世界銀行「World Debt Table」

(出所) 『通商白書』平成三年版 p.38

2度の石油ショックにより OPEC 諸国に集まったオイル・マネーはユーロ市場を經由して発展途上国に還流していた。しかし、石油需給緩和により OPEC 諸国の経常収支は悪化し、81年以降ユーロ市場からの資金の受け手に転じた。と同時に、累積債務問題が顕在化し、途上国向けの民間資金のフローが縮小し始め、経済発展のために不可欠な中長期資金が流出超過の状況にある。さらに、アメリカが、財政赤字、ドル高、経常収支の赤字の拡大により、資金の出し手から受け手に転じるようになった。90年における米国の経常収支赤字は約990億ドルであり、そのファイナンスのため、国際銀行から340億ドル、残りの670億ドルを世界中の非銀行からの純流入によって賄った。(その他に20億ドルの公的準備評価益がある。)⁽¹⁾そのため米国銀行の国際債権残高は、90年に153億ドル減少し、国別シェアにおいても、83年末の28.0%から90年末には最低の11.9%までに低下している。発展途上国に回るべき資金が、世界中からアメリカに引き寄せられる構造に変化している。経常収支黒字を背景に日本と旧西ドイツが、資本を供給してきた。我が国は今や世界最大の債権国になっている。しかし、東西ドイツの統合によりドイツにおいても資金需要が高まり、経常収支が赤字になっている。さらにソ連・東欧における市場経済化、中東諸国の経済復興資金のため、いわゆる世界貯蓄不足の問題が生じている。このような背景から、我が国の最近の経常収支黒字の増加に対して「黒字(貯蓄)有用論」が再び展開されている。

また、国際機関の役割も一層高まっているが、国際通貨基金(IMF)が、91年に東欧の経済改革や中東復興などへの融資実行額は、前年の2倍以上の160億ドルに達する見込みである。92年については世界で約1,000億ドルの資金需要が予想されている。他方、IMFは増大する資金需要に対応して、90年5月に総額650億ドルの第9次増資を決定したが、120億ドルの出資増額を求められている米国

(1) "Global Banking Ebbd in 1990, As Interbank Activity Slowed," *IMF Survey*, p.181 (June 10, 1991).

が、未だに議会の承認を得られないでいる。

国際決済銀行(BIS)による91年第1四半期の国際金融四季報によれば、BISに報告義務のある西側銀行が国際金融取引に伴って保有する資産残高が、91年3月末現在で5兆9,350億ドルと、90年末に比べて548億ドル減少し、今年に入って急速に資産を縮小していることを示している。84年以来7年ぶりのことである。特に、邦銀はBIS規制達成時期(93年3月)が近づいてきたため、国際金融市場での融資、資金取引を減らしている。邦銀の第1四半期の資産減少額は、361億ドルにも達しており、これが全体の減少の主要因となっている。

2. 邦銀の国際化の推移

邦銀の国際業務は、50年代に貿易取引拡大に伴う外国為替や貿易金融業務を中心にスタートし、70年代には日系企業の海外進出に伴う対外貸し付けが拡大し、海外進出が着実に進展した80年代には邦銀のオーバー・プレゼンス問題が高まった。1991年6月末時点で邦銀の海外支店は52行318支店に、また現地法人(邦銀の出資比率が50%を超えるもの)については34行304法人となっている。

第1-1表は、誰が(居住者か非居住者)、どこで(日本国内店か海外店)、どの通貨(円か外貨)を運用ないし調達するかという観点から、8つに区分されている。そのうち、日本の居住者が国内店と円建て取引を行う国内業務を除いたすべての部分が、「邦銀の国際業務ないし国際化」である。すなわち、海外店が取り扱うすべての業務、および国内店が行う業務のうちでも居住者との外貨建て取引、円建て、外貨建てにかかわらず国内店の非居住者との取引が国際業務として分類される。具体的に、国際業務とは、外国為替、貿易金融、対内外貨建て貸し付け、対外貸し付け、国際証券業務、資金取引などである。例えば、国内店の用途無制限の外貨建て対内貸し付けはインパクトローンであり、海外店の円建ての対内外への貸し付けはユーロ円貸し付けである。また、非居住者のために資金の調達・運用(いわゆる外-外取引)を、国内市場と遮断して行う

規制の少ない市場としては、東京オフショア市場(JOM)が1986年12月1日に設立されている。

第1-1表 金融機関の国際化

	日本国内店		海外店	
	円建て	外貨建て	円建て	外貨建て
居住者				
非居住者				

わが国の90年度の銀行決算において、都市銀行11行(協和埼玉銀行は合算で一行換算)の国際業務関連利益は全体で前期比32.6%の増加であった。第1-2表に示したように、国際業務関連粗利益の国内・国際業務合算粗利益に対する比率は、近年20%前後であったが、90年度には外為経理基準の変更にもよるが、平均で27%に高まっている。

第1-2表 国際業務部門のシェア (単位 %)

	86年度	87年度	88年度	89年度	90年度
第一勧銀	13.7	14.2	15.7	16.2	23.2
住友	19.1	20.9	22.2	28.7	34.7
富士	19.3	18.2	17.2	16.5	28.5
三菱	15.9	15.0	19.0	17.2	27.9
三和	20.9	19.2	18.2	24.8	28.1
東海	14.9	13.5	16.1	20.2	18.9
三井	19.5	21.4	24.3	25.2	(太陽神戸三井)
太陽神戸	11.3	10.0	10.8	11.4	21.0
協和	11.7	9.3	10.5	11.6	16.2
大和	17.1	8.9	9.4	8.9	14.3
埼玉	10.7	10.9	10.5	8.9	15.7
拓銀	14.5	9.1	12.0	8.9	13.6
東銀	72.1	73.3	70.5	69.5	64.3
平均	19.4	18.6	19.4	20.9	27.0

(出所)「金融財政事情」1988年6月20日、1989年6月26日、1990年6月25日、および1991年6月24日

3. BIS 規制が邦銀の国際化に及ぼす影響

91年3月期決算における各行の自己資本比率(BIS最終基準)が、第1-3表に示されている。

その多くが8%台ではあるが、都市銀行は、外国銀行を経由した迂回融資を91年3月末に急速に増やしており、BIS規制のしり抜けとなっている。貸出しの一部を期末だけ外銀に肩代わりしてもらうことによって貸出残高を一時的に少なくし、自己資本比率を底上げしているのである。邦銀が自己資本比率を3月末で算定するのに対して、外銀は12月末時点が算定期間であるためである。海外から規制の形骸化と批判を招きかねないので、日銀は、91年7月以降各行に期末操作の是正を指導している。

第1-3表 自己資本比率 (単位 %)

住友	8.87	興銀	8.14
三和	8.5	長銀	8.35
富士	9.08	日債銀	7.65
三菱	8.7		
第一勧業	8.75	三菱信託	10.3
東京	8.12	住友信託	10.3
協和埼玉	8.9	三井信託	10.54
太陽神戸三井	7.35	安田信託	10.2
東海	8.05	東洋信託	10.4
大和	8.92	中央信託	9.3
北海道拓殖	8.7	日本信託	12.9

(出所)「金融財政事情」(1991年6月3日)

BISの自己資本比率規制(93年3月末までに8%以上)のため、邦銀は海外での貸出しなど資産の伸びを抑制している。その上、米国の景気が低迷しているため米国の不動産不況やLBO(買収先企業の資産を担保にした借入れによる買収)向け融資などで不良貸付が増加する恐れもある。このため各行は国内での外国為替取引を中心とした国際業務を強化することになった。国内支店が取引先と

の間で外国為替取引を増やすことがあらためて注目されている。外為業務は、資産の増加を伴わずに手数料収入を得ることができるからである。都銀の国際業務粗利益は全粗利益の3割程度を占めており、国際部門での収益拡大が縮小すると、全体の収益にも影響を及ぼすことになりかねない。また、邦銀がドルを中心した外貨でのディーリングを本格的に抑制し始めている。海外での貸出しや国内向けの外貨建てのインパクトローンの残高を増やした反面で、利幅の薄いインターバンク(銀行間)取引などの市場性資産の残高を重点的に絞りこんでいる。邦銀は従来、ユーロ市場で短期資金を調達して長期運用する mismatches 取引で国際金融業務を拡大してきたが、BIS規制はこうした拡大路線の変更を迫っている。

91年3月末の都銀、長期信用銀行、信託銀行の外貨建て資産合計は、約4%(前年同期比)減り、海外業務を本格化した昭和40年代以降初めてのマイナスとなり、国際銀行市場における邦銀(海外店を含む)の資産残高の国別シェアも89年3月末の39.4%のピークから90年12月末には35.5%へと低下した⁽²⁾。また、ロンドン国際銀行市場における邦銀のシェアは、依然として第一位であるが、1988年末の36.4%から90年末には32.2%へと低下している⁽³⁾。他の銀行に対する預け金などの市場性資産の圧縮もあるが、融資などの経常取引を10%台の伸びに抑えた影響が大きい。都銀上位行は87、88年には海外貸出しを毎年20-30%増やしていたが、91年3月末は一ケタに伸びを抑え、海外の拠点ごとに融資量

(2) Bank for International Settlements, *Annual Report and International Banking and Financial Market Developments*, 1991. BIS統計における国籍別国際銀行資産の概念は、全ての通貨建てクロスボーダ・ポジションと対居住者外貨建てポジションの合計である。従って、邦銀の在米支店による現地でのドル建て貸出など海外における現地通貨での取引は、統計対象から除外されている。これに対して、自国通貨の自国以外での取引が行われているユーロ市場の規模とは、ユーロ銀行の(対外および対居住者)外貨建て債務残高をさす。

(3) "Developments in International Banking and Capital Markets in 1990," Bank of England, *Quarterly Bulletin*, vol.31, no. 2 (May, 1991) p.237.

の上限を設けたところも多い。東京・富士銀行のように海外駐在行員数を凍結したところもある。大蔵省がすべてに内示した91年度の銀行の海外拠点設立認可数は22ヵ所と前年度に比べて3分の1になっており、海外店舗の拡大にブレーキがかかっている。対照的に、自己資本比率の相対的に高いスイス、ドイツ、フランスなど欧州の銀行が、ロンドン国際銀行市場や米国の金融市場においてシェアを伸ばしている。

BISの自己資本比率規制は、アジアのオフショア市場における邦銀の資金取引をも抑制している。オフショア市場とは、税制などの面で国内よりも規制が少なく、国内市場とは分離されているが自由に海外と資金のやりとりができる市場のことであるが、アジアでは東京オフショア市場(JOM)のほか、香港、シンガポールが3大市場として成長してきた。都銀や信託銀行の支店は日本国内の企業への貸し出しに回すために、香港、シンガポール市場でユーロ資金を調達していた。今年に入って邦銀の資産抑制が、国内のみならずアジアにも本格的に浸透し出してきた。

4. 邦銀の米国進出をめぐる動き

連邦準備理事会(FRB)は、米国で証券業務に進出する外国銀行に対して、銀行支店の現地法人化(金融サービス持ち株会社)を免れる代わりに、国際決済銀行が決めた8%よりも高い自己資本比率を要求する意向があるということである。すでに既得権として証券業務に進出している海外の銀行についても米銀に求めるのと同等の自己資本比率が本国の親銀行との連結ベースで達成されない限り、FRBの判断で業務の縮小を求めることができるという案である。FRBのJ.P.モルガンやバンカーズ・トラストに裁量権の範囲で証券引受業務進出を認可した事例からみて、外国銀行に対する要求水準が9-10%前後になる見通しである。8%の基準達成にも苦しむ邦銀にとっては、米国での証券業務を実際上あきらめざるをえなくなりそうである。

米国の金融制度改革法案の外国銀行条項が、下院銀行委員会通過後の再調整で邦銀にとって有利なように変わった。再調整前では、邦銀などが証券業務に進出する場合にまず米国の銀行監督当局に対し、米国では広義の自己資本とみなしていない保有株の含みを自己資本と認めてもらえるように交渉する必要がある、米国方式ならば、上位都市銀行などの米国での証券業務参入は事実上不可能になる。また、すでに証券子会社を持つ、三和銀行、日本興業銀行、日本長期信用銀行などの既得権はいったん棚上げになり、新たに、親銀行の広義の連結自己資本比率が米国の計算方式に照らして9-10%以上あることが必要であった。その後、親銀行の連結自己資本比率が証券業務進出を認められた米銀と「同等」と記述されていたのを、「匹敵」に変更する合意が成立したということである。そうなれば、自己資本比率は多少低くても経営内容の健全性などの理由で認可を受けられる可能性が高まってくる。

しかし、米上院銀行委員会の方は、下院銀行委員会が骨抜きにした外国銀行条項を復活し、米国で証券業務に進出する外国銀行は既存の商業銀行業務も現地法人化するように求めている。すなわち、邦銀などが米国で証券業務に進出する場合はまず銀行持ち株会社を設立し、証券業務は傘下の証券子会社で、銀行業務は傘下の銀行子会社で展開するように求めている。また、日本を事実上標的にした金融サービス公正取引条項(金融報復条項)も法案に盛り込んでいる。

最近になってもとの外国銀行条項は、銀行の証券業務進出自体が棚上げになったため、成立していないが、新たな外国銀行条項では米国で個人預金を受け入れる場合、支店を現地法人化するように求めているということである。

相次ぐ金融・証券不祥事が、米国での邦銀の業務拡大に悪影響を及ぼし始めている。格付け低下により信用が低下し、米国地方債の保証業務でも邦銀が後退し、欧州の銀行が攻勢をかけている。さらに、FRBが邦銀の米証券子会社による米国内での証券業務の新規参入にフットップをかけている。富士銀行の子会社が申請している社債、株式などの引き受け・売買、日本興業銀行のCPなどの

引き受け・売買、日本長期信用銀行のスワップ業務などの認可が遅れている。このため、証券業務申請を準備していた住友銀行の証券子会社や三菱銀行の証券現法など、FRB への新規業務の申請を当面控えるところが出ており、この問題が決着しないかぎり、邦銀による米国新規業務進出は大幅に制約される公算が大きくなっている。

5. 米銀の自己資本比率と在日外銀の退出

米銀大手 8 行の自己資本比率(91年 6 月末, 92年 BIS 最終基準)が, 第 1-4 表に示されている。8 行すべて 8% を上回っているが, 米国においても, 90 年における国際銀行業は, 不動産不況や発展途上国への貸出し引当金および投資銀行の倒産のため抑制された。バンカメはセバックと合併することになっており, 総資産で第 1 位のシティコープに肉薄する。また, ケミカルもマニハニと合併することになっており, 米金融界においても本格的な再編成に入っている。各行とも自己資本比率の向上を急いでいる。それは, 株式・社債引き受けといった新規業務への進出や州を越えた業務展開のための認可を与えられるには, 自己資本比率の強化が求められるからである。

第1-4表

シティコープ	8.16%
バンカメリア	10.6%
チェース・マンハッタン	9.2%
J.P.モルガン	10.4%
セキュリティ・パシフィック	8.0%*
ケミカル・バンキング	8.93%*
マニュファクチュラーズ・ハノーバー	10.0%
バンカース・トラスト	10.4%

*は90年末時点

(出所)「日本経済新聞」1991年8月18日

また、在日外国銀行が、相次いで撤退している。有力米銀のメロン銀行が、7月末に東京支店を閉鎖し三菱銀行に営業譲渡し、米ファースト・インターステイト・カリフォルニア銀行も5月末に東京での外国為替業務から撤退した。シンガポールの大手商業銀行であるオーバーシーズ・ユニオン銀行は年内にも大阪支店を閉鎖する。米大手銀行マニュファクチャラス・ハノバーも信託銀行現地法人を、低収益のため米大手地方銀行ステート・ストリートに売却すると8月に発表し、日本での信託業務から外銀信託が初めて撤退することになった。外銀は、邦銀が融資を抑制している間隙をついて貸し付けを急速に拡大したが、資金調達コストが上昇し、収益が低迷している。本国での業績悪化も重なって採算の悪い日本国内業務の縮小や撤退に踏み切っている。

Ⅲ. 金融の国際化のベネフィットとコスト

金融の国際化、特に金融仲介機関の国際化は、以下のようなベネフィットがある。⁽⁴⁾ 第一に、国際資本移動を通じて国際的な資源配分を効率化する。ただし、各国の税制などの歪みや資本移動に関する諸制限のため、資本の限界生産性は国際的に均等化されない。直接投資、証券投資の税制面での国際的基準が必要である。第二に、金融機関は、規模(scale)や範囲(scope)の経済を高め、資産保有者も国際的にポートフォリオを分散することができる。国際ポートフォリオ投資に平均分散アプローチを用いてポートフォリオ・フロンティア曲線を求めると、リスクは多少高まるが、国内よりも高い実質収益率を得ることが可能となる。国際的に資金をより良く調達、運用することができる。第三に、金融の国際化は、金融の自由化、規制緩和を促進する。国際金融業務が拡大したり外銀の参入が認められるにつれ、規制されてきた国内金融市場における競争が促され、自由化に拍車がかかることになる。

(4) Kazumasa Iwata, "Liberalisation of Trade in Financial Services," in Castle L., and C. Findlay (eds.), *Pacific Trade in Services*, Allen & Unwin (1988).

他方、金融の国際化に伴うコストとしては、以下の点が挙げられる。第一に、リスクに対する金融機関の選好次第で、競争が内外で増すにつれ、過度にリスク・テイキングな行動をとることが懸念される。しかし、先物(future)、スワップ、オプションといった各種の金融イノベーションにより、金融の国際化によるリスクを低減することが可能となってきた。これは、ポートフォリオ・フロンティア曲線を上方にシフトさせることになるが、金融機関がより投機的な行動を取ることを抑えるものではない。第二に、資本勘定を通じて経常収支の赤字をファイナンスすることが容易になると、大幅な経常収支不均衡が持続されやすくなる。各国の貯蓄－投資バランスの相違を反映して、発展途上国や米国における対外債務を累積させ、国際信用不安や国際金融システムの不安定化につながるかもしれない。国際金融市場においては、‘国際的な最後の拠り所としての貸し手(international lender of last resort)’が存在していない。本国ないし受入国における金融当局による国際協調的な相互監視が必要である。必要準備が課されていないユーロ市場にあっては、取り付けの際の流動性リスクが高い。第三に、金融の国際化は、独立な国内金融政策の範囲を狭めることになる。貨幣集計量のコントロールを困難にしたり、また金融政策の指標としてのその定義自体をより困難なものにする。中央銀行はハイパワード・マネーのコントロールは維持できるものの、金融機関のオフ・バランス取引が増加すれば流動性ポジションを監視することがより困難となったり、貸借対照表に表われない財務リスクが増大することになる。

以上のようなコストに対しては、適切な自己資本比率や流動性比率に関する国際的な規制および金融当局の監督で対処することによって、ベネフィットがコストを上回るように思われる。

深尾(1988)は、金融の国際化が為替レートおよび国際収支に及ぼす影響について理論的に分析している。⁽⁵⁾そこでは、リスク・プレミアム(RP)を

$$RP = (S^2/c)B^*$$

ここで、 S^2 ：実質為替レートの子想分散

c ：日米の金融資産市場に参加している投資家たちを全体としてみたときのリスク許容度(risk tolerance)、正の定数

B^* ：日本の累積経常黒字

として表わしている。

結論として、国際金融市場の厚みが増すといった、金融の国際化を促進する要因は、パラメーター c を上昇させ、実質金利が為替レートに与える影響を増大する反面、一定額の累積経常収支の変化が為替レートに与える影響を弱める。言い換れば金融の国際化は、一定額の経常収支不均衡が為替レートに与える影響を弱め、実質為替レートが均衡値から乖離した場合に、その均衡値に収束する速度を遅くする効果をもつことになる。しかしながら、このモデルは、所得や物価が一定という部分均衡分析になっている。

これらの経済変数を内生化した試みの一つとして、大滝ら(1990)は、合理的期待を仮定した動学的確率マクロ・モデルを用いて、金融の国際化のマクロ経済への影響および金融政策の有効性について分析している。⁽⁶⁾そこでは、外国資産(債権)に対する需給均衡を

(5) 深尾光洋「金融の国際化が為替レートの変動および国際収支に与える影響について」日本銀行金融研究所「金融研究」第7巻第4号(1988年12月)pp.1-42.

Fukao M., and Okina K., "Internationalization of Financial Markets and Balance of Payments Imbalances: A Japanese Perspective," *Carnegie-Rochester Conference Series on Public Policy*, vol.30(Spring, 1989)pp.167-220.

(6) 大滝雅之・山崎福寿・深尾京司「金融の国際化と最適金融政策」*The Economic Studies Quarterly*, vol.41, no. 4 (December, 1990)pp.336-352.

$$Z = b \{s_{t+1}^e - s_t - r_t + u_t\}$$

ここで、 Z ：対外純資産(外国資産の供給額)

s ：為替レート

r ：自国の利子率

u ：外国の利子率(攪乱項)

として定式化している。外国資産に対する需要の内外金利差弾力性を示す、パラメーター b は、金融の国際化によって上昇すると考えられている。そこで得られた結論としては、金融の国際化が進むにつれて、経常収支の不均衡を解消する調整スピードは低下し、為替レートに対する累積経常収支の説明力も低下するということであり、先にみた深尾の結論と一致している。

これらの論文は、「金融の国際化」をある構造パラメーターの変化として理論的に取り扱った点で、評価できよう。

ところで、金融市場の統合ないし国際資本移動の活発化は、国内貯蓄率と国内投資率の間の関係を変化させていることが、フェルドスタインら⁽⁷⁾によって指摘されている。OECD加盟23ヶ国について、国内粗投資率を国内粗貯蓄率で回帰したところ、その係数が60年代に0.91であったのが、70年代に0.81、80-86年には0.61へと低下傾向を示しており、またその値が、欧州共同体においてより低いということが計測されている。国内貯蓄が、国境を越えて他の国へ投資される機会が増してきているためであると推測されている。

今後の課題としては、金融の国際化、特に金融仲介機関の国際化のマクロ経済的效果を理論的かつ実証的に考察することである。

(7) Feldstein M., and P. Bacchetta, "National Saving and International Investment," *NBER Working Paper*, no.3164 (November, 1989).

参 考 文 献

- Aliber Robert, "International Banking : A Survey," *Journal of Money, Credit, and Banking*, vol.16, no. 4 (November, 1984, Part 2) pp.661-678.
- Bank of England, *Quarterly Bulletin*, Developments in international banking and capital markets in 1990, vol.31, no. 2 (May, 1991)
- Bryant R., *International Financial Intermediation*, The Brookings Institution (1987) (高橋俊治・首藤恵訳「金融の国際化と国際銀行業」東洋経済新報社, 1988)
- Carmoy Hervé, *Global Banking Strategy*, Basil Blackwell(1990)
- Damanpour Faramarz, *The Evolution of Foreign Banking Institutions in the United States*, Quorum Books(1990)
- Düser Thorsten, *International Strategies of Japanese Banks*, Macmillan(1990)
- Fujita Masahiro, "Internationalization of Japanese Commercial Banking and the Yen : The Recent Experience of City Banks," in Ryuzo Sato and Takashi Negishi (eds.), *Developments in Japanese Economics*, Academic Press(1989) pp.217-251.
- Gardener Edward and Molyneux Philip, *Changes in Western European Banking*, Unwin Hyman(1990)
- Goodhart Charles and Sutija George (eds.), *Japanese Financial Growth*, Macmillan(1990)
- Khoury Sarkis and Ghosh Alo, (eds.) *Recent Developments in International Banking and Finance*, Lexington Books, vol. 1 (1987), vol. 2 (1988), Probus Pub., vol. 3 (1989), and North-Holland, vol. 4 & 5 (1991)
- Terrell Henry, Dohner Robert, and Lowrey Barbara, "The Activities of Japanese Banks in the United Kingdom and in the United States, 1980-88," *Federal Reserve Bulletin*, vol.76, no. 2 (February, 1990) pp.39-50.
- 霧見誠良編「金融のグローバル化」I, II法政大学出版局, 1988.
- 日本銀行国際局, 「BIS 統計を中心にみた国際金融市場の動向」日本銀行月報(1991年 3月)pp.17-36.
- 「大蔵省国際金融局年報」各年号.

第2章 都市銀行の国際化に関する実態調査結果

宮田 亘 朗
井上 貴 照

1. 銀行の国際化の目的・動機について

101. 目標収益シェア

調査対象16行中回答 6行(1988年)

(但し長銀を含む) 13行(1983年)

13行(1980年)

1988年の調査では、目標収益シェアは、回答数の中で割合の高いものから(V)21-25%、が50.0%、(III)11-15%、(IV)16-20%、(VI)26-30%、がいずれも16.7%であり、際だって(V)が高い。1980年の調査では、(III)16-20%、が30.8%で最も高く(II)11-15%と(IV)16-20%、がともに23.1%でそれにつづき、(V)25-30%、が15.4%、特に目標収益シェアの高い(VIII)51%以上、の1行が目立つ。そして1983年の調査では、(IV)21-25%、が30.8%で最も高く、ついで(III)16-20%、(V)25-30%、がともに23.1%であり、(II)11-16%、と(VI)31-40%、(VIII)51%以上、がいずれも7.7%である。1980年、1983年、1988年のいずれの調査でも、都銀の目標収益シェアは、21-25%前後のものが多く余り変化していない。

102. 利潤動機以外の国際化の目標

回答 7行(1988年)

15行(1980年)

1983年の調査においてはこの設問はない。なお、1980年の調査では、6分類であるが、1988年では2項目増加し8分類となっている。

利潤動機以外の国際化の目標として、1988年の調査では、(IV)顧客(取引先企業)の拡大、が42.9%、(III)ノウハウの蓄積、が28.6%、そして(VII)国内で規制されている業務を行うため、が14.3%、(II)プレゼンテーションの確保・維持、と(I)海外情報の収集、がともに7.1%である。1980年の調査では、(IV)が41.4%、(III)が31.0%、(I)が13.9%、(II)と(VIII)その他、が6.9%である。1988年の調査と1981年の調査は、ほぼ同じ傾向にあることを示している。

103. 国際化の基本的誘因

回答 7行(1988年)

14行(1980年)

1980年の調査では、(III)競争上、他の銀行の国際化に歩調を合わせて、と(IV)外国銀行の国内進出に対抗、という項目を設けていない。

1988年の調査では、(I)取引先企業の国際化とともに銀行の国際化を行ってきた、と(II)銀行自らの主導的意志決定により国際化を進めてきた、がともに半々の50.0%であり、その他の項目への回答は、皆無であった。この傾向は、1980年の調査でも同様であるが、(I)が64.7%、(II)が35.3%で、(I)取引先企業の国際化とともに、の方が多少多い。1988年の調査と1980年のそれとは、質問項目が異なるので直接比較ができない。しかし、敢えて比較すると、1988年の調査では1980年と比べ銀行がその主導的意志によって国際化を進めているように思われる。

2. 支店・駐在員事務所・現地法人の設置について

201. 支店・駐在員事務所・現地法人の現状と人員配備

調査対象16行中回答 7行(1988年)

15行中回答 14行(1983年)

15行中回答 15行(1980年)

[I]支店，駐在員事務所，現地法人の地域的構成について

1988年の調査では，総支店数・総駐在員事務所数および総現地法人数は，それぞれ，102，132および92である。1983年では，それぞれ，120，172および83，そして1980年においては，それぞれ，99，116および82である。この3つの調査より，これらの総数のかなり急速に増大したことがみられる。

これを地域別にみると，まず支店について，1988年の調査では，北米31，欧州26そしてアジア34であり，これを割合で示すと北米30.4%，欧州25.5%そしてアジア33.3%となっている。また支店内の日本人職員数は，北米267人，欧州226人そしてアジア211人であり，日本人職員総数に占める地域別割合は，それぞれ36.5%，36.4%そして28.9%である。現地人職員数で比較すると，北米1,174人，欧州978人，アジア2,279人であり，現地人職員総数に占める地域別割合は，それぞれ24.9%，20.8%そして48.4%となっている。1983年の調査では，支店数は，北米39，欧州33，そしてアジア38であり，これを割合で示すと北米32.5%，欧州27.5%，アジア31.7%となっている。支店内の日本人職員数は，北米533人，欧州444人，アジア294人であり，日本人職員総数に占める地域別割合は，それぞれ40.4%，33.7%，18.9%である。現地人職員数で比較すると，北米1,647人，欧州1,569人，アジア2,685人であり，現地人職員総数に占める地域別割合は，それぞれ25.8%，24.5%，42.0%である。1980年の調査では，地域別総支店数は，北米38，欧州33，アジア25であり，これを割合で示すと，38.4%，33.3%，25.3%である。日本人職員数は，北米392人，欧州347人，アジア141人であり，その地域別構成比率は，それぞれ43.5%，38.5%，15.6%である。また現地人職員数は，米国1,113人，欧州1,223人，アジア1,798人であり，その地域別構成比は，それぞれ24.9%，27.4%，40.2%である。

次に地域別の駐在員事務所数については，1988年の調査では，北米22，中南米19，欧州22そしてアジア43であり，その構成割合は，それぞれ16.7%，14.4%，16.7%，32.6%である。日本人職員数は，北米17人，中南米18人，欧州24

人、中近東15人、アジア42人であり、その日本人職員数の地域別構成割合は、それぞれ13.6%、14.4%、19.2%、12.0%、33.6%となっている。現地人職員数は、北米18人、中南米31人、欧州13人、中近東28人、アジア61人であり、その地域別構成割合は、それぞれ10.6%、18.2%、7.6%、16.5%、35.9%である。1983年の調査では、駐在員事務所数は、北米32、中南米44、欧州29、アジア40であり、その構成割合は、それぞれ18.6%、25.6%、16.9%、23.3%である。日本人職員数は、北米53人、中南米73人、欧州61人、中近東35人、アジア80人であり、その構成割合は、それぞれ15.5%、21.3%、17.8%、10.2%、23.3%である。そして現地人職員数は、北米42人、中南米71人、欧州42人、中近東42人、アジア115人であり、その構成割合は、12.1%、20.4%、12.1%、12.1%、33.0%である。1980年の調査において、駐在員事務所数は、北米25、中南米16、欧州15、中近東14、アジア26、太平洋州14であり、その構成割合は、21.5%、13.8%、12.9%、12.1%、22.4%、12.1%である。日本人職員数は、北米40人、中南米31人、欧州28人、アジア50人で、その地域別構成割合は、それぞれ19.3%、15.0%、13.5%、24.2%となっている。現地人職員数は、北米26人、中南米32人、欧州19人、中近東18人、アジア73人で、その全体に占める割合は、それぞれ13.3%、16.4%、9.7%、9.2%、37.4%である。

現地法人の地域別構成については、1988年の調査では、その法人数が北米23、欧州32、アジア24で、その地域別構成割合は、それぞれ、25.0%、34.8%、26.1%である。日本人職員数は、北米214人、欧州163人、アジア45人となっており、その地域別構成割合は、それぞれ44.9%、34.2%、9.4%である。その他職員数は、北米5,374人、中南米371人、欧州677人、アジア605人であり、その地域別構成割合は、それぞれ75.6%、5.2%、9.5%、8.5%である。1983年の調査では、北米19、中南米5、欧州35そしてアジア23である。その地域別構成割合は、それぞれ22.8%、6.0%、42.2%、27.7%である。日本人職員数は、北米340人、中南米45人、欧州166人、アジア78人で、その地域別構成割合は、それぞれ54.1

%, 7.2%, 26.4%, 12.4%である。その他職員数は、北米9,148人, 中南米1,275人, 欧州571人, アジア957人で、その全体に占める割合は、それぞれ76.5%, 10.7%, 4.8%, 8.0%である。1980年の調査では、現地法人は、北米14, 欧州26, アジア24であり、その地域別構成割合は、17.1%, 31.7%, 29.3%である。日本人職員数は、北米209人, 中南米33人, 欧州78人, アジア54人であり、その割合はそれぞれ54.9%, 8.7%, 20.5%, 14.2%である。その他職員数は、北米4,699人, 中南米6,143人, 欧州374人, アジア740人であり、それぞれ38.7%, 50.6%, 3.1%, 6.1%である。

以上、主な地域のみについて考察した。その結果を検討すると、次のような点を指摘することができる。

(1)支店の地域別構成については、1980年から1988年にかけての調査で、支店数とその職員数に関して、北米と欧州に偏っていたものを、アジアに進出し修正する動きが見られる。

(2)駐在員事務所の地域別構成では、事務所数、職員数ともに、支店と比べると、1988年の調査ではアジアに偏在しており、そしてその傾向は1988年に至ると益々顕著になる。しかしながら、1983年の調査では、駐在員事務所数は、中南米に偏在している。

(3)現地法人の地域別構成については、1988年の調査では、法人の数で欧州、日本人職員の数で北米と欧州、その他職員の数で北米に偏在している。特に、その他職員の数に偏在は著しい。1980年から1988年への傾向は、支店数で北米と欧州、日本人職員数で欧州、その他職員数で北米がその割合を増加し、その他の地域で減少していることである。

[II] 1店舗当りの職員構成

支店当りの日本人職員数と現地人職員数は、1988年の調査では、それぞれ、北米においては8.6人と37.9人, 中南米では3.8人と51.6人, 欧州では8.7人と37.6人, 中近東では7.0人と21.0人, アジアでは6.2人と67.0人である。各地域の全

職員数に占める現地人職員数の割合は、北米、中南米、欧州、中近東、およびアジアで、それぞれ81.5%、93.1%、79.6%、77.8%、および91.5%である。これら地域は現地人職員の割合が比較的高いことがわかる。1983年の調査においては、支店当りの日本人職員数と現地人職員数は、北米でそれぞれ13.7人と42.2人であり、現地人職員の占める割合は75.6%である。中南米ではそれぞれ5.0人と59.6人であり、現地人職員の占める割合は92.3%である。欧州ではそれぞれ13.5人と47.5人であり、現地人職員の占める割合は77.9%である。中近東では7.0人と14.0人であり、45.2%である。またアジアでは7.7人と70.7人であり、90.1%である。1980年の調査においては、北米では、支店当りの日本人職員数と現地人職員数が10.3人と29.3人であり、現地人職員の占める割合は74.0%である。中南米では5.3人と111.7人であり、95.4%である。また欧州では、それぞれ10.5人と37.1人であり、77.9%である。中近東はなく、アジアでは5.6人と71.9人であり、92.7%である。以上から、1店舗当りの現地人採用割合は1980年、1983年、1988年のすべての調査を通して北米、欧州、中近東が70%台と低く他の地域では90%を超える高い値を示すことが分かる。また、欧州の割合は、1988年に北米より高くなる以外、いずれの年もすべて低い。

駐在員事務所当りの日本人職員数は、1988年の調査では北米0.8人、中南米0.9人、欧州1.1人、中近東1.4人、そしてアジア1.0人である。駐在員事務所当りの現地人職員数は、北米0.8人、中南米1.6人、欧州0.6人、中近東2.5人、アジア1.4人である。各地域における全職員数に占める現地人職員数の割合は、北米51.4%、中南米83.8%、欧州35.1%、中近東65.1%、そしてアジア59.2%となっている。これより全職員数に対する現地人採用割合は、1988年の調査によれば、欧州では極端に低率であるのに対し、中南米地域における現地人採用割合は極めて高いのが目立っている。1983年の調査では、駐在員事務所当りの日本人職員数と現地人職員数とは、北米1.7人と1.3人、中南米1.7人と1.6人、欧州2.1人と1.4人、中近東2.1人と2.5人、そしてアジア2.0人と2.9人である。総職員数に

占める現地人職員数の割合は、北米44.2%、中南米49.3%、欧州40.8%、中近東54.5%、アジア59.0%である。1980年の調査では、日本人職員数と現地人職員数は、北米1.6人と1.0人、中南米1.9人と2.0人、欧州1.9人と1.3人、中近東1.6人と1.3人、およびアジア2.0人と2.8人である。総職員数に占める現地人職員数の割合は、北米39.4%、中南米50.8%、欧州40.4%、中近東43.9%、アジア59.3%である。以上、1983年と1980年の調査から、現地人採用割合が示す地域間格差の特徴は、敢えて云えば多少アジアで高ことであろう。

現地法人について、1法人当りの日本人職員数とその他の職員数は、1988年の調査では、北米9.3人と233.6人、中南米6.3人と123.7人、欧州5.1人と21.2人、アジア1.9人と25.2人となっている。総職員数に占めるその他の職員数の割合は、北米で96.2%、中南米で95.1%、欧州で80.6%、中近東はなくアジアで93.0%である。1983年の調査では、北米17.9人と481.4人、中南米9.0人と255.0人、欧州4.7人と16.3人、そして中近東はなくアジア3.4人と41.6人であり、その他職員の占める割合は、北米で96.4%、中南米で96.6%、欧州で62.3%、中近東はなくアジアで92.5%である。以上から、現地法人における日本人以外の職員採用割合は、1983年の欧州において比較的に低く、その他は90%を超える割合を示し極めて高いことが分かる。

また、以上の1980年から1988年にわたる支店、駐在員事務所、現地法人の調査において、それぞれの職員に占める現地人職員の割合を比較すると、駐在員事務所はおしなべて30%台から多くて59.2%と低く、これに対し支店と現地法人はおしなべて90%台の高い値である。このことは、1980年、1983年、1988年それぞれの現地人職員の平均的な割合で見ると明かである。すなわち、その平均的な現地人職員の割合は、支店で83.2%、82.9%、86.6%であり、駐在員事務所で48.5%、50.4%、57.6%、現地法人で97.0%、95.0%、93.7%である。しかし、このことは、その地域で本格的に営業活動を行っているか否か、を反映しているに過ぎないとも言える。

202. 支店進出予定地区

回答 7行(1988年)

12行(1983年)

14行(1980年)

1988年の調査では、海外進出予定地区が、(II)欧州および(V)アジア、に予定している銀行が、それぞれ全体の33.3%であり、(I)北米、に進出を予定している銀行が、28.6%、(IX)その他、が4.8%となっている。ほとんどの銀行が北米、欧州およびアジアの3地域への進出を予定しており、これらの地域への進出希望の割合はほぼ等しい。1983年の調査では(VIII)オセアニア、22.9%と最も多く、(V)アジア、が20.8%、(III)中南米、が16.7%、(I)北米と(II)欧州、が12.5%、(IV)中近東、が10.4%、(VIII)社会主義国が、2.1%となっており、比較的世界各地域に分散している。しかし、それ以前の1980年調査では、主な進出予定地区が北米38.9%、アジア22.2%、欧州19.4%、中近東8.3%、そしてオセアニア2.8%、となっており北米、欧州、アジアに集中している。ゆえに1988年調査の結果は、1980年のタイプと同じであり、それに戻ったものといえる。

しかし、支店の海外進出予定地区は、回答数に占める割合で見ると、北米への進出予定が多少減少し、その分欧州とアジアへの進出予定が増大していることがわかる。ただし、1983年は外為法改正とヤンキー・ドル市場創設、東京オフショア市場の必要性が問題とされた時期に当り、各地域への銀行の進出がもくろみられたことを現している。

203. 駐在員事務所進出予定地区

回答 7行(1988年)

12行(1983年)

14行(1980年)

1988年の調査によれば、駐在員事務所の進出予定地区が、主として(I)北米、(II)欧州、(V)アジアに分布している。とくに、各地域の総回答数に占める割合は、北米と欧州が30.0%、そしてアジアが25.0%であり、(VI)アフリカと(IV)中近東および(IX)その他、がいずれも5.0%である。1980年と1983年の両調査に見られた(VIII)社会主義国はともに予定地区から消えている。次に、1983年の調査をみると、その割合は、アジア19.0%、欧州15.5%、北米と中南米並びにアフリカ13.8%、そして中近東12.1%、社会主義国6.9%、オセアニア3.4%、となっており、各地域に分散している傾向がみられるが、それより以前の1980年調査では、北米と欧州21.6%、中南米18.9%、中近東とアジア16.2%、社会主義国5.4%である(北米、欧州、中南米、中近東、アジアの合計で94.6%となる)。以上から、あえて1980年と1988年を比べると、北米、欧州の比重が高くなっていること、さらに際だってアジアの比重が大きくなっていることが分かる。なお、1988年の特徴の一つは、1980年と1983年にあった中南米および社会主義国への進出予定がなくなり、あらたにアフリカが加わってきたことであろう。

204. 支店と現地法人の比較

現地法人形態での進出が、支店と比較してどのような長所・短所をもつのかについて以下のいくつかの側面について回答を得た。

(I) 資金調達面

・長所

回答 6行(1988年)

10行(1980年)

1988年の調査によると、回答数に占める比率の高い順からみると、資金調達面での長所は、(A)資金調達の効率化・多様化・安定化、長期債券発行可能、自由金利設定可能、が55.6%、(B)進出国市場へ参入し易い、現地企業と同じ扱いとなる、と(C)税制上のメリット、日本の為替管理の枠外となる、とがともに22.2

%, である。1980年の調査では, (A)が66.7%, (B)が16.7%, (C)と(D)の特
にない, が8.3%である。

・短所

回答 7行(1988年)

10行(1980年)

1988年の調査では, (B)規模の小型化によるコスト・アップ, 信用力低下(親
企業の信用力と切り離されるため), が85.7%, (C)現地の法規制をうける, が
14.3%である。1980年の調査によれば, (B)が73.3%, (A)法・政策上の諸規制
から生じる限界, が20.0%および(D)特にないが, 6.7%である。

(II)貸出・有価証券投資

・長所

回答 5行(1988年)

10行(1980年)

1988年の調査では, (A)本邦金融政策の枠外となり中長期貸出が容易となるこ
と, そして新種業務への取り組み可能, が33.3%, (C)税制上のメリット, (D)
地場産業への貸出に有利, 優秀なローカル・スタッフの採用, がともに16.7%で
ある。1980年の調査によれば, (A)が54.5%, (C)が18.2%であり, (B)不良貸
出の償却が容易となる, が9.1%である。なお, この貸出・有価証券投資の長所
について, 1988年と1980年の調査を比べると, 若干多様化を示していることが
分かる。

・短所

回答 4行(1988年)

13行(1980年)

1988年の調査によると, 貸出・有価証券投資における短所としては, (A)現地
企業と同じ規制を受け, リスク・アセット規制が厳しく商業貸出, 短期貸出の
規制が大きい, と(B)資金量・信用度の不足による与信活動の制約, 投資枠によ

る制約, (C) 自己資本比率の観点から増加に限界がある, (D) 特にない, がいずれも25.0%である。これを1980年調査で見ると, (A) が圧倒的に多く68.8%であり, ついで(B)の18.8%, (D)の12.5%となる。

(III) 外国為替業務

・長所

回答 4行(1988年)

9行(1980年)

1988年の調査では, 外国為替業務上の長所として, (A) 本邦の国内規制から解放され広い活動が可能となる, (B) 現地企業との取引機会の増加, (C) 専門ディーラーの採用, (D) 税制面, がともに同じ25.0%である。1980年の調査によれば, (E) 特にない, が圧倒的に多い回答であり66.7%, (A)の22.2%と(B)の11.1%を遥かに越えている。

・短所

回答 5行(1988年)

11行(1980年)

1988年の調査において外国為替業務上の短所としては, (A) 規模の小型化, 信用度の低下, クレジット・ライン受信上の不利, と(B) 貸出規制を受ける, がともに40.0%であり, (D) 現地当局の規制遵守, が20.0%である。これを1980年調査で見ると(E) 特にない, と(C) コルレス網で支店に劣り, 新コルレス契約や外為業務のライセンスが必要となり, 決済機能が遅れる, が33.3%で, (A)の25.0%および(B)の6.3%を越えている。

(IV) 証券業務

この項目は, 1988年の調査においてのみ設けられたものである。

・長所

回答 7行(1988年)

証券業務上の長所は, (A) 本邦の規制(銀・証分離)に制約されない, 新種業

務への取り組みができる、が75.0%で最も多く、(B)引受等プライマリー業務、セカンダリー業務での顧客ディーリングが可能、と(C)税制面、がともに12.5%となっている。

・短所

回答 4行(1988年)

証券業務上における短所としては、(B)親銀行に比べ資本力・信用力に劣る、が50.0%であり、(A)現地当局の規制をうける、と(C)特にない、が25.0%となっている。

(V)現地での周辺業務

・長所

回答 7行(1988年)

13行(1980年)

1988年の調査では、現地での周辺業務の長所は、(A)日本の規制を越え投資顧問業務・リース業務・証券信託業務など多くの周辺業務に進出可能、が75.0%、(B)現地の法制にしたがい比較的自由に行動可能、と(D)税制上のメリット、がそれぞれ12.5%である。1980年の調査では、(A)が70.6%、(B)が17.6%、(C)日本の法規制を受けないので資金調達に便利と(E)がともに5.9%である。なお、1988年の調査を1980年のそれと比較すると、(A)の比率がほぼ同じであるが、1988年の調査で(D)の回答が新たに加わり(C)の回答が消えていることが分かる。

・短所

回答 2行(1988年)

8行(1980年)

1988年の調査において現地における周辺業務における短所として、(C)特にない、と(B)現地法で外銀としての規制を受ける、がともに50.0%である。1980年の調査では、(C)が50.0%、(A)コスト高となる、と(B)が、ともに25.0%とな

っている。以上より基本的には現地での周辺業務における短所は、(C)特にな
い、ことである。

(VI)その他

・長所

回答 2行(1988年)

5行(1980年)

上記(I)～(V)以外での現地法人形態での進出の長所としては、(A)日本の税
制上の枠外と(B)現地との密着化、摩擦が生じない、(C)現地当局の規制遵守、
などが挙げられており、1988年調査では(C)と(D)がともに50.0%であり、1980
年の調査では、(B)が66.7%、(A)が33.3%である。1988年の調査は、1980年の
それと比較すると、その他の業務の長所として、(A)の比率が上昇している。

・短所

回答 2行(1988年)

3行(1980年)

(I)～(V)以外の業務において現地法人形態での短所としては、1988年の調
査では、(B)現地規制を受ける、親会社との人事交流がし難い、がそれぞれ50.0
%である。1980年の調査では、(A)資本金が小さく信用力低い、が加わり(A)(B)
(C)いずれも33.3%である。

3. 業務内容について

301. 各地域での今後5年間の基本的経営戦略

回答 6行(1988年)

この項目は、1988年の調査で新たに設けられたものである。都銀6行は、1988
年において、北米ではすべての都銀で(ロ)ホールセール・バンキングを行い、
約80%の都銀で(ハ)総合金融サービスを行っている。また、欧州ではすべてが
(ハ)総合金融サービスであり、(ニ)ディーリング業務は1%の銀行が行ってい

るにすぎない。アジアでは(ロ)ホールセール・バンキングと(ハ)であり、その他地域では(ハ)のみを行っている。

302. 国内業務に比しての海外業務の魅力

回答 7行(1988年)

15行(1980年)

1988年の調査によれば、回答数に占める割合の高いものから、(D)業務・顧客の多様化、ビジネス・チャンスが多い、が38.5%、(E)広大で弾力的な国際市場の存在、規制が少なく自由な取引可能、競争力を発揮しグローバルな取引が可能、が23.1%でこれに続き、(A)収益性の高さ、収益機会の拡大、と(G)ノウハウの習得と人材の育成、がともに15.4%、最後に(B)高い成長率、NIESやASEANなど将来の市場拡大期待、が7.7%となっている。1980年の調査も、ほぼこの傾向にあり、(D)が38.7%、(E)(A)(B)がそれぞれ19.4%である。なお、1890年調査では(C)資金調達の容易さを挙げるものが3.2%あったが、1988年調査ではなくなっている。

303. 海外支店の営業重点の異同

回答 7行(1988年)

13行(1983年)

15行(1980年)

1988年および1980年の調査では、1行を除く銀行のすべてが、海外支店の営業重点が異なると答えており、1983年の調査では、2行を除く11行が異なると答えている。

なお、質問項目(ヘ)資本取引(為替・証券)は、1988年の調査以外の調査では、設けられていない。1983年および1980年の調査では(ヘ)の項目は、その他になっているが、1988年調査に統一するため(ト)その他とした。

(I) ニューヨーク支店

回答 6行(1988年)

11行(1983年)

12行(1980年)

1988年の調査では、営業の重点の高いものから、(ホ)日系企業以外の企業への貸出、が23.5%、(ロ)資金調達、が18.9%、(ヘ)資本取引(為替・証券)、が17.2%、(ニ)日系企業への貸出、が15.8%、(ハ)周辺業務、が14.3%、(イ)貿易金融、が6.9%、そして(ト)その他、が3.4%である。1983年の調査では、(イ)が21.5%、(ロ)が16.2%、(ハ)が9.2%、(ニ)が23.7%、(ホ)が19.3%、(ト)その他、が10.1%である。1980年の調査によると、(イ)が23.2%、(ロ)が16.0%、(ハ)が21.1%、(ニ)が21.9%、(ホ)が12.7%、(ト)その他が5.1%となっている。

ニューヨーク支店では、1980年より1988年にかけて(イ)貿易金融の比重が相対的に減少し、(ヘ)資本取引(1988年の調査において設けられた項目)の比重が高くなっている。

(II) ロンドン支店

回答 6行(1988年)

11行(1983年)

12行(1980年)

1988年の調査では、比重の高いものから、(ロ)資金調達、が21.3%、(ヘ)資本取引(為替・証券)、が20.0%、(ホ)日系企業以外の企業への貸出、が17.8%、(ニ)日系企業への貸出、が15.8%、(イ)貿易金融、が11.7%、(ハ)周辺業務、が10.0%、そして(ト)その他、が3.3%である。1983年の調査によれば、(イ)が13.2%、(ロ)が22.2%、(ハ)が8.2%、(ニ)が15.6%、(ホ)が17.5%、そして(ト)その他、が23.3%である。1980年の調査では、(イ)が18.5%、(ロ)が27.8%、(ハ)が11.1%、(ニ)が18.5%、(ホ)が18.5%、そして(ト)その他、が5.6%である。

ロンドン支店では、1980年の調査によれば、(イ)貿易金融、(ロ)資金調達、(ニ)と(ホ)の企業への貸出が、上位にある主な業務であるが、1983年の調査では、1980年の調査と比べると(イ)貿易金融と、(ニ)及び(ホ)の企業への貸出のウェイトが減少し、(ト)その他のウェイトが上昇している。そして1988年の調査では、(イ)貿易金融のウェイトがさらに低下し、(ヘ)資本取引、(ロ)資金調達、そして(ニ)及び(ホ)企業への貸出が主な上位の業務となっている。

(III) アジア

回答 6行(1988年)

この地域は、1988年の調査において新たに設けられている。1980年および1983年の調査では、アジア地域は、ニューヨーク、ロンドンを除く他の支店の中に分類されている。

1988年の調査によれば、アジア地域における支店の営業重点は、ウェイトの高いものから順に、(ニ)日系企業への貸出、が21.4%、(ホ)日系企業以外の企業への貸出、が18.9%、(イ)貿易金融、(ロ)資金調達、(ヘ)資本取引、がいずれも14.6%、(ハ)周辺業務、が12.1%、そして(ト)その他、が3.2%である。

1988年調査のアジア地域は、(ニ)日系企業への貸出、(ホ)日系企業以外の企業への貸出のウェイトが高く、ニューヨークやロンドン支店と多少異なっている。

(IV) その他

(1)1988年の調査

回答 2行

1988年の調査では、(I)ニューヨーク、(II)ロンドンそして(III)アジア以外の支店における営業重点は、(I)貿易金融、が22.6%、(ニ)日系企業への貸出、が19.4%、(ロ)資金調達と(ホ)日系企業以外の企業への貸出、がともに17.7%、(ヘ)資本取引、が12.9%、(ハ)周辺業務、が6.5%、そして(ト)その他、が3.2%となっており、貿易金融と企業への貸出や資金調達をおこなっている。

(2)1983年と1981年の調査

回答 11行(1983年)

10行(1980年)

1983年と1980年の調査において、アジア地域は、ニューヨーク、ロンドン支店以外のその他支店の中に含まれている。1983年の調査では、営業の重点の大きいものから順に、(ニ)日系企業への貸出、が26.3%、(イ)貿易金融、が24.0%、(ホ)日系企業以外の企業への貸出、が18.9%、(ロ)資金調達、が14.7%、(ハ)周辺業務、が10.1%、そして(ト)その他、が6.0%である。1980年の調査では、(イ)が、25.3%、(ニ)が23.5%、(ロ)が18.0%、(ホ)が16.6%、(ハ)が11.1%、(ト)が5.5%、となっている。なお、この1980年と1983年の調査でも、1988年と同様に、(イ)貿易金融、(ニ)及び(ホ)の企業への貸出、(ロ)資金調達が、上位の主な業務となっている。

304. 「日本以外への貸出」の地域的内訳

回答 6行(1988年)うち先進国内の内訳 5行

11行(1983年)

13行(1980年)

(1)1988年の調査においては、(イ)先進国向け、が53.8%、(ロ)発展途上国向け、が39.4%、そして(ハ)社会主義国向け、が6.8%である。1983年の調査によれば、(イ)が47.2%、(ロ)が47.2%、そして(ハ)が5.6%となっている。さらに、1980年の調査では、(イ)が51.0%、(ロ)が41.8%、そして(ハ)が7.2%である。以上より、都銀の1980年代における日本以外の貸出地域は、1983年に一時期発展途上国へ向けられたが、一貫して先進国への貸出に向けられていることになる。

(2)1988年の調査では、先進国地域および発展途上国の各地域における内訳についての回答を得ている。先進国内の内訳は、米国43.1%、欧州47.5%、そし

てその他の地域が9.4%である。発展途上国内の地域別内訳については、アジアが49.8%、中南米が46.4%、そしてアフリカが3.8%である。先進国向け貸出の90%強が欧米であり、発展途上国向け貸出の約96%強がアジアである。

305. 発展途上国向け貸出について

1988年の調査では、1980年および1983年の調査と異なり、発展途上国を重債務国とそれ以外の発展途上国に分類している。

[I]1988年の調査

(a)重債務国

(1)重債務国（ブラジル、メキシコ、アルゼンチン等）向け貸出の意思

回答 7行

重債務国向け貸出については、7行すべてが、(V)割合も額も減少させたい、と回答している。

(2)重債務国向け貸出の理由

回答 7行

重債務国向け貸出については、回答したすべての銀行が割合も額も減少させたいと考えているが、その理由は、(A)資産の健全性を向上させたい、が57.1%、(B)リスク、債務返済のメドが立たない、が42.9%、となっている。

(b)その他の発展途上国

(1)重債務国以外の発展途上国向け貸出の意思

回答 6行(1988年)

7行うち50.0%が、(I)割合も額も増加させたい、と答えており、(II)割合は変化させないが額は増加させたい、が33.3%、(V)割合も額も減少させたい、が16.7%、そして(IV)額をほぼ一定に保ちたい、と(III)割合は減少させるが額は増加させたい、はいずれも回答が0.0%である。

(2)重債務国以外の発展途上国向け貸出の理由

回答 6行(1988年)

回答数の多いものから、(B)返済能力に裏付けられた資金需要が見込まれ将来性ある市場のため、が3行で50.0%を占め、その他に(A)収益性確保、と(C)案件毎に検討し対応する、および一概に言えない、がそれぞれ16.7%となっている。

[II]1983年および1980年の調査

1983年および1980年の調査では、発展途上国を1988年の調査のように重債務国とその他の途上国とに分類していない。

(1)発展途上国向け貸出の意思

回答 12行(1983年)

10行(1980年)

1983年の調査では、(I)割合も額も増加させたい、が40.0%、(II)割合は変化させないが額は増加させたい、が30.0%、(III)割合は減少させるが額は増加させたい、が20.0%、(IV)額をほぼ一定に保ちたい、が10.0%である。したがって、1行を除く11行の回答すべてが貸出額を増加させたいと考えていることになる。1980年の調査では、(II)が33.3%、(I)が26.7%、(III)と(IV)がともに20.2%であり、(IV)と答えた3行以外すべて貸出額を増加したいとしている。

以上より、1980年代前半においては、発展途上国への貸出額を増加させる意向であったが、1980年代後半に至ると、発展途上国の中に重債務国が生じ、したがってそれへの貸出を減少させる動きを誘発した。しかしながら、なおそれ以外の発展途上国への貸出額は、増加を保つ傾向にあるようである。

(2)発展途上国向け貸出の意思:その理由

回答 10行(1983年)

9行(1980年)

1983年の調査によると、途上国向け貸出の理由として、回答数に占める比率は、(A)国際金融業務の多様化、資金需要・取引先商談の増加、が33.0%で多く

あり、ついで(C)リスク低下あるいは増加、と(E)収益志向、(F)発展途上国産業に寄与、がいずれも16.7%、そして(D)案件毎に着実にを行う、と(B)国別与信残の自己資本への一定率限度、がともに8.3%である。1980年の調査では、(A)が33.3%、(E)と(C)及び(F)が16.7%、(B)と(D)が8.3%となっている。

以上より、1980年と1983年の調査では、一般的に云えば、国際金融業務の多様化のために貸出を行い、リスクを勘案し収益性を考え、着実に案件ごとに行う、という回答になり、1988年調査と大きな差異を見いだし得ない。

306. 発展途上国向け貸出の困難性について

[A]1988年の調査

(a)重債務国

(I)問題点

回答 6行(1988年)

重債務国向け貸出の問題点としては、(A)欧米主導のリスケジュール、カンントリー・リスクなどで政治問題となり事実上償却不可能になる、債券管理能力への疑問や債券返済交渉の困難、が83.3%、(B)救済融資や金利引き下げの要請あり、が16.7%である。

(II)対応策

回答 6行(1988年)

重債務国向け貸出に伴う問題点に対する対応策としては、(A)当該国の支払い能力向上に協力、が16.7%、(B)国際協調(政府・IMF・他行などと足並みを揃え交渉に当り)に応分の対応を行い、相手国の状況に留意しながらDECなどの活用による自行債券の圧縮を計る、が83.3%である。

(b)重債務国以外の発展途上国向け貸出の困難性について

(I)問題点

回答 5行(1988年)

重債務国以外の発展途上国向け貸出についての問題は、(A)カントリー・リスクの評価およびカントリー・リミットの策定、先進国並情報の入手困難さ、デフォルトの危険等を問題するもの、が80.0%であり、(B)経済情勢の改善の見込みが薄い、20.0%を大きく超えている。

(II)対応策

回答 5行(1988年)

重債務国以外の途上国向け貸出に伴う困難への対応策としては、(A)案件毎の審査、保全面確保に努めている、(B)定量・定性の両面でカントリー・リスクの情報収集力と分析力及び慎重な評価、(C)他行や国際機関との協調融資など、がいずれも同じ33.3%である。

[B]1983年と1980年の調査

回答 11行(1983年)

13行(1981年)

同じ途上国向け融資の問題点については、1980年および1983年にも調査している。しかし、そこでは発展途上国を重債務国とそれ以外の途上国に2分していない。また、対応策についても問うていない。アンケートは、発展途上国向け貸出の問題点として(I)貸出先国の政治的安定性、(II)貸出先国の経済および為替安定性、(III)貸出先の投資計画や計画遂行能力、そして(IV)貸出先の償還計画や債務支払い能力、の4点について順位を付ける質問形式をとっている。

1983年の調査では、発展途上国向け貸出の問題点は、順位の高いものから、(IV)が35.3%、(II)が23.5%、(I)が22.5%、そして(III)が18.6%である。他方、1980年の調査では、(I)が30.1%、(IV)が29.1%、(II)が26.2%、そして(III)が14.6%である。

以上より、1980年から1988年にかけての上記3つの調査結果から、発展途上国向け貸出の最大の問題点は、(I)貸出先国の政治的安定性および(IV)投資先の償還計画や支払能力、(II)投資先国の経済及び為替の安定性であり、(III)貸

出先の投資計画や計画遂行能力，はそれほど重視されず，1988年の調査に至っては，上記(I)(II)(IV)を一括したような形でカントリー・リスク評価やデフォルトの危険，情報の入手困難さなど，を重大なものとしているように思われる。

307. カントリー・リスクの評価方法

回答 7行(1988年)

13行(1983年)

1980年の調査では，この設問はない。

1988年の調査によれば，カントリー・リスクの評価方法としては，(H)カントリー・リスク管理者・専担者の配置，が35.7%，(B)独自の分析と評点を行い管理している，国別にレーティングを行いカントリー・リミットを設けその枠内で運用している，が28.6%であり，(A)諸資料による，International Investor誌，日本公社債研究所「カントリー・リスク情報」，公的機関誌(IMF，OECD，世銀 etc.)，世界経済情報サービス(WGS)，その他金融機関資料，が14.3%を示し，そして(E)定量分析，(F)定性分析，(C)過去の事故や破産，がそれぞれ7.1%となっている。他方，1983年の調査によれば，(B)が27.1%で最も多く，次いで(F)が22.9%，(E)(D)が20.8%であり，(A)が6.3%，(C)が2.1%である。

(E)(F)の定量分析と定性分析を合計すると，1983年の調査で最も大きい値を示したのはその合計値であり(43.7%)，1988年調査の値(14.2% 第4位)と大きく異なっている。1988年調査で最も大きい値を示したのは，(H)カントリー・リスク管理者・専担者の設置である。一般的に云って，都市銀行では(A)他の機関あるいは情報誌を頼る程度は小さく，(B)独自の分析や(E)(F)の分析，また(H)独自に管理者・専担者を設置する，とする独自傾向が顕著(合計 77.5%)である。

308. 日系企業向け貸出とそれ以外の企業向け貸出の割合

回答 7行(1988年)

11行(1983年)

12行(1980年)

(1)日系企業向け貸出とそれ以外の企業向け貸出の割合

1988年の調査によれば、(イ)日系企業向け貸出が、33.9%、(ロ)それ以外の企業向け貸出が、66.1%である。1983年の調査では、(イ)が24.9%、(ロ)が75.1%であり、1980年の調査は、(イ)が43.7%、(ロ)が56.3%である。

以上より、日系企業向け貸出比率は、多少減少傾向にあるようである。

(2)日系企業以外の企業向け貸出の内訳

回答 5行(1988年)

1988年の調査では、日系企業以外の企業向け貸出の内訳についてたずねている。日系企業以外の企業向け貸出の内訳は、民間機関が51.9%、公的機関が48.1%である。つまり、日系企業以外の貸出の内、半分強が民間企業向け貸出である。

309. 海外日系企業向け貸出と既存国内取引との関係

回答 7行(1988年)

13行(1983年)

15行(1980年)

1988年の調査では、海外日系企業向け貸出に既存の国内取引を重視するか否かの質問に対し、(II)原則的に重視する、が57.1%、(V)案件ごとに検討する、が28.6%、そして(I)必ず重視する、が14.3%である。1983年の調査によれば、(II)が76.9%で圧倒的に多く、次いで(I)が15.4%、そして(V)が7.7%である。1980年の調査でも同様に、(II)が86.7%を示し、他方(I)(V)はそれぞれ、6.7%である。

以上より、(II)原則的に重視すると(I)必ず重視するは、3回の調査で大きな変化を示していないが、(V)案件ごと検討するは、1988年調査に急増している。

310. 日本以外の貸出の中の長短の割合

回答 6行(1988年)

11行(1983年)

13行(1980年)

1988年の調査によれば、(イ)長期もの、が57.9%、(ロ)短期もの、が42.2%である。1983年の調査では、(イ)が53.0%、(ロ)が47.0%、そして1980年の調査は、(イ)が52.7%、(ロ)が47.3%である。

以上より、都市銀行の日本以外の貸出の内長短の割合については、1980年代を同じ長期ものの割合が短期もののそれを多少上回っているに過ぎない。

311. 海外貸出の外貨建と円建の割合

(1)外貨建と円建との割合

回答 5行(1988年)

外貨建と円建との割合は、それぞれ、77.7%と22.3%であり、圧倒的に外貨建である。

(2)外貨建の内訳

回答 2行(1988年)

外貨建貸出の中で、ドル建の割合は82.3%、その他が17.7%である。外貨建の貸出は、ほとんどドル建である。

312. 「短期借り・長期貸し」についての見解

回答 7行(1988年)

13行(1983年)

7行(1980年)

1988年の調査では、「短期借り、長期貸し」については、(II)原則的には認められるが、金融逼迫期において問題が生じる恐れがあるので慎重におこなわなければならない、が71.4%、(I)銀行経営上の危険を増大させるものではない、と(IV)原則的に認められず、債権・債務の満期はほぼ一致させるように銀行は行動すべきである、がそれぞれ14.3%であり、(III)原則的には望ましくないが、貸出先の企業の業務内容などに問題がなければ、これを行ってもよい、や(V)その他、はいずれも0.0%となっている。1983年の調査によれば、(II)が92.3%、(IV)が7.7%、そして1980年の調査では(II)が80.0%、(III)が20.0%であり、その他は0.0%である。

以上より、1980年、1983年、1988年のいずれ調査でも、(II)原則的に認めうるが慎重に行わなければならない、が主流の多数意見である。しかし、1980年の調査では、(III)(IV)の原則的に望ましくないあるいは認められない、が若干存在し、1988年調査では(I)の銀行の経営上危険を生じないとする積極的見解と(IV)原則的に認められないとする否定的見解とが、それぞれ14.3%と同値となっている点興味深いものがある。

313. 長期貸出での固定レート方式の割合

回答 4行(1988年)

12行(1983年)

11行(1980年)

1988年の調査では、長期貸出での固定レート方式の割合をたずねているのに対して、1983年と1980年の調査においては、長期貸出でのフローティング・レート方式の割合をたずねている。

(1)1988年の調査では、長期貸出での(イ)固定レート方式の割合は、20.0%で、

(ロ)その他のもの、が80.0%である。

(2)1983年の調査によれば、長期貸出での(ロ)フローティング・レート方式、が91.1%、(イ)その他のもの、が8.9%である。また1981年の調査では、(ロ)が92.2%、(イ)が、7.8%である。

以上より、1980年代を通して固定レート方式は相対的に少なく、フローティング・レート方式が一般であると推定し得る。

314. 海外営業拠点の営業用資金の調達方法

回答 4行(1988年)

12行(1983年)

13行(1980年)

1988年の調査では、(イ)海外営業拠点による預金・借入れによる海外での自己調達、が84.5%、(ロ)日本(本店)からの資金調達、が15.5%である。1983年の調査によれば、(イ)が95.8%、(ロ)が4.2%である。1980年の調査では、(イ)が94.2%、(ロ)が5.8%である。したがって、日本(本店)からの資本調達は余りしていないことがわかる。

315. 海外金融市場における資金調達割合

回答 3行(1988年)

12行(1983年)

10行(1980年)

1988年の調査では、(ロ)ヨーロッパ、が43.7%、(イ)アメリカ、が30.0%、そして(ハ)その他、が23.3%である。1983年の調査によれば、(ロ)が57.4%、(イ)が27.4%、(ハ)が15.2%である。1980年の調査においても、(ロ)が53.30%、(イ)が37.2%、そして(ハ)が9.3%である。

以上より、海外での資金調達地域は、ヨーロッパが主流でありほぼその半分

を調達し、残りをアメリカで調達していることになる。

316. 海外での資金調達の長短割合

回答 5行(1988年)

12行(1983年)

10行(1980年)

1988年の調査によれば、(イ)長期もの、が8.4%、(ロ)短期もの、が91.6%である。1983年の調査では、(イ)が15.0%、(ロ)が85.0%、そして1980年の調査では、(イ)が22.3%、(ロ)が77.7%である。

この項目と(310)の調査結果をあわせて考えるとき、通常云われるような短期借り・長期貸しの傾向は、確かに存在する。しかし、この3回の調査を通じて、質問(310)貸出の長・短割合についての回答に見る如く、その貸出傾向として長期貸しが見られるがそれほど明確なものではなく、したがって短期借り・長期貸し傾向の存在については、多少曖昧であるとも言える。

この結果は、質問(312)「短期借り・長期貸し」に関する見解への回答と照合するとき、その回答のうち、(II)原則的に認め得るが慎重に行わなければならない、が主流であったことと符合しているように思われる。

317. 海外での資金調達の外貨建と円建の割合

回答 4行(1988年)

この項目は、1988年の調査において新たに設けられたものである。

(1)回答4行の中で、(イ)外貨建て、が91.5%、(ロ)円建て、が18.5%である。

(2)海外調達資金のうち外貨建の内訳は(回答3行)、(i)ドル建て、が93.1%、(ii)その他、が6.9%である。

この項目と(311)の調査結果をあわせて考えると、都市銀行は海外においてドル建て外貨建てで資金調達を行い、かつ貸出していると言うことになる。

318. 変動相場制の下での海外営業運営上の問題点

これは、1988年の調査において設けられた質問項目である。

(I) 海外業務運営上の問題点

回答 7行(1988年)

海外業務運営上の問題点としては、(B)連結決算では収益の円建額が変わりレベル、現地通貨建資産の為替差損、海外拠点の収益や資産負債の円換算額の変動、が71.4%、(E)金利リスク、調達リスク多様化とその管理体制、および(G)特になし、がそれぞれ14.3%である。地方銀行に対する調査でみられた(A)収益機会の増大、(C)運用・調達とも現地通貨で行うので為替リスクはない、(D)海外にネームバリューがなくクレジット・ラインなどの活動が限定される、そして(F)人材不足、などは0.0%であった。

(II) 望ましい為替相場制度

回答 6行(1988年)

望ましい為替相場制度として、回答数の割合の高いものから、(B)現行変動相場制、が66.7%、(E)実勢を反映しかつ金融秩序維持のできる制度、が16.7%であり、(F)為替安定と銀行収益とは直結しない、とする意味不明の回答が同じく1行(16.7%)であった。

以上から、変動相場制が基本的に支持されているようにみえるが、むしろ都市銀行の態度としては現状維持を主張しているとも言える。

319. 銀行周辺業務の魅力

(a) 銀行周辺業務の魅力の有無

回答 7行(1988年)

12行(1983年)

15行(1980年)

銀行周辺業務に魅力があると回答した銀行の割合は、1988年および1983年の調査では100.0%、1980年の調査で、93.3%である。これより銀行周辺業務に対する魅力には、圧倒的なものがある。

(b) 各種銀行周辺業務の魅力の順位

回答 7行(1988年)

12行(1983年)

13行(1980年)

1980年と1983年の調査では、1988年の調査と異なり、(III)投資顧問業務、と(IV)信託業務、の2項目は設けられていない。

1988年の調査によれば、ウェイトの高いものから、(I)証券業務、が24.2%、(II)リース、が20.2%、(III)投資顧問業務、が17.3%、(IV)信託業務、が16.3%、(V)コンサルティング、が11.5%、(VI)カード業務、が6.9%、そして(VII)その他、が3.5%である。1983年の調査では、(I)が29.4%、(V)が21.2%、(VI)が20.6%、(II)が20.0%、そして(VII)が8.8%となっている。1980年の調査は、(I)が33.1%、(II)が23.6%、(V)が19.6%、(VI)が11.5%、そして(VII)が12.2%である。

320. オフ・バランス業務について

これは、1988年の調査において設けられた質問項目である。

(I) 貴行で行っているオフ・バランス業務

回答数の割合の高いものから、(D)スワップ(金利スワップ、通貨スワップ等)、が21.9%、(B)金融先物(金利先物、通貨先物、債券先物等)と(C)金融オプション(金利オプション、通貨オプション等)、が18.8%、(E)FRA(Forward Rate Agreement)、が12.5%、(A)ローン・コミットメント、(F)キャップ(金利キャップ)、(G)NIF(Note Issuarance Facility)およびRUF(Revolving Underwriting Facility)、がそれぞれ9.4%である。

(II) 将来重要になるとと思われるオフ・バランス業務

回答数の割合の高いものから、(A)金利先物取引(東京金融先物市場創設を考えると)、が33.3%、(B)オプション、(C)スワップ、(F)証券に伴い生じるオフ・バランス業務一般、がそれぞれ16.7%、そして(D)NIFやRUF、と(E)金利・為替の各種リスクをヘッジする手段、信用補完、バックアップ等、が8.3%である。

(III) オフ・バランス業務の規制についての見解

どちらかといえば規制に反対する見解は、(B)過度の規制には反対、銀行の自主性を尊重しその体力内で行えば銀行経営の健全性を損なうものでない、規制は最小限にすべきである、BIS規制で十分等であり、全回答の22.2%に留まっている。これに対しなんらかの規制に賛成の見解は、(A)オン・バランス同様にオフ・バランスもリスクを内包する以上マーケット秩序維持や取引の健全性からみて規制は必要あるいは止むを得ない、と(E)定量リスク測定(掛け目)は当然低くすべきである、取引固有のリスクを十分理解しなければならない、がともに33.3%、(C)オフ・バランスの会計基準の確立が急務である、と(D)がオフ・バランス業務育成の見地からみて規制は適切に行うべきである、それぞれ11.1%であり、合計全回答の77.7%に達している。

321. 為替リスク回避のための対応策

回答 7行(1988年)

この項目は、1988年の調査で新たに設けられたものである。

為替リスク回避のための対応策としては、回答数の割合の高いものから、(A)外為持高操作の基本方針及び運営ルールを内外情報の収集と分析並びにALMの活用によってつくり、それに基づいて本邦と海外支店の持高枠(ロス・カット・ルールやリスク管理も含め各支店毎の単一通貨及び全通貨累積の持高についての枠)を設定し、一元管理を行っている、が44.4%、(B)長期短期の予約、ある

いは先物予約、ヘッジ、スワップ、オプション等で対応、が22.2%，そして(C)当該期間中葉でも決算見込みに基づき予想収益の一部を現地規制の許す限り円転し送金(カバーをとりリスクを回避しつつ)している、(D)多種通貨にわたり投資しリスク分散をして対応、(E)円建貸出により対応、がいずれも11.1%である。

以上より、為替リスク回避のための対応策としては持高調整を主流としているようである。

4. 国際化を進めるにあたっての制約について

401. 国際化にあたっての制約

(I)内部的制約

回答 7行(1988年)

13行(1983年)

13行(1980年)

国際化を進めるにあたっての銀行内部の制約として、1988年の調査によれば、(A)人的資源の制約、ノウハウ、が54.5%，(B)資源(資本)配分上の制約、と(C)システム上の制約、がそれぞれ18.2%であり、主なものである。なお、(D)特にならない、が9.1%である。

1983年の調査では、より詳細な回答があり、(B)人員不足、人材確保、人材養成、が34.6%，(C)情報収集能力、ノウハウ、が26.9%，(F)行内の認識不足、円資金枠不足、その他コスト増のための資金不足、が11.5%，(A)ローカル行員の人事問題、ローカリゼーション、および(E)実務の合理化、機械化、業務体制の確立、海外ネット・ワークの充実、と(I)特にならない、がいずれも7.7%，(D)言語、時間、地理的コミュニケーション・ギャップ、が3.8%である。

1980年の調査は、1983年と同様に、詳細な回答であり、(B)が45.8%，(C)が20.8%，(E)が12.5%，(D)と(A)がいずれも8.3%，(I)が4.2%である。

以上より、1983年の回答と1980年のそれは、主な内部的制約については近似している。1988年の回答は、(A)人的資源の制約やノウハウ、(B)システム上の制約、(C)資源配分上の制約、などが主要なものであり一見異なるようだが、これらをそれ以前の2つの調査の回答と違う回答と見ることはできないであろう。なお、地方銀行の回答にあるような経費、収益不足、外貨資金積み上げのための内部体制の確立などを指摘する回答は、都市銀行の回答の中には見あたらなかった。

(II) 外部的制約

回答 7行(1988年)

13行(1983年)

12行(1980年)

外部的制約として、1988年の調査では、(A)相手国の法制面での制約(海外での外銀規制法など業務進出制限、日系金融機関締め出し(ロンドン)、BIS自己資本比率規制)、が37.5%、(C)レシプロティ上の制約、対外摩擦、他社との競争、同業者間競争、駐在員の生活条件悪化、が31.3%、(B)本邦での法制面の制約(国内当局による為替店舗業務規制、行政指導、日銀指導)、が25.0%であり、(F)特にない、は6.3%である。1983年の調査によれば、(B)と(A)がともに37.5%であり、(D)相手国のリスク把握が国内より難しい、が16.7%、そして最後に(C)が83.%である。また、1980年の調査では、(B)が47.7%、(A)が26.3%、(C)が10.5%、(D)と(E)顧客サイドからのニーズが低調である、および(F)、がいずれも5.3%である。

以上より、1980年と1983年の調査では、最もウェイトの高いものが、(B)本邦での法制面の制約であり、次いで(A)相手国の法制面の制約となるが、1988年になると、これら(B)と(A)のウェイトも高いけれども、(C)レシプロティ上の制約、対外摩擦とか同業者間競争や駐在員の生活条件の悪化、などのウェイトが際だって高くなっている。

402. 銀行内部の制約の解消・解決策

回答 7行(1988年)

10行(1983年)

12行(1980年)

1988年の調査では、回答数の割合の高いものから順に、(B)人材育成、行員の教育(行員研修制度、人的内外交流、要員重点配置等)、が40.0%、(C)グローバル・システムの構築、コンピュータ・システム系のレベル・アップ、外国部の活動を積み上げ機械化をはかり、国際本部機構の確立をし海外ネット・ワークの活用などによる合理的システム化、が20.0%、(A)現地行員の登用(採用)、現地化の促進、その処遇改善、と(H)国際戦略上の優先順位に基づき資金(資本)の傾斜的配分(重点配分)をする、が13.3%、(I)戦略部門としての位置づけ、および(J)特になし、がそれぞれ6.7%である。1983年の調査によれば、(B)が50.0%、(C)が27.8%、(A)が16.7%、(D)カントリー・リスク評価方法の改善、が5.6%である。1980年では、(B)が36.4%、(A)が22.7%、(C)と(D)および(J)が9.1%、そして(E)情報収集能力の向上とその管理の徹底、と(F)円建て各種金融の推進、および(G)広範に展開せず自己の分野に集中させる、がそれぞれ4.5%である。

以上より、3回の調査において、回答に占める割合に若干の変動があるものの、主な銀行内部制約の解消・解決策は、(B)と(A)及び(C)の3つである。

403. 銀行の国際化と円の国際化との関連

1983年の調査では、この項目はない。

(a)銀行の国際化に円の国際化は重要か

回答 7行(1988年)

15行(1980年)

1988年の調査では、銀行の国際化を進めるためには円の国際化を進めることが重要であると、(I)思う、が100.0%で、1980年の調査では、(I)が86.7%である。

(b)銀行の国際化に円の国際化が重要であると思う理由

回答 6行(1988年)

13行(1980年)

1988年の調査では、回答に占める割合の大きいものから、(B)邦銀の国際的地位の向上、が57.1%、(A)邦銀の活動範囲の拡大とその国際化への加速、が28.6%、(C)金融摩擦の解消、が14.3%である。他方、1980年の調査では、より詳細な回答がなされ、重要とする理由としては、(A)余裕資金の運用を含めて一般に資金の調達が可能で安定的に得られ、かつ効率的に運用しうる(借入金のみで対外貸出を賄うのには限界がある)、が全回答の40.0%、(B)邦銀が競争力をもつのは円業務である、が33.3%、(C)通貨リスクを回避しうる、と(D)戦略商品の多様化の観点から、がそれぞれ6.7%を占め、反対に重要でないとする理由としては、(E)決定的要因とならないから、が全回答の13.3%であった。

404. 東京オフショア市場の影響

回答 7行(1988年)

東京オフショア市場の設立の影響として、回答に占める割合の大きいものから、(D)資金の運用調達の多様化、ゆえに市場の厚み増大、非居住者取引の機会増加、が66.7%、(C)日本の金融市場の地位を上げた、特にJOM創設は貢献が大きい、が22.2%、そして(A)東京市場の国際化・自由化に1つの役割を果たしたが、証券業務が出来ないこと、出入超過規制があり、オフショア取引の制約となっていること等、不十分である、が11.1%である。なお、地方銀行の調査でみられた回答項目(B)低コストの資金調達が出来る、収益チャンス拡大、や(E)特に影響ない、あまり影響ない、は0.0%であった。

5. 国際化の現状・成果について

501. 現在の収益シェア

回答 7行(1988年)

13行(1983年)

11行(1980年)

国際部門の全部門に占める収益シェアは、1988年の調査では、回答数に占める比率で、(III)11-15%、が42.9%、(IV)16-20%、が28.6%、そして(V)21-25%、と(VIII)51-75%、がそれぞれ14.3%であり(その他は0.0%)、1983年の調査では、階級分類が1988年の調査と異なっているが、(II)11-15%、と(III)16-20%、が46.2%、(VIII)51%以上、7.7%であり、1980年の調査では、(II)が45.5%、(I)0-10%、が36.4%、(III)と(VIII)が9.1%である(その他は0.0%)。

1980年と1983年の両調査を比較すると、収益シェアは1階級アップしており、また1983年と1988年と比較すると、さらに1階級アップしている。

他方、これら都市銀行の収益シェアを地方銀行の収益シェアと比較すると、都市銀行のシェアは、どの調査時点でも地銀より1階級上に位置しているようである。

502. 営業拡大地域(過去3年間)

回答 6行(1988年)

13行(1983年)

14行(1980年)

調査を行った年より過去3年間における支店や派遣人員をとくに増加させた地域についてたずねている。

1988年の調査では、(I)北米、と(V)アジア、が35.3%、(II)欧州、が29.4%である(その他地域は0.0%)。1983年の調査によれば、(V)アジア、が24.5%

で最も高く、次いで(I)北米、(II)欧州、が18.4%、そして(IV)中近東、が16.3%、(III)中南米、が14.3%、(IV)社会主義国、が6.1%、(VI)オセアニア、が2.0%である。また、1980年の調査によれば、(I)が48.1%、(V)が22.2%、(II)が18.5%、(III)が7.4%、および(IV)が3.7%である。いずれの調査でも、(VI)アフリカは常に0.0%である。

以上より、営業拡大地域として、オセアニアと社会主義国は、1983年の回答のみに含まれており、他の年の回答には見あたらない。また、1988年の調査では、北米、欧州、アジアの3地域のみが営業拡大地域となっている。

503. 現段階での業務上の重点地域

回答 7行(1988年)

13行(1983年)

13行(1980年)

1988年の調査によれば、(I)北米、44.4%、(V)アジア、33.3%、(II)欧州、22.2%であり、上記質問(502)過去3年間の営業拡大地域の回答と一致する。1983年の調査では、(I)北米、(II)欧州、(V)アジアがいずれも18.5%であり、(VII)オセアニア、が15.4%、(IV)中近東、が10.8%、(III)中南米、が9.2%、そして(VI)アフリカ、と(VIII)社会主義国、がともに4.6%である。また、1980年の調査では、(I)が35.1%、(II)が32.4%、(V)が27.0%、そして(III)と(IV)中近東が2.7%である。

以上より、1983年の調査において、業務上の重点地域として初めて(VI)アフリカがわずか4.6%であるが顔を出している。その他はほぼ上記質問(502)の結果と一致する。

6. 外国銀行の国際化の程度との比較

601. 外国銀行と比較しての国際化の程度

1983年の調査では、この項目は設けられていない。

(a) 外国銀行と比較した国際化の評価

回答 7行(1988年)

15行(1980年)

1988年の調査では、(IV)やや遅れている、が85.7%、(V)遅れている、14.3%である。1980年の調査では、(V)が53.3%、(IV)が40.0%、(III)ほぼ同水準、が6.7%(1行のみ)である。ゆえに、1980年調査の(III)を除いて、一般に都市銀行は、多少なりとも外銀より遅れており、進んでいるとは思っていないようである。

(b) 外国銀行より進んでいる点

回答 1行(1988年)

2行(1980年)

上記の回答を受けて、1988年の調査では、外国銀行より進んでいる点は、(A)対日関連取引、が100.0%、1980年の調査では、(A)と(B)特になく、が同率の50.0%である。

(c) 外国銀行より遅れている点

回答 7行(1988年)

15行(1980年)

1988年の調査では、外国銀行より遅れている点として、(C)業務の現地化(現地企業取引、雇用の現地化)、が35.7%、(H)その他事務関係の整備・合理化、海外業務全般(エレクトロニクス・バンキング・システムの構築、ディーリングでのグローバルなサポート・システム、一般に組織、世界的総合システム等)、が28.6%、(B)業務の多様化(証券業務、コンピュータを用いた新商品の開発、海外のミドル・マーケット及びリーティル・ビジネス、周辺業務の充実、非銀

行業務分野), が14.3%, (A)拠点網の整備, と(D)情報収集能力, ノウハウ, および(F)人的資源の量と質(いわゆる人材), がいずれも7.1%である。1980年の調査では, (A)が25.6%, (D)と(H)が12.8%, (B)と(C)及び(E)資金調達力, また(G)海外業務や対外資産の規模の劣位, がいずれも10.3%, が20.9%, そして(F)が7.7%である。

602. 外国銀行ないし外国企業の日本の都市銀行間に対する信用評価

回答 5行(1988年)

13行(1980年)

1983年の調査には, この設問はない。1988年の調査では, (I)日本の都市銀行間に信用度の差異を置いている, とするもの60.0%, (II)差異がない, とするもの40.0%である。1980年の調査では, (I)が76.9%, (II)が23.1%であり, 1988年調査では(II)差異がないと回答した割合が増加している。しかし, 1988年の調査での回答数は少なく明確に云うことはできない。

603. 先発外国銀行と比べ国際化に関する困難な分野・問題

1983年の調査では, この項目は設けられていない。

(1)問題点の有無

回答 7行(1988年)

15行(1980年)

1988年の調査では, 先発外国銀行と比べ都市銀行の国際化業務での困難な分野・問題が(I)ある, とする回答が7行中4行あり(57.1%), 1980年の調査では15行中11行(73.3%)ある。

(2)その困難な分野・問題の内訳

回答 7行(1988年)

15行(1980年)

1988年の調査によれば、ウェイトの高い順より、(A)人的要員の確保、が42.9%、(B)海外業務のノウハウ、が28.6%、そして(E)当局の銀行行政(業際間垣根の存在も含む)、と(F)証券・信託業務(非日系案件にかかる融資業務を含む)の劣位、がともに14.3%である。1980年の調査では、(E)と(F)及び(D)資金の調達、がいずれも17.6%、(A)と(B)及び(C)業務の現地化、がともに11.8%、そして(G)企業の海外活動が弱くその上海外進出大企業との取引も弱い、顧客開拓上の劣位、と(H)運用利回り利鞘が薄い、がともに5.9%である。

1988年の調査によれば、問題点として、(A)(B)(G)(E)の4点のみを挙げたが、1980年の調査では(A)から(H)まで8点の多岐にわたっている。傾向としては、1988年に至り、人的要員の確保、海外業務ノウハウが切実なものとなってきたことであろう。

7. 業務の国際化に関する銀行行政について

701. 海外支店・駐在員事務所の新設やその所在地選定に関する政策当局の方針に対する見解

回答 7行(1988年)

13行(1980年)

1983年の調査においては、この設問は設けられていない。

1988年の調査では、(IV)現在の認可方式をもっと自由にすべきである、が71.4%、(II)現状でよい、が28.6%である。1980年の調査によれば、(IV)が71.4%、(II)が14.3%、そして(I)過当競争の状態だからもっと厳しくすべきである、と(III)支店や駐在員事務所の認可方式は現状のままでもよいが、設置場所の選定についてはもっと自由にすべきである、がともに7.1%となっている。

1980年と1988年の調査ともに、(IV)現在の認可方式をもっと自由にすべきである、という見解が支配的であり、変わっていない。

702. 現在の諸規制のうち国際化の障害について

回答 7行(1988年)

9行(1980年)

1988年の調査で設けられた質問である。1980年の調査では、現行の為替管理のうち国際化の障害について問うていた。

1988年の調査では、回答に占める割合の高いものから順に、(C)証取法65条、が31.3%、(B)業務規制、と(D)信託分離、および(E)長短分離、がいずれも18.8%、そして(F)三局合意、である。

1980年の調査では、質問の内容が異なるが、(A)直物持高規制、円転規制、と(C)非居住者円預金への過度の準備率適用、がともに28.6%、(D)為替手続きの煩雑さ、標準決済方式規定、拠点網設置の行政指導、が21.4%、(E)特になし、が7.1%である。

703. 在日外国銀行に対する当局の規制について

(a) 在日外国銀行への規制

回答 7行(1988年)

13行(1983年)

11行(1980年)

1988年の調査では、在日外国銀行への当局の規制が、(I)厳しい、が85.7%、(II)厳しくない、が14.3%である。1983年の調査では、(I)が15.4%、(II)が84.6%、1981年の調査は、(I)が63.6%、(II)が36.4%である。

1983年の調査においては、(I)厳しい、という回答の比率が、他の調査年に比べてとりわけ低い。しかし、1980年と1988年の両調査においては、おしなべて在日外国銀行に対する当局の規制を厳しいとする見解が顕著である。

(b) 在日外国銀行への規制は、厳しいなら緩和すべきか

回答 6行(1988年)

3行(1983年)

7行(1980年)

1988年の調査では、緩和すべきだと、(I)思う、が83.3%である。1983年の調査では、(I)が66.7%、そして1980年のそれでは、(I)は56.1%である。

1980年から1988年にかけて、漸次緩和すべきであるとする見解の割合は、増加している。そして1988年ではそれは、圧倒的になってくる。

(2)在日外国銀行への規制緩和等の理由

回答 2行(1988年)

3行(1983年)

6行(1980年)

1988年の調査では、(A)相互緩和の観点から止むを得ない、イーコール・フィッチングを行うべきである、国際協調、欧米からの自由化要求が強い、有事の際の報復を恐れる、と(D)邦銀も共に緩和すべきであり外銀のみ緩和すべきでない、とする回答が互いに50.0%となり見解が分かれている。1983年の調査では、(A)が100.0%であり、1980年の調査では(A)と(C)邦銀の国際競争力が強くないので、とする相反する回答が共に33.3%、また(B)東京市場の国際化のため自由な活動が必要、と(D)の相反する回答がそれぞれ16.7%となっている。

規制を緩和すべき理由としては、(A)が主流であり、規制を緩和すべきとは思わない理由としては、1980年の調査では(C)また1988年の調査では(D)が主なものである

(c)金融摩擦の原因

回答 7行(1988年)

この項目は、1988年の調査で新たに設けられたものである。金融摩擦の原因として、(B)日本の金融市場の閉鎖性(金融政策、制度・慣習)、金融市場開放の不十分さ、外国と日本の規制の相違、が28.6%、(D)邦銀の急激な海外進出、護送船団方式、邦銀のオーバープレゼンス、が21.4%、(C)業際間問題の存在(銀・

証分離、長短分離、信託分離)、金融制度の違い、当局のガイドラインの存在とその不透明さ、と(H)日本市場への外銀の理解不足、がそれぞれ14.3%、そして(A)日本の経済力の強さ、日本企業の集中豪雨的進出、と(F)儲けすぎ、および(G)現地当局の自国金融秩序維持の立場と邦銀の利益追求の利害対立、がいずれも7.1%の同率である。

704. 海外業務に対する日本の当局の管理・規制について

回答 7行(1988年)

13行(1983年)

14行(1980年)

(a) 日本の金融当局の邦銀の海外業務に対する管理・規制について

1988年の調査では、(III)規制を緩和し、もっと自由競争原理を導入すべきである、が85.7%、(II)現状のままでよい、が14.3%、そして(I)現状より厳しくすべきである、が0.0%である。1983年の調査では、(III)が92.3%、(II)が7.7%、そして(I)が0.0%である。また、1980年の調査では、(III)が78.6%、(II)が21.4%、そして(I)が0.0%である。

1980年、1983年、1988年のいずれの調査でも、(III)が圧倒的に支持されており、(I)現状より厳しくすべきである、の回答は全く支持されていない。

(b) 緩和すべき当局の海外業務規制

回答 4行(1988年)

規制緩和のための具体的内容として、(B)業務上の規制(銀・証分離、長短分離、証取法25条等)、特に現地の法制上可能な業務は認めるのがよい、が80.0%、(A)持高規制、為替規制、が20.0%である。その他、地方銀行等の回答にみられた(C)海外進出規制(海外拠点の許認可方式等)、(D)一般に許認可制を届出制にすること、および(E)外銀の日本進出への規制、(F)海外店のない邦銀に対する海外拠点許認可方式、中長期貸出のガイドライン(ローンのサブパートの場

合、借入人がAA格相当以上でなければならないこと)など、いずれも0.0%である。

705. 合衆国、英国その他の金融当局に規制について

回答 5行(1988年)

合衆国、英国その他の金融当局の規制について、批判的な回答は、(C)邦銀を対象とした規制(英国当局の流動性規制など)は止め日本当局に委ねるべきである、が40.0%、(A)他国の規制を変えようとする「自国域外適用」が行われており保護主義にならないことを望む、が20.0%、合計60.0%あり、どちらかと言えば好意的な回答は、(B)本邦に比べて自己責任の原則が重視されていると思う、(D)それぞれの金融風土があるので郷に入ってはそれに従うのを基本とした、がそれぞれ20.0%、合計40.0%あった。

706. BISの自己資本比率の測定と基準に関する国際統一基準について

1988年の調査で新しく設けられた質問項目である。

回答 6行(1988年)

(I)国際統一基準についての評価

国際統一基準についての評価は、(A)銀行経営の健全性維持、国際的な金融システムの安全性確保に資する、が85.7%、(E)健全性の尺度の一つであるが他にも評価があることを考えるべきである、が14.3%である。その他地方銀行等にあった(C)妥当で望ましい、必要なものである、や(B)永久債暴落、資本調達圧迫など弊害をもたらした、および(D)止むをえない、の回答はいずれも0.0%であった。

なお、以上の回答から、国際統一基準を積極的に評価する(A)は、圧倒的に支持されていることが分かる。

(II)国際統一基準の達成方法

自己資本比率など国際統一基準の達成方法として、(A)増資による、と(C)収益性の高い資産を積み上げる(オフバランス取引にも積極的に参入する)、がそれぞれ38.5%、(B)転換社債の発行、が15.4%、(D)既に達成済である、が7.7%である。

(III) 自己資本比率など国際統一基準についてどのような影響があるか

国際統一基準の国際業務に与える影響については、(C)総資産の利益率を改善するため総資産伸び率の適正化を重視し資産拡大に歯止めがかかる、が33.3%、(B)オフバランス取引(スワップ、ファニチャー、オプションなど)、また振替デューリングなどの手数料ビジネスへの傾斜、と(F)特に影響がない、がともに22.2%であり、(D)資産内容の見直しが必要(リスク等)、リスク・ウエイトの低い与信への切り替え、と(E)将来を考えた拠点網の必要性、が11.1%である。

8. 現在および将来の問題

801. 今後とも積極的に国際化を進めるか

回答 7行(1988年)

15行(1980年)

1988年および1980年の調査において、回答したすべての銀行が、今後も積極的に国際化を(I)進める、方針である。

802. 銀行の国際化につき金融当局への要望

回答 2行(1988年)

12行(1983年)

7行(1980年)

1988年の調査では、金融当局に対する要望は、大きく4つに分けられ、(A)証取法65条や三局合意等業際関連規制の撤廃、(B)海外投資等損失準備金の無秩序な拡大、累積債務国関連規制の緩和、(C)邦銀の海外進出に関し海外金融当局へ

の根回しを要望する、(D)特にない、がすべて25.0%で均等になっている。

1983年の調査では、(A)海外現地法人による証券業務の自由化、が28.1%であり、(B)中長期現地貸しの自由化(円建てを含み、金利制限の撤廃)、と(C)店舗行政、為替管理、外債やCD発行の許認可の自由化、がともに21.9%、(D)行政簡素化(例えば、銀行の検査は大蔵省の銀行局、国際金融局、日銀考査局と重複している)、が12.5%、(E)東京オフショア市場創設等積極的国際化を要望する、が6.3%、(F)カントリー・リスク貸金への償却基準の新設、と(G)国内金融制度への波及を最小にし混乱を避けよ、(H)特にない、がともに3.1%である。

1980年の調査では、(D)店舗行政の自由化、が27.3%、(B)為替管理規制が障害となっている、と(C)為替専門銀行の優先は問題である、がともに18.2%、そして(A)東京国際金融市場の育成、(E)外債発行許可、(F)中長期現地貸しの自由化、(G)海外での証券引受幹事許可、がいずれも9.1%である。

第3章 地方銀行の国際化に関する実態調査結果*

藤田正寛
家森信善

I. はじめに

「金融の国際化」は、80年代のわが国の金融経済を特徴づけるキー・ワードの一つである。しかし、わが国の「金融の国際化」の実態を分析するのは、大変困難な仕事である。なぜなら、「金融の国際化」は、多面的な意味内容を持つので、その全体的な把握には多くの情報が必要である。にもかかわらず、現実には、分析に必要な情報が全くといえるほど公開されてこなかったからである。そのため、研究者は、公開されている断片的な情報に基づいて議論を展開せざるをえない。分析は当然に限定されたものになる。

そこで、我々の研究グループは、広範な実態調査を実施することにより、公表されている情報の不足を補うことにした。我々は、実態調査の実施にあたって、「金融の国際化」のうちでも、とくに、「金融機関の国際化」に焦点を当てることにした。⁽¹⁾ 我々の調査結果は、今後の理論分析にとってだけでなく、わ

(*) 本稿の作成に当たっては、宮田亘朗香川大学教授、井上貴照香川大学助教授によるアンケート結果の解析が大いに有用であった。宮田教授、井上助教授に対して記して感謝したい。もちろん、本稿に含まれる問題点は著者二人の責任である。

(1) 金融機関の国際化は、2つの局面に分けられる。一つは、金融機関の業務の国際化である。たとえば、外国為替の取扱いや、貿易金融の仲介などである。二つ目は、金融機関そのものの国際化である。たとえば、海外支店の設置や外国人の雇用などがあげられる。我々のアンケート調査は、このいずれもカバーするように準備された。なお、金融機関の国際化についての入門的な説明には、有馬(1990年)がある。また、金融機関の業務の国際化についての詳細は、石垣(1986年)を参照のこと。

が国の国際金融政策の立案にとっても大変有用なものであると確信している。

本論文の目的は、我々が実施してきた実態調査のうち、特に地方銀行に関する調査結果を利用して、地方銀行の国際化の現状と課題を明らかにすることにある。⁽²⁾

Ⅱ. 地方銀行と国際化

Ⅱ-1 地方銀行の特徴⁽³⁾

法律的には、地方銀行と都市銀行の間に差異はない。営んでいる業務も、規模をのぞけば、ほとんど同種のものである。また、都市銀行下位行よりも大きな規模を持つ地方銀行も存在する。⁽⁴⁾ 他方、非常に小さな地方銀行も存在し、地方銀行の間には、たいへん大きな規模の相違がある。そのため、単純な一般化は困難である。しかし、便宜的に、都市銀行と比較しながら、平均的な地方銀行の特徴をまとめておこう。

都市銀行が全国的な営業展開をしているのに対して、地方銀行は、本店の所在する都道府県を営業地盤としている。都市銀行の融資先は、大企業が多いのに対して、地方銀行の融資先は、地元の中小企業が多い。また、地方銀行の預金は、個人によるものが多い。

地方銀行の主要取引先が個人あるいは中小企業であったため、最近になるまで国際化の必要度はさして高くなかった。このため、大企業の国際化に対応してきた都市銀行と比べると、地方銀行は国際化の点で大きく遅れることとなった。

(2) 本稿での「地方銀行」とは、旧相互銀行系の第二地銀を含まない。これは、我々の実態調査が、主として相互銀行の普通銀行転換より以前に実施されたためである。

(3) 本節の記述は、日本銀行(1986年)を参考にしている。

(4) 平成二年度末の預金残高で比べてみよう。地方銀行の横浜銀行は、9兆8千億円の預金残高を持つ。他方、都市銀行である北海道拓殖銀行は8兆円の預金残高を持っている。

II-2 地方銀行の国際化の現状⁽⁵⁾

まず、業務における国際化の現状をみてみよう。残念ながら、利用可能な資料から、業務の国際化の歴史的推移を詳細に示すことは困難であった。たとえば、外国為替取扱い高についての数字はえられなかった。

平成元年末で、地方銀行64行すべてが、外国為替公認銀行となっている。そのうちコルレス契約が認められているのは、56行であった。多少古いが、87年度の国際部門貸出金は、末残で5兆5,180億円にのぼり、総貸出金87兆3,924億円の6%強を占めていた。この比率は、88年度には、8%となった。

第3-1表 地方銀行の店舗数の推移

	総店舗数	海外店舗数	進出行数
1981年度末	5,877	3	2
1982年度末	6,099	3	2
1983年度末	6,301	3	2
1984年度末	6,731	4	3
1985年度末	6,918	5	3
1986年度末	7,035	8	5
1987年度末	7,164	12	8
1988年度末	7,310	18	13
1989年度末	7,456	27	19
1990年度末	7,598	37	23

次に、金融機関そのものの国際化を見てみよう。1991年7月末で、海外駐在員事務所を持つのが、41行、海外支店を有するのが24行である。第3-1表に示したように、81年度末には、海外支店を有するのはわずか2行にすぎず、海外支店数も3であった。80年代に、地方銀行そのものの国際化が急速に進展したことは疑いの余地がない。しかし、総店舗数に占める海外支店の比率は、現在でも0.5%に満たない。都市銀行の同比率は、6%を越えている。国際化の絶対

(5) 本節で利用した資料は、『国際金融局年報』、『週刊金融財政事情(1991年8月5日号)』および、『全国銀行財務諸表分析』である。

的な水準は、依然低いのである。

地方銀行の海外支店の分布を見ておこう。91年7月末で、24行が39の海外支店を持っている。ニューヨークに開設された支店が22である。ついで、香港が9支店、ロスアンゼルスとロンドンがそれぞれ3支店、シンガポールとプサンがそれぞれ1支店であった。このように圧倒的に米国における支店展開である。

国際業務粗利益をみると、1988年度が781億円、89年度が707億円、90年度が693億円と低下傾向にある。

II-3 地方銀行の国際化の動機

地方銀行の国際化の基本的な動機として次のようなものが考えられる。第1に、顧客の国際化への対応である。地方銀行の顧客層である中小企業にも国際化の波が押し寄せている。海外からの原材料の調達や海外市場への製品の販売はもちろんのこと、企業自身の海外立地も現実のものとなってきている。国際的な金融サービスへの顧客のニーズが高まってきたのに対応しなければ、顧客を他の銀行、特に、都市銀行に奪われてしまう。顧客関係の維持を目的にした、防衛的な国際化である。

第2に、将来の制度改革への対応である。近い将来、業務分野の自由化が実現したときに、直ちに対応できる体制を整えておく必要がある。つまり、わが国の現行の金融制度の枠内では、行うことのできない業務、たとえば、証券業務についてのノウハウを蓄積しておくことが不可欠である。そこで、自由な海外市場においてノウハウを蓄積するために、国際化を推進するのである。

第3に、国際化を通じて新しい収益機会を獲得することである。海外では、規制のきびしい国内とは異なり、新しい金融商品が利用可能である。銀行自体のポートフォリオもより広い投資機会から構成されることになる。また、各種の手数料収入も資産を増やさずに収入を増やす道として注目されている。

Ⅲ. 実態調査の結果

Ⅲ-1 実態調査の方法

我々の研究グループでは、銀行の国際化に関する実態調査を過去10年間に3回実施した。便宜上、1979年から1980年にかけて実施し、81年に集計した調査を81年調査、1981年から1982年にかけて実施し、83年に集計した調査を83年調査、そして、1988年に実施・集計した調査を88年調査とよぶことにする。

81年、83年調査では、全地方銀行に質問票を送付し、回答を求めた。88年調査では、ある程度以上の国際業務を行っている銀行に調査対象を限定した。具体的には、コルレス包括承認銀行に限定して、アンケート回答を依頼した。回収結果は、次のとおりであった。81年調査では、25行から回答が寄せられた。83年調査では、19行であった。88年調査では、21行から回答があった。本稿ではおもに88年調査に依拠して、推移を見るために81年調査、および、83年調査を利用することにする。

なお、状況の変化に応じて、実態調査実施のごとに、適宜、質問項目を修正した。そのため、全項目について過去3回の調査すべてで回答が得られているわけではない。なお、単純合計が回答銀行数にならないことがある。設問によっては複数回答や記述式回答を求めたり、一部の設問に対しては無回答もあったためである。

Ⅲ-2 回答結果

(1) 国際業務の目標シェアと現実のシェア

国際業務からの収益が全体の収益に占める割合について目標水準を尋ねた。金融の国際化が急速に進む以前の81年調査では、目標水準が10から20%台だと答えた銀行が、回答銀行25行のうち、わずか2行であった。残りの銀行は、10%以下の収益を目標水準だと回答している。83年調査でも、回答行18行のうち、17行が目標水準は10%以下であると答えている。同時に実施した都市銀行や信

託銀行への調査によれば、それらの業態では目標水準は10%を越えていた。他の業態に比べると、当時、国際業務への地方銀行の期待は相対的に小さかったことを示している。実際、81年調査では、回答行25行のうち1行をのぞいて、現実の収益シェアは5%以下であると回答している。

しかし、金融の国際化が地方レベルにまで広がりを見せた結果、88年調査では、20%以上の高い水準を目標とすると答える銀行も登場した。回答行21行のうち過半数の11行が、目標水準を10から20%に置いていることが明らかになった。これは、80年代初めの都市銀行なみの目標水準設定である。ただし、注意すべき点は、依然10%以下の目標水準を設定する銀行もかなりある点である。つまり、地方銀行間での国際化への取り組みは、分極化しつつあるようである。この分極化は、目標値だけでなく、すでに現実の収益シェアにも認められる。25行の回答をえた88年調査によれば、現実の国際部門の収益シェアが5%以下であると回答した銀行は11行、6から10%だとする銀行が8行ある。他方で、10%を越える収益シェアを持つ銀行が2行あった。

(2) 国際化の目的と誘因

金融機関が、国際化を決意するのはどういった理由であろうか。従来行ってこなかった新規業務である国際業務に取り組むには、多額の初期投資が必要である。それにくわえて、外国為替リスクやカントリー・リスクなどの国際業務に固有の新しいリスクにさらされるはずである。コストやリスクの増大にも関わらず、国際化を推進する目的について尋ねたところ、81年調査、88年調査ともほぼ同様の結果をえている。最大の目的は、顧客の拡大・維持である。そのほかの主要な目的は、ノウハウの蓄積や、プレステージの維持・確保、および、海外情報の収集である。

では、国際化を決断する直接的な誘因は何であったのだろうか。1981年調査では、24行のうち17行、88年調査では、21行のうち14行が、取引先の国際化に

対応するために国際化を行ってきたと回答している。注目すべきは、88年調査では、4行が他の銀行の国際化に歩調を合わせたという回答を寄せている。わが国の銀行の横ならび主義を如実に示す結果である。本来国際化には十分な準備が必要であるから、競合する銀行の国際化に合わせた国際化は、何らかの歪を伴っている恐れがある。

(3) 海外への進出

海外支店の数は、第3-1表に示したとおりである。実際に設置された支店の数は、大蔵省の規制をクリアーしたものである。各銀行の支店設置の潜在的な要求はわからない。そこで、我々は、海外支店・駐在員事務所・現地法人の開設予定について尋ねた。1981年調査では、「すでに開設」と「開設予定」を合わせても、20%にすぎなかった。それが、88年調査では、回答を寄せた銀行の75%が「すでに開設」あるいは「開設予定」であると答えている。しかし、残りの25%の銀行は、「開設の予定がない」と回答している。ここでも、国際化への取り組みは銀行ごとに大きく異なることがわかる。

新規に支店を開設するとしたらどのような地域に開設したいかを尋ねた。81年調査では、第二次オイル・ショックの影響から、中近東と答えた銀行が30%もあった。それ以降の2回の調査では、政治上の問題や、省エネルギーと石油価格の低迷によるオイル・マネーの減少から、中近東に新たな支店等を設置したいと答える銀行はなかった。83年、88年調査では、支店・駐在員事務所の候補地として、北米、欧州、アジアをあげるものがほとんどであった。

(4) 現地法人化の長所と短所

わが国の銀行は、海外支店を開設するとともに当該国の法律に基づいて本体と別個の法人格を持つ企業を設立することがある。このいわゆる現地法人の長所と短所について回答を求めた。

81年調査、88年調査ともに、現地法人の設立により資金調達効率化・多様化・安定化が達成できるとの答が多かった。現地法人は日本の制度的・量的規制から自由に有価証券業務や為替業務、貸付業務を行えることが、最大の長所のようなのである。88年調査で特記すべきは、進出国市場への参入が容易になる点を指摘した答がみられたことである。日本の金融機関の海外での目だちすぎが、国際的な金融摩擦を激化させている。その際、日本のルールと外国のルールが異なることが争点となりやすい。現地法人は当該国のルールに完全にしたがうので、現地法人化は金融摩擦への対応という一面を持つようである。

他方、現地法人の設立によって生じる問題点は、営業規模の縮小がコスト上昇を招くという点、および、信用力が低下するという点である。日本の銀行は、国際的に高い信用を維持してきたので、低金利での資金調達が可能であった。しかし、現地法人は親会社の信用力を直接に使えず、相対的に不利な資金調達を余儀なくされるからである。

(5) 貸し付けの相手国

国際的な貸し付けの相手方を見ると、1981年調査では、貸し付け残高の73%が途上国向け貸し付けであった。⁽⁶⁾83年調査では、途上国向け貸し付けの比率が54%に低下した分、先進国向けが増加して18%から37%になった。88年調査結果によれば、先進国向けが64%に上昇し、途上国向けが26%にまで低下した。80年代初頭に発生した累積債務国問題が、大きく影響していることは明らかである。アンケート結果は、途上国と先進国との間での国際資金の移動が細ってしまい、もっぱら、先進国間で国際資金が移動していることを示している。

過去3回の調査では、社会主義諸国向けの貸し付けのシェアは10%弱であっ

(6) 回答行の回答値を単純に平均している。以下同様である。

た。最後に実態調査を実施した88年以降、旧社会主義諸国は大きな変化を遂げた。今後世界的な資金循環との兼ね合いから、旧社会主義諸国への邦銀の貸し付けの動向に注目していく必要がある。

(6) 途上国向け貸し付けについて

1981年調査では、途上国向けの貸し付けの絶対額を増やすと回答した銀行が多かった。83年調査では、絶対額は増加させるものの、割合を落としていきたいという回答が過半であった。

1988年調査では、途上国を債務負担が重い国とそうでない国に分けて、今後の貸し付け態度を尋ねた。回答行10行のうち9行は、重債務国に対する貸し付けは割合・額ともに減らして行きたいと答えている。累積債務問題の深刻化により現在保有している債権についても返済のめどがたっていない。また、債務の問題はしばしば政治問題化する。そういった現状では、個別の金融機関が貸し付けを減らしたいと答えるのは当然であろう。新規案件には参加しない方針だという回答が5行から寄せられた。累積債務国問題の解決のために新規資金の注入が必要だという議論が有力であるが、民間銀行資金を動員するのは大変困難であることを改めて確認する結果であった。

その他の途上国向けに関しては、方針が分かれている。しかし、重債務国向けのように割合・額ともに減少させていくという答は少数であった。むしろ、新しい収益機会と考えている銀行が多かった。途上国全般での経済の不振によって途上国向け融資のリスクが高まっていることは確かだが、情報の収集や分析・審査能力の向上によって対応していく方針のようである。

海外拠点が少ない、国際化の歴史の浅い地方銀行にとってカントリー・リスクの評価はたいへん困難である。そのため、独自の情報収集を行うより、欧米の専門誌や公的機関（IMF や世界銀行）の発表する資料を利用しているようである。また、取引のある都市銀行や政府関係機関からの情報も利用している。

(7) 貸し付け相手

すでに明らかにしたように、地方銀行の国際化は、顧客の国際化に対応したものであった。したがって、当初はすべて国内関係の延長であり、経験の蓄積とともに徐々に顧客層を広げていくことになるはずである。このことは、海外貸し付けに占める日系企業向けの比率の低下によっても裏付けられている。1981年調査では、同比率は42%であった。83年調査では、28%に低下し、88年調査では、10%以下になってしまった。都市銀行や信託銀行の場合には、この傾向は逆であった。つまり、地方銀行とは対照的に、都市銀行や信託銀行は主導的に国際化を進めて、顧客を引っ張ってきたのである。

日系企業以外への貸し付けが増加していると述べたが、88年調査によれば、そのうちの約4分の3は公的機関向けであった。情報収集・審査能力に限界のある地方銀行にとって、現地民間企業への融資はたいへん困難なのであろう。

日系企業との取引を行う場合、これまでの国内での（親会社を含めた）取引実績を重視するかを尋ねた。過去3回の調査とも、ほとんどの銀行が「必ず重視する」か「原則的に重視する」と答えた。顧客に追随した国際化を行ってきた以上当然のことであろう。

(8) 貸し付け内容

邦銀は、多くの円建て負債を持っている。したがって、債権の方で円建て化を進めることは、為替リスクの軽減を意味する。1988年調査では、貸出債権のうち円貨建て債権がほぼ半分であった。外貨建て債権は、そのほとんどがドル建てであった。為替リスクは、保有する債権の通貨建てを多様化することによっても軽減できるが、地方銀行の国際化はその段階には至っていない。地方銀行の為替リスクの回避策は、外貨建ての持ち高を縮小することのようである。そのために、為替先物などを利用している。

わが国の金融機関は、海外で短期資金を調達して、長期資金として貸し出し

ている。88年調査では、海外での資金調達85%以上が短期性の資金であった。これは、流動性リスクに対してたいへん脆い構造である。銀行もこの危険性については認識しているものの、慎重に行えば問題は生じないと考えているようである。

長期資金を固定金利で貸し出すと、経済環境の変化に伴う短期市場金利の変動によって、逆ざやになることも有り得る。しかし同時に、リスクを取ることでより大きな収益を実現できる可能性も生じる。われわれの調査結果では、固定金利による貸し付けが増加してきた。しかし、これが、積極的なリスク・テイキングの結果なのかは、にわかには判断できない。なぜなら、金融イノベーションの結果、最終的にリスクを誰が負担しているのかが不明確になってしまったためである。たとえば、固定金利債権と変動金利債権の間に金利スワップをかければ、実質的には変動金利貸し付けとなりうるのである。

(9) 資金調達

回答行がたいへん少なかったため、十分明確なことはわからなかった。地方銀行は、都市銀行と比べると比較的余剰資金がある。そのため国内で調達した資金を海外業務に使っている銀行もある。

(10) 周辺業務

国内ではきびしい業務分離によって、業務が限定されている。他方、海外では比較的自由に業務が選べる。海外での周辺業務に関心を持つ地方銀行が増えてきた。1988年調査では、特に関心のある周辺業務として、証券業務、信託業務、投資顧問業務、それに、リース業務をあげる銀行が多かった。

(11) 国際化への障害

為替レートの変動によって円建て評価での資産内容、収益が大きく振れることを問題視する意見があった。たしかに、実態に関わらず、期末の為替レートに一喜一憂している現状は、望ましいものとはいえないであろう。しかし、現行のように円建て評価額に合算して公表するのをやめて、各通貨建てごとに債権・負債内容を発表すれば、この障害はかなり緩和するであろう。

国際化を進める上での銀行内部の制約を尋ねたところ、最大の障害は、人材の不足であることがわかった。また、銀行内での意識改革が十分に進んでいないため、内部的な摩擦もあるようである。今までのところ、解消策の中心は、人材の育成と国際部門への重点的な配分となっている。

具体的な人材育成策は、都市銀行や地銀協などへの派遣、海外への留学、および、自行内での養成が中心となっている。これらは内部の人的資本の活用をめざしたものである。他方で、内部育成は時間がかかるので、即戦力として現地採用を活発化させている。

国際化を進める上での外部的な制約は、次の2点に集約される。第一は、日系金融機関に対する摩擦の激化である。特に遅れて国際化を始めた地方銀行にとって新規参入へのハードルの高まりは深刻である。第二は、わが国の金融当局の規制である。ただ、国内規制による制約は、国内での金融自由化の進展によってかなり緩和されてきたようである。

(12) 都市銀行と比較した自己評価

客観的にみて、地方銀行の国際化は都市銀行に比べて遅れている。地方銀行自身、このことを認識している。80年代に地方銀行の国際化は急速に進展したが、都市銀行の国際化も同様に進展した。そのため、相対的な位置関係は変わらなかった。

地方銀行は、ほとんどすべての点で都市銀行に遅れをとっている。たとえば、

次のような点でとくに遅れていると自己評価している。第一に、海外拠点の整備。第二に、海外活動の幅と深さ。第三に、情報收拾能力。そして、第四に、人材である。

しかし、そもそも、地方銀行の考える国際化は都市銀行の国際化とは異なったものであるようだ。特に、地方銀行の顧客は国際化が進んだとはいえ、依然都道府県内を基盤にした地方企業である。顧客重視を掲げる以上、国際的な大企業を相手にする都市銀行とは、歩む道が異なってしかるべきである。

回答行のすべてが、地方銀行なりの国際化を今後とも積極的に進めていくつもりだと回答している。

(13) 国際通貨システム

1988年調査で、望ましい為替相場制度について尋ねた。回答行13行のうち8行が現行の変動相場制を支持した。また、いわゆる円の国際化が邦銀の国際化に果たす役割はたいへん大きいと考えている銀行が圧倒的であった。ほとんどの銀行が、円の国際化を進めるべきだと考えている。ただ、その理由は変化した。81年調査では、円の国際化が邦銀の国際競争力に有利に働くといった観点からの賛成意見が多かった。88年調査では、円の国際化が国際的な資金還流に有用であるというグローバルな観点からの賛成意見が増えた。

(14) 規制について⁽⁷⁾

海外支店や駐在員事務所の新設に関する当局の規制をどう思うかを尋ねた。現状より大きな自由を求める意見が多かった。しかし、近年、規制の運用が弾力的になってきたために、現状を肯定する銀行も増えてきた。こういった傾向は、他の規制に関する評価でも見られた。

(7) BIS 規制に関する実態調査結果については、家森(1991)で詳しく分析している。

外国銀行の在日支店に対する規制への印象を聞いたところ、きびしいので緩和すべきだと答える銀行が多かった。多くの銀行が、金融摩擦の原因の一つがわが国の金融市場の閉鎖性にあると考えている。相互主義的な面からの対日批判に配慮して、在日外銀への規制を問題視しているようだ。

Ⅳ. 実態調査後の主要な動き

1988年に実施した実態調査後も今日まで地方銀行の国際化をめぐる数々の動きがあった。そのうち主なものをまとめておこう。⁽⁸⁾

地方銀行による海外支店・駐在員事務所の新設は急速に進んでいる。とくに、北米とヨーロッパにおける設置が目だっている。支店・駐在員事務所の設置の伝統的理由である情報収集や取引企業のニーズも依然重要である。しかし、ヨーロッパでの支店・駐在員事務所の設置は、92年以降のヨーロッパ統合をにらんだ戦略的な要素が強い。

地方銀行は海外における周辺業務の実力養成につとめてきた。その結果、たとえば、90年10月には、長野県の八十二銀行の現地法人が香港での長野県の企業の私募債起債の主幹事をつとめた。地方銀行の現地法人が海外起債の主幹事をつとめるのは、初めてのことであった。金融ハイテクをうまく使った結果、長期プライムレートよりも安い金利の資金が集められたという。地元企業のニーズに対応して、地方銀行が国際的なサービスを提供した例だといえよう。

国際的な協調融資でも地方銀行が中心的役割を果たすケースが目だつようになった。たとえば、90年8月には、横浜銀行が主幹事になって、米国の大手食品スーパーへのシンジケート・ローンを実施した。

また、大手地方銀行の中には、都市銀行と対抗して、国際的な金融サービス

(8) 本節では、1989年1月以降の日本経済新聞及び日経金融新聞の報道を参考している。

を自前で提供する目的で国際化を進めているものもある。たとえば、地方銀行最大手の横浜銀行は、89年に英国のマーチャント・バンクの買収を行った。これは、わが国の制度改革もにらんだ、将来の投資銀行業務への布石であるといわれている。

V. 地方銀行国際化の課題 —結びにかえて—

今後の地方銀行の国際化の課題にふれて本稿を結ぶことにしよう。

金融の自由化が本格化するまで、金融界は一種の棲み分け状態であった。信託分離や長短分離のような業態間の棲み分けがあったのは勿論であった。普通銀行間でも、大企業を取引の相手にする都市銀行と中小企業や個人を相手にする地方銀行との間に棲み分けがみられた。しかし金融の自由化による競争の激化のために、これまでの棲み分けは存続不可能となった。大企業の銀行離れは、都市銀行の中小企業・個人市場への参入を促した。地方銀行と地元企業との密接な関係を打ち破って地方銀行の顧客を奪うために、都市銀行は国際的なサービスを売りものにした。こうした都市銀行に対抗するため、地方銀行は国際化を進めざるをえなかった面がある。そのため、国際化戦略の全体像が描かれなのまま国際化が進められてきたきらいがある。

また、旧相互銀行や信用金庫などの零細資金を扱う金融機関も成長してきた。特に、旧相互銀行は普通銀行への転換を済ませ、法的には従来の地方銀行と区別されなくなった。同一地盤で競合する強力なライバルの登場は、地域経済のお殿様として君臨してきた地方銀行を脅かすものとなろう。

今や、地方銀行は、上からも下からも競争を挑まれている。規模で勝負しては、巨大な都市銀行に勝てる見込みはない。地方銀行の国際化に当たっては、いたずらに規模の拡大をめざすものであってはならない。地方銀行の強みである地方の中小企業との結びつきを武器にした国際化が必要であるのは明らかであろう。したがって、世界中に支店網を持つ必要はない。地元のニーズに合わ

せた支店展開が必要である。

地方銀行の持つ地方の中小企業との結びつきは外国企業にとっても魅力的なものとなりうる。日本経済の国際化が進展した結果、地方の中小企業といえども海外からの原材料や製品の調達は普通のこととなった。どんな地方企業がどんな製品を望んでいるかという情報は、日本での販路開拓にあたっている外国企業にとってたいへん貴重である。すでに、そのような意図から、地方銀行と取り引きする外国企業がでてきた。こういった動きを大切に育てていくことは、地方銀行の顧客である地元企業にも貢献できる国際化であろう。

1990年代には、80年代に始まった金融の自由化・制度改革が最終局面を迎える。すでにみてきたように、地方銀行の中でも国際化への対応の仕方に2極分化が見られる。地方銀行は、自らの体力にあった国際化を進めるべきである。その際、地方銀行の最大の強みは、地方の中小企業との密接な結びつきである。これをどの様に活用して、国際化を推進していくかが、地方銀行国際化の最大の課題となろう。地方銀行にとって、生き残りをかけた独自の国際化戦略を推進して行かねばならない時代が始まったといえよう。

参 考 文 献

- 〔1〕 有馬敏則、「金融機関の国際化」、藤田正寛編『国際金融論』有斐閣 1990年 所収。
- 〔2〕 石垣健一、「銀行の国際業務」、川口慎二・三木谷良一編『銀行論』有斐閣 1986年 所収。
- 〔3〕 大蔵省国際金融局、『国際金融局年報』金融財政事情研究会 各年度版。
- 〔4〕 金融財政事情研究会、『週刊金融財政事情』、1991年8月5日号。
- 〔5〕 全国銀行協会連合会、『全国銀行財務諸表分析』、各年度版。
- 〔6〕 日本銀行金融研究所、『<新版>わが国の金融制度』、日本信用調査 1986年。

- 〔7〕 藤田正寛・石垣健一,「日本の銀行の国際化—主として都市銀行について」,『金融研究』神戸大学経済経営研究所 第5号 1982年。
- 〔8〕 藤田正寛・家森信善,「金融の国際化と金融機関の国際化—信託銀行の国際化を中心として—」,『信託』信託協会 168号 1991年11月。
- 〔9〕 家森信善,「銀行監督政策の国際協調と金融機関の行動—BIS自己資本比率規制をめぐる—」,『(姫路獨協大学)経済情報学論集』創刊号 1991年。

第4章 相互銀行の国際化に関する実態調査結果

宮田 亘 朗
井上 貴 照

1. 銀行の国際化の目的・動機について

101. 目標収益シェア

回答 12行 (1988年)

16行 (1983年)

1988年の調査では、目標収益シェアは、回答数の中で割合の高いものから(II) 6-10%、が50.0%、(IV) 16-20%、が25.0%であり、その他に、(I) 0-5%、(III) 11-15%、および(VI) 26-30%、がともに8.3%となっている。目標収益シェアは、6-20%が、回答数の75.0%を占めている。1983年の調査では、1988年における調査と階級分類が異なっているが、(I) 0-10%、が75.0%、(II) 11-15%および(III) 16-20%がともに12.5%となっている。1983年の調査は、回答したすべての銀行の目標収益シェアが0-20%の範囲内であることを示している。

102. 利潤動機以外の国際化の目標

回答 12行 (1988年)

利潤動機以外の国際化の目標として1988年の調査では (IV) 顧客 (取引先企業) の拡大、が44.0%、(III) ノウハウの蓄積、が28.0%そして (I) 海外情報の収集、および (II) プレストージの確保・維持、がともに8.0%、そして (V) 海外からの国内資金の補充、(VI) 余裕資金の運用、および (VII) 国内で規制さ

れている業務を行うため、がそれぞれ、4.0%である。上位の(IV)と(III)が回答数の72.0%を占めている。

103. 国際化の基本的誘因

回答 12行 (1988年)

1988年の調査では、(I)取引先企業の国際化とともに銀行の国際化を行ってきた、が64.3%、(II)銀行自らの主導的意志決定により国際化を進めてきた、が28.6%、そして(III)競争上、他の銀行の国際化に歩調を合わせて、が7.1%である。上位の(I)と(II)で回答数の92.9%を占めている。

(301)や(801)の質問を参考にすると、将来は、人材の育成、ノウハウの蓄積、多通貨業務調整そして支店・駐在員事務所の増設に努めながら国際化を進めていくものと思われる。

2. 支店・駐在員事務所・現地法人の設置について

201. 支店・駐在員事務所・現地法人の現状と人員配備

回答 12行 (1988年)

支店・駐在員事務所・現地法人を既に(I)開設している、が50.0%、(II)開設していない、が33.3%、(III)近い将来、開設するつもりである、が16.7%となっている。

202. 支店・駐在員事務所・現地法人の地域別構成について

回答 15行 (1988年)

[I] 支店・駐在員事務所および現地法人の地域別構成について

総支店数・総駐在員事務所数および総現地法人数は、それぞれ、1988年の調査では、0、8および0である。

これを地域別にみると、駐在員事務所数については、1988年の調査では、北

米(米国) 4、アジア(中国を含む) 4であり、その構成比は、それぞれ、50%である。日本人職員数は、北米8人、アジア8人であり、その日本人職員数の地域別構成比は、それぞれ、50%となっている。現地人職員数は、北米4人、アジア6人であり、その地域別構成比は、それぞれ、40.0%、60.0%である。

[II] 1店舗当りの職員構成

駐在員事務所当りの日本人職員数は、1988年の調査では北米およびアジアともに2.0人である。駐在員事務所当りの現地人職員数は、北米1.0人、アジア1.5人である。各地域における全職員数に占める現地人職員数の割合は、北米33.3%、アジア42.9%となっている。

203. 主な取引先銀行および海外のコルレス先

この設問は、1988年の調査において設けられている。

(I) 主な取引先銀行

回答 9行(1988年)

主な国内取引先銀行として(E)10行以上、が30.0%、(A)東京銀行、(C)太陽神戸銀行そして(D)5行以内、がともに20.0%、そして(B)住友銀行、が10.0%となっている。

(II) 海外コルレス先の銀行数

回答 12行(1988年)

海外のコルレス先銀行数は、200行から3行まで銀行によって数の格差がみられるが、海外のコルレス先の銀行数の平均は、76行である。

(III) 海外進出形態とその理由

回答 進出形態 10行(1988年)

その理由 7行(1988年)

海外進出形態は、回答したすべての銀行が、(A)駐在員事務所からはじまり、支店という形態で進出している。海外進出の理由は、(B)行政上の指導のため、

が71.4%であり、(C)当局の方針によるため、が28.6%である。

204. 支店進出予定地区

(1)支店進出予定地区

回答 10行 (1988年)

4行 (1983年)

1988年の調査では、海外進出予定地区が、(I)北米および(V)アジア、に予定している銀行が、それぞれ、全回答の40.0%であり、(II)欧州、に進出を予定している銀行が、20.0%となっている。回答したすべての銀行が北米、欧州およびアジアの3地域への進出を予定している。1983年の調査でも北米、欧州そしてアジアが主な進出予定地区であるが、北米と欧州への進出を予定している銀行の占める割合が、それぞれ、57.1%と28.6%であり、アジアへのそれは14.3%であることから、進出予定地区は、1988年の調査に比べると、北米と欧州に偏っていた。

以上より支店の海外進出予定地区は、回答数に占める割合で見ると、北米への進出予定があまり変動していないが、欧州への進出予定が相対的に減少し、アジアへの進出予定が相対的に増大している。

(2)支店進出予定地区 (都市名)

回答 11行 (1983年)

1983年の調査では、支店進出予定地区を都市別にたずねている。進出予定地区の都市別構成は、回答数に占める割合の高いものから順に、(F)当面はない、が43.8%、(A)ニューヨーク、が25.0%、(D)ロンドン、が12.5%、そして(B)サンフランシスコ、(C)ロサンゼルスおよび(E)ソウル、がそれぞれ、6.3%である。

支店の進出を予定している都市のうち、国別構成は、アメリカが66.2%、イギリスが22%である。

205. 駐在員事務所進出予定地区

(1) 駐在員事務所進出予定地区

回答 11行 (1988年)

4行 (1983年)

1988年の調査によれば、駐在員事務所の進出予定地区が、(I)北米、(II)欧州、(V)アジアの3地区に分布している。とくに、回答数に占める各地域の占める比率は、アジアが55.0%、北米が35.0%、そして欧州が10.0%であり、アジアへの進出意欲を示している。1983年の調査では、アジア、北米そして中近東への進出比率は、それぞれ、37.5%、37.5%そして25.0%である。

以上より、1983年の調査での中近東への進出予定がなくなり、北米、欧州そしてアジアが主要な進出予定地区となり、とくに1988年の調査ではアジアへの進出予定の比率が高くなっている。

(2) 駐在員事務所進出予定地区 (都市名)

回答 11行 (1983年)

駐在員事務所の進出予定地区の都市別構成は、(G)当面はない、が41.2%、(A)ニューヨークおよび(D)ロンドン、がともに17.6%そして(B)サンフランシスコ、(C)ロサンゼルス、(E)ソウルおよび(F)香港、がそれぞれ、5.9%である。

駐在員事務所の進出を予定している都市のうち、国別構成は、アメリカが50%、イギリスが29.9%である。

206. 支店と現地法人の比較

現地法人形態での進出が、支店と比較してどのような長所・短所をもつのかについて以下のいくつかの側面について回答を得た。

(I) 資金調達面

・長所

回答 7行 (1988年)

回答数に占める比率の高い順からみると、資金調達面での長所は、(D)未検討あるいは検討中、が62.5%、(C)税務上の問題、余分のチャージ不要、が25.0%、そして(A)当局からの自由が多少あること、が12.5%である。

・短所

回答 8行 (1988年)

(B)ネーム・バリューがないこと、クレジット・ラインが取り難い、現地の信用リスク、および(E)検討中、考えていない、がともに30.0%、(A)現地との租税上の問題発生、相手国の法制度にしたがうのみ、が20.0%、そして(C)組織の重複および(D)本部のコントロールが直接的でないこと、がともに10.0%である。

(II) 貸出・有価証券投資

・長所

回答 5行 (1988年)

(F)未検討、検討中、考えていない、が28.6%、(A)本邦当局の法規制からの自由、(B)税制上の問題、(C)損益の切り離しが出来る、(D)高収益が望まれる、および(E)本邦および進出国の認可が取り易いケースがある、がともに14.3%である。

・短所

回答 5行 (1988年)

貸出・有価証券投資における短所としては、(A)本邦からのコントロールが直接的でないこと、組織重複、および(D)未検討、検討中、考えていない、がともに33.3%、(B)ネーム・バリューが低いこと、および(C)信用リスク増大、がともに16.7%である。

(III) 外国為替業務

・長所

回答 6行 (1988年)

外国為替業務上の長所として、(D)未検討、検討中、考えていない、が57.1%、(A)本邦当局の諸規制からの自由、(B)貿易取引の紹介チャンスあり、そして(C)税

制上の問題、がともに14.3%である。

・短所

回答 5行 (1988年)

外国為替業務上の短所としては、(D)未検討、検討中、考えていない、が50.0%、(A)ネーム・バリューが低い、(B)本邦からのコントロールが直接的でない、(C)組織の重複、がともに16.7%である。

(IV) 証券業務

・長所

回答 7行 (1988年)

証券業務上の長所は、(D)検討中、未検討、考えていない、が50%、(A)当局の諸規制から自由となり証券業務も行える、が25.0%、(B)幹事行への参加、および(C)税制上の問題、がともに12.5%である。

・短所

回答 6行 (1988年)

証券業務上における短所としては、(C)未検討、検討中、考えていない、が57.1%、(A)ネーム・バリューが低い、リスク拡大、が28.6%、(B)本部のコントロールが直接的でない、が14.3%である。

(V) 現地での周辺業務

・長所

回答 7行 (1988年)

現地での周辺業務の長所は、(D)未検討、検討中、考えていない、が50.0%、(A)本邦当局の規制からの自由、支店では認められない業務(例：リース業務)が可能、が25.0%、(B)収益チャンスの拡大、および(C)税制上の問題、がそれぞれ、12.5%である。

・短所

回答 5行 (1988年)

現地における周辺業務における短所として(C)未検討、検討中、考えていない、が66.7%、(A)ネーム・ヴァリューが低い、および(B)本部のコントロールが直接的でない、がともに16.7%である。

(VI) その他

・長所

回答 5行 (1988年)

上記(I)～(V)以外での現地法人形態での進出の長所としては、(B)未検討、検討中、考えていない、が80.0%、(A)銀行としての各面での規制を受けない点、が20.0%である。

・短所

回答 5行 (1988年)

(I)～(V)以外の業務において現地法人形態での短所としては、(B)未検討、検討中、考えていない、が80.0%、(A)調達コスト面で不利、が20.0%である。

3. 業務内容について

301. 国際化の現段階、将来の見込み

(a) 銀行の国際化の段階

(a) 1988年の調査

1988年の調査では、銀行の国際化の諸段階を第4-1表のように特徴付けた。

(I) 国際化の現段階 (1988年現在)

回答 12行 (1988年)

国際化の現段階 (1988年現在) を、第4段階と回答した銀行が12行中4行、第3段階と回答した銀行が4行、そして第2段階と回答した銀行が4行である。

第4-1表 銀行国際化の諸段階

段階及び その通称	第1段階 (ノン・コルレス)	第2段階 (コルレス標準)	第3段階 (コルレス上位)	第4段階 (国際金融業務型)
銀行の取扱 国際業務	自国企業の貿易取引に直結した 外国為替業務が中心			資本取引は 短期金融が中心
銀行の国際業務 の遂行方法	コルレス行 直前の銀行	標準的包括 承認銀行	コルレス包括 銀行で国際 金融を試行 的に行う	国際金融を積極 的に行う

(II) 第1段階から第2段階への移行時期

回答 9行(1988年)(このうち現段階が、第2段階が4行)

第1段階から第2段階への移行期が、1970年代後半までと答えた銀行が2行、1980年代前半(1980年～1984年)が3行、そして1985年以降が4行となっている。1980年代前半より徐々に第1段階から第2段階へ移行していることがわかる。

(III) 第2段階から第3段階への移行時期

回答 9行(1988年)(このうち現段階が、第3段階が4行)

第2段階から第3段階への移行が、1980年代前半が1行、そして1980年代後半以降が8行(うち3行は、1990年になると見込んでおり、1行は、1995年になると見込んでいる。)となっている。以上より、1990年代に入れば回答した9行のほとんどが第3段階への移行を終了するものと思われる。

(IV) 第3段階より第4段階への移行時期

回答 9行(1988年)(このうち現段階が、第4段階が4行)

第3段階より第4段階への移行時期については、1980年代後半(1985年～1989

年)が4行、そして1990年～1995年に第4段階に入ることが見込まれる銀行が5行(ただし、数年後と答えた1行を含む。)となっている。

以上より、1980年代前半より第1段階より第2段階に移行し、1980年代後半に第2段階から第3段階へ、そして1980年代後半から1990年代前半に第3段階から第4段階に移行しているといえよう。

(a) 1983年の調査

回答 17行(1983年)

(a-2) 1983年の調査

1983年の調査では、国際化の諸段階を第4-2表のようにまとめた。

1983年の調査では、相互銀行については、1982年現在における国際化の諸段階をたずねている。

(I) 国際化の現段階

回答 14行

1982年現在での国際化の現段階は、回答したすべての銀行が、第1段階に属している。

(II) 第1段階から第2段階への移行時期

回答 4行

1980年代後半に、第2段階に移行する見込みであると回答した銀行が2行、1990年代前半(1990年～1994年)に第2段階に移行する見込みがある銀行が2行である。

(III) 第2段階から第3段階への移行時期

回答 2行

第2段階から第3段階への移行については、回答した銀行2行ともに、1990年代後半であると見込んでいる。

(IV) 第3段階から第4段階への移行時期

回答 2行

第4-2表 銀行国際化の諸段階

段階および その通称	第1段階 ナショナル・ バンキング	第2段階 インターナショナル・ バンキング	第3段階(広義) ワールド・バンキングまたは グローバル・バンキング	
			第3段階(狭義) インターナショナル・フル サービス・バンキング	第4段階 ワールド・フル サービス・ バンキング
企業の国際化 段階	輸出入中心	海外直接投資 が本格化	多国籍企業化	
銀行の取扱 国際業務	貿易取引に直 結した外国為 替業務が中心 で、資本取引 は短期金融に 限られる。	投融資業務の 比重が高まり、 資本取引も中 長期の比重が 高まる。	マーチャント・バンキング、リース、 コンサルティング等の各種銀行周辺 業務・関連業務をすべて取り扱う。	
			ただし、小売銀行業 務は取り扱わない	小売銀行業務 も取り扱う
銀行の国際業 務遂行方法	外国銀行と コルレス契約 締結	直接海外拠 点を増強	自らの海外拠点は勿論、資本参加・ 業務提携、周辺業務子会社設立等 により、グローバルな規模で最も有利 な資金の調達・運用を行う。	
銀行の国際 業務の取引先	自国企業中心	自国企業中心	あらゆる国の企業を対象とする	

第3段階から第4段階への移行時期については、1995・6年と回答している。

以上より、1981年時点においては、回答したほとんどの相互銀行が、1980年代において、第1段階から第2段階に移行すると見込んでいる。

(b) 国際化への準備・対策

回答 9行(1988年)

1988年の調査では、国際化への準備・対策としては、(A)人材育成、ノウハウの蓄積、多通貨業務調整、が回答数の46.2%、(D)海外拠点網の設置、が38.5%、(B)取引先の増加、および(C)コルレス包括承認への努力、がともに7.7%である。

(c) 外国為替取扱高 (月間平均)

回答 12行 (1988年)

外国為替取扱高は、1億ドル未満より60億ドルまで銀行によって大きく異なっている。12行中の2/3が15億ドル未満である。

302. 国内業務に比しての海外業務の魅力

回答 11行 (1988年)

回答数に占める割合の高いものから国際業務に比しての海外業務の魅力として、(A)収益機会の拡大、高い収益、が36.4%、(C)地場企業支援の容易さ、資金調達・運用の容易さ、が22.7%、(E)広大な国際市場の存在、国内の規制から離れ自由な取引可能、が18.2%、(D)業務の多様化、顧客の多様化、新金融手段と資本取引を含む自由な活動、が13.6%、そして(F)プレステージの問題、および(G)ノウハウの蓄積、人材の育成、が4.5%である。

303. 海外支店の営業重点の異同

回答 9行 (1988年)

1行 (1983年)

1988年および1983年の調査では、回答した銀行のすべてが、海外支店の営業重点が異なると答えている。

質問項目(ハ)資本取引(為替・証券)が、1988年の調査では、新たに設けられている。1983年の調査では(ハ)の項目は、その他、になっている。

(I) ニューヨーク支店

回答 17行 (1988年)

1 行 (1983年)

1988年の調査では、営業の重点の高いものから、(ノ)資本取引、が19.2%、(ロ)資金調達、が18.4%、(ホ)日系企業以外の企業への貸出、が15.5%、(イ)貿易金融、が15.4%、(ニ)日系企業への貸出、が15.1%、(ハ)周辺業務、が9.8%、そして(ト)その他、が6.5%である。1983年の調査では、1行のみが回答し(イ)と(ロ)に1位をつけている。

(II) ロンドン支店

回答 7 行 (1988年)

1 行 (1983年)

1988年の調査では、順位の高いものから、(ロ)資金調達、が23.3%、(ノ)資本取引(為替・証券)、が22.3%、(ニ)日系企業への貸出、が13.9%、(イ)貿易金融、が13.0%、(ハ)周辺業務、が11.3%、(ホ)日系企業以外の企業への貸出、が11.1%、そして(ト)その他、が5.2%である。1983年の調査では、1行のみ回答し(ロ)に1位をつけている。

ロンドン支店では、ニューヨーク支店と同様に、業務の多様化がみられるが、1988年の調査によれば、(ノ)資本取引と(ロ)資金調達、が主な上位の業務である。

(III) アジア

回答 9 行 (1988年)

アジア地域における支店の営業重点は、ウェイトの高いものから順に、(イ)貿易金融、が21.4%、(ニ)日系企業への貸出、が19.0%、(ホ)日系企業以外の企業への貸出、が15.9%、(ノ)資本取引、が14.6%、(ロ)資金調達、および(ハ)周辺業務、が、それぞれ、12.5%、そして(ト)その他、が4.1%である。1988年の調査では、アジア地域においても、ニューヨークおよびロンドン支店と同様に、(ニ)日系企業への貸出、(ホ)日系企業以外の企業への貸出、(ノ)資本取引、のウェイトも高いが、ニューヨーク、ロンドン支店と異なり、(イ)貿易金融、のウェイトが最も高い。

(IV) その他

回答 2行 (1988年)

回答した銀行は2行のみであるが営業の重点の大きいものから順に、(イ)貿易金融、が25.0%、(ニ)日系企業への貸出、が16.1%、(ロ)資金調達および(ハ)資本取引、がともに14.3%、(ヘ)周辺業務および(ホ)日系企業以外の企業への貸出、が、それぞれ、12.5%、そして(ニ)その他、が5.4%である。

304. 「日本以外への貸出」の地域的内訳

回答 12行 (1988年)

1行 (1983年)

(1)1988年の調査においては、(ロ)発展途上国向け、が56.7%、(イ)先進国向け、が31.4%、そして(イ)社会主義国向け、が11.9%である。1983年の調査によれば、回答した銀行は1行のみであるが、(イ)が100%となっている。

(2)1988年の調査では、先進国地域および発展途上国の各地域における内訳についての回答を得ている。先進国内の内訳は、米国20.8%、欧州68.2%そしてその他の地域が11.1%である。発展途上国内の地域別内訳は、アジアが73.5%、中南米が12.4%そしてアフリカが14.1%である。先進国向け貸出地域の88.9%が欧米であり、発展途上国向け貸出の70%強がアジアである。

305. 発展途上国向け貸出について

1988年の調査では、1981年および1983年の調査と異なり発展途上国を重債務国とそれ以外の発展途上国に分類している。

[I] 1988年の調査

(a) 重債務国

(1)重債務国 (ブラジル、メキシコ、アルゼンチン等) 向け貸出の意思

回答 11行

重債務国向け貸出については、回答に占める割合が、(V)割合も額も減少させたい、が83.3%、(I)割合も額も増加させたい、が16.7%である。

(2)重債務国向け貸出の理由

回答 9行

重債務国向け貸出については、回答したほとんどの銀行が割合も額も減少させたいと考えているが、その理由は(C)引き続き貸出を行わない、貸出の意思がない、が44.4%、(B)信用リスクが大きすぎる、重債務国だから、が33.3%、そして(A)資産の健全性の向上のために、リスク軽減するため、自行の体力との兼合いで、が22.2%である。

(b) その他の発展途上国

(1)重債務国以外の発展途上国向け貸出の意思

回答 12行 (1988年)

12行中7行の58.3%が、(I)割合も額も増加させたいと答えている。(II)割合は変化させないが額は増加させたい、および(IV)額をほぼ一定に保ちたい、が16.7%、そして(III)割合は減少させるが、額は増加させたい、が8.3%である。

(2)重債務国以外の発展途上国向け貸出の意思：その理由

回答 10行 (1988年)

回答数の多いものから、(A)安全性とのかねあいで収益性を考える、現状が好ましく将来好転が期待される場所へ、今後の発展が見込まれる場所へ安全性と収益性を検討し行う、が40.0%、(B)信用リスクを重視しながら業務拡大のため、外貨資産として前向きに検討する、各国へ分散投資をはかる、が30.0%、(C)国際化推進のため、(D)先進国への貸出機会が乏しいため、(E)船舶売買案件があるため、の3つがともに10.0%である。

[II] 1983年の調査

1983年の調査では、発展途上国を1988年の調査のように重債務国とその他の

途上国とに分類していない。

(1) 発展途上国向け貸出の意思

回答 1 行 (1983年)

1983年の調査では、1行のみの回答であるが、その銀行は (I) 割合も額も増加させたい、と考えている。

(2) 発展途上国向け貸出の意思：その理由

回答 1 行 (1983年)

1行のみの回答であるが、途上国向け貸出の理由として、(A)国際金融業務の多様化、と回答している。

306. 発展途上国向け貸出の困難性について

[I] 1988年の調査

(a) 重債務国

(I) 問題点

回答 5 行 (1988年)

重債務国向け貸出の問題点としては、回答数の多いものから、(B)信用不安、信用リスク、債務返済能力、が66.7%、(A)カントリー・リスク、リスク保全、が33.3%である。

(II) 対応策

回答 2 行 (1988年)

重債務国向け貸出に伴う問題点に対する対応策としては、(A)カントリー・レーティング上位国と安全収益確保、および(B)貸出をしない、がともに50.0%である。

(b) 重債務国以外の発展途上国向け貸出の困難性について

(I) 問題点

回答 7 行 (1988年)

重債務国以外の発展途上国向け貸出についての問題は、回答に占める比率の高いものから、(A)リスク保全、カントリー・リスク、リスクが大きすぎる、政情不安、実情不理解、および(B)経済・金融の不安定性、債務支払能力、先行き予想、がともに44.4%、そして(C)低マージン、が11.1%である。

(II) 対応策

回答 5行(1988年)

重債務国以外の途上国向け貸出に伴う困難への対応策として、(B)カントリー・リスクのチェック、情報収集に努め重点国を定め正確な判断を養う、が66.7%、(A)国際機関との協融、および(C)貸出の分散、がともに16.7%である。

[II] 1983年の調査

回答 2行(1983年)

1983年の調査では、発展途上国を重債務国とそれ以外の途上国に2分していない。また、対応策についても問うていない。アンケートでは、発展途上国向け貸出の問題点として(Ⅰ)貸出先国の政治的安定性、(Ⅱ)貸出先国の経済および為替安定性、(Ⅲ)貸出先の投資計画や計画遂行能力、そして(Ⅳ)貸出先の償還計画や債務支払い能力、の4点について順位を付ける質問である。

発展途上国向け貸出の問題点は、順位の高いものから、(Ⅰ)が40.0%、(Ⅲ)が、25.0%、(Ⅱ)が20.0%、そして(Ⅳ)が15.0%である。

307. カントリー・リスクの評価方法

回答 12行(1988年)

9行(1983年)

1988年の調査によれば、カントリー・リスクの評価方法としては、(A)諸資料による、International Investor 誌、日本公社債研究所「カントリー・リスク情報」、公的機関誌(IMF、OECD、世銀 etc.)、世界経済情報サービス(WGS)、その他金融機関資料、が45.8%、(E)定量分析および(F)定性分析、グループ別ラ

ンク付け、がともに20.8%、(B)取引先銀行、財団法人輸出保険協会、大蔵省、大使館、ジェットロなどの情報、が8.3%、そして(C)自行海外事務所の情報、が4.2%である。1983年の調査によれば、(B)が33.3%、(E)と(F)とがともに22.2%、(D)が、11.1%、そして(H)が、5.6%となっている。1988年の調査は、1983年の調査と比べて、(A)の比率が上昇している。

308. 日系企業向け貸出とそれ以外の企業向け貸出の割合

(1) 日系企業向け貸出とそれ以外の企業向け貸出の割合

回答 12行 (1988年)

1行 (1983年)

1988年の調査によれば、(イ)日系企業向け貸出が、10.8%、(ロ)それ以外の企業向け貸出が、89.2%である。1983年の調査では、回答した銀行は1行のみであるが、(イ)が100%、(ロ)が0.0%である。

(2) 日系企業以外の企業向け貸出の内訳

回答 9行 (1988年)

1988年の調査では日系企業以外の企業向け貸出の内訳についてたずねている。日系企業以外の企業向け貸出の内訳は、民間機関が24.2%、公的機関が75.8%である。つまり、日系企業以外の貸出のうち、76%が公的機関向け貸出である。

309. 海外日系企業向け貸出と既存国内取引との関係

回答 11行 (1988年)

3行 (1983年)

1988年の調査では、(II)原則的に重視する、が72.7%、(I)必ず重視する、が18.2%、そして(V)案件ごとに検討する、が9.1%である。1983年の調査によれば、(I)が66.7%、(II)が33.3%である。

以上より、(I)必ず重視する、が相対的に減少し、(II)原則的に重視する、

が主流である。

310. 日本以外の貸出の中の長短の割合

回答 12行 (1988年)

1行 (1983年)

1988年の調査によれば、(イ)長期もの、が95.3%、(ロ)短期もの、が4.7%である。1983年の調査では、1行のみの回答であるが、(イ)が100%、(ロ)が0.0%である。

311. 海外貸出の外貨建と円建の割合

(1)外貨建と円建との割合

回答 12行 (1988年)

外貨建と円建との比率は、それぞれ、35.5%と64.5%である。

(2)外貨建の内訳

回答 11行 (1988年)

外貨建貸出の中で、ドル建の割合が96.0%、その他が4%である。外貨建の貸出は、ほとんどドル建である。

312. 「短期借り・長期貸し」についての見解

回答 12行 (1988年)

11行 (1983年)

1988年の調査では、「短期借り、長期貸し」については、(II) 原則的には認められるが、金融逼迫期において問題が生じる恐れがあるので慎重におこなわなければならない、が75.0%、(IV) 原則的に認められず、債権・債務の満期はほぼ一致させるように銀行は行動すべきである、が25.0%、となっている。1983年の調査によれば、(IV) が63.6%、(II) および (III) 原則的に望ましくない、貸出先の業務内容が良ければ行ってもよい、がともに18.2%である。

以上より、1983年の調査では(Ⅳ)が多数意見となるが、1988年の調査では(Ⅱ)が75.0%と多数意見となっている。

313. 長期貸出での固定レート方式の割合

回答 12行(1988年)

1行(1983年)

1988年の調査では、長期貸出での固定レート方式の割合をたずねているのに対して、1983年と1981年の調査においては、長期貸出でのフローティング・レート方式の割合をたずねている。

(1)1988年の調査では、長期貸出での(イ)固定レート方式の割合は、26.9%で、(ロ)その他のもの、が73.1%である。

(2)1983年の調査によれば、回答した銀行は1行のみであるが、長期貸出での(イ)フローティング・レート方式、が100%、(ロ)その他のもの、が0.0%である。

以上より、1980年代を通して固定レート方式が、相対的に上昇している。

314. 海外営業拠点の営業用資金の調達方法

回答 1行(1988年)

0行(1983年)

1988年の調査では、大部分の回答が、該当なし、海外営業拠点なし、の回答である。回答したのは1行のみである。(イ)海外営業拠点による預金・借入れによる海外での自己調達、が0.0%、(ロ)日本からの資金調達、が100%である。

315. 海外金融市場における資金調達地域

回答 1行(1988年)

0行(1983年)

1988年の調査では、大部分の回答は、該当なし、海外営業拠点なし、である。

1行のみの回答が得られ、(イ)アメリカ、が100%である。

316. 海外での資金調達の高短割合

回答 0行 (1988年)

0行 (1983年)

この項目についての回答は得られなかった。

317. 海外での資金調達の外貨建と円建の割合

回答 0行 (1988年)

この項目は、1988年の調査において新たに設けられたものである。

318. 変動相場制の下での海外営業運営上の問題点

これは、1988年の調査において設けられた質問項目である。

(I) 海外業務運営上の問題点

回答 5行 (1988年)

海外業務運営上の問題点としては、(B)相場の変動によって振れが生じる、利子・配当は元本と異なりリスクを避けられない、が50.0%、(C)元本は外貨調達・外貨運用のマッチングでリスクを避けることができる、(D)円ベースでの外貨運用が困難、および(E)債権リスクの管理、が、それぞれ、16.7%である。

(II) 望ましい為替相場制度

回答 7行 (1988年)

望ましい為替相場制度として、回答数の割合の高いものから、(B)自由変動だが極端な場合は調整する、現行制度止むなし、各国の協調による相場安定、が61.5%、(C)参考相場での管理相場制や(D)レンジ相場制というような目標相場圏構想が、ともに、14.3%そして(A) EMS方式、および(E)複数準備通貨制度、が、それぞれ、14.3%である。

319. 銀行周辺業務の魅力

(a) 銀行周辺業務の魅力の有無

回答 11行 (1988年)

14行 (1983年)

銀行周辺業務に魅力があると回答した銀行の割合は、1988年の調査では72.7%、1983年の調査では、28.6%である。これより銀行周辺業務に対する魅力は、大きく上昇している。

(b) 各種銀行周辺業務の魅力の順位

回答 8行 (1988年)

2行 (1983年)

1983年の調査では、1988年の調査と異なり、(III) 投資顧問業務と (IV) 信託業務の2項目は設けられていない。

1988年の調査によれば、ウェイトの高いものから、(I) 証券業務、が23.1%、(II) リース、が22.1%、(III) 投資顧問業務、が16.8%、(V) コンサルティング、が13.4%、(IV) 信託業務、が11.2%、(VI) カード業務、が10.1%、そして (VII) その他、が3.4%である。1983年の調査では、(II) が、33.3%、(I) および (VI) が、ともに23.3%、(V) が、13.3%、そして (VII) が、6.7%となっている。

銀行周辺業務の魅力が多様であることが示されているといえよう。

320. 為替リスク回避のための対応策

回答 12行 (1988年)

この項目は、1988年の調査で新たに設けられたものである。

為替リスク回避のための対応策としては、回答数の割合の高いものから、(A) ポジションを正確に把握、通貨先物・通貨オプションなどの研究を行い原則ス

ケア主義に立つ、コンピューターなどでリスク管理を行い管理体制の強化、が84.6%、(B)外貨の運用・調達の間マッピングを行っている、および(C)外貨利息等を把握し為替ヘッジを行っている、がともに7.7%である。

以上より、為替リスク回避のための対応策としては持高調整が主流である。

4. 国際化を進めるにあたっての制約について

401. 国際化にあたっての制約

(I) 内部的制約

回答 11行 (1988年)

12行 (1983年)

国際化を進めるにあたっての銀行内部の制約として、1988年の調査によれば、(B)人員不足、人材確保、人材養成、が45.5%、(F)経費高・収益不足、採算時期の見込みが立たない、リスク管理、および(G)行内の認識不足、資金の不足、円資金枠不足、体力不足、がともに22.7%、が主な制約である。(C)情報処理能力のおくれ、ノウハウ不足、および(E)業務の合理化、機械化、がともに4.5%である。1983年の調査では、(B)が47.6%、(C)および、(H)外貨資金積み上げのための内部体制の確立、が、ともに19.0%、(G)が、9.5%、そして(F)が4.8%である。

以上より、1988年の調査は1983年のそれと比べると、(F)および(G)の比率が上昇し、(C)および(H)の比率が低下している。

(II) 外部的制約

回答 8行 (1988年)

13行 (1983年)

外部的制約として、1988年の調査では、(B)国内当局による為替店舗業務規制、行政指導、日銀指導、が63.6%、(E)顧客ニーズの状況とその低調さ、が18.2%、そして(A)海外での外銀規制、日系金融機関締め出し(ロンドン)、BIS 自己資本比率規制、日本の銀行のオーバー・プレゼンス、および(G)特になく、がそれぞれ

れ、9.1%である。1983年の調査によれば、(A)が43.9%、(C)国内よりもリスク把握が困難、外貨アベラビリティ・リスク、カントリー・リスク、および(G)が、それぞれ、18.8%、(E)が12.5%、そして(A)が6.3%である。

以上より、1983年の調査では、(B)、(C)および(G)が全体の81.4%を占めているが、1988年の調査では、(B)と(E)とが、全体の81.8%を占めている。1988年の調査は、1983年のそれと比べると、(B)と(E)の比率の上昇と、(C)および(G)の比率の低下を示している。

402. 銀行内部の制約の解消・解決策

回答 8行 (1988年)

11行 (1983年)

1988年の調査では、回答数の割合の高いものから順に、(B)人材育成、海外トレーニング、人材重点投入、が36.4%、(C)外国部活動の積み上げと向上、高収益体質の実現、本店分室設置、経営会議の活用、自己資本充実と資本の投入、新製品（オプション付外貨預金、インパクト・ローン）の積極販売、国際本部機構の確立、機械化、が27.3%、(A)行内認識の向上、部内交流、PR、が18.2%、そして(D)与信枠の確保、与信審査能力の向上、および(F)その他、が9.1%である。

1983年の調査によれば、(B)が41.2%、(C)が29.4%、(A)が23.5%、そして(F)が5.9%である。

以上より、2回の調査において、回答に占める割合において若干の変動があるものの、主な銀行内部制約の解消・解決策は、(B)、(C)そして(A)の3つであるといえよう。

403. 国際化のための人材確保・養成方法

回答 12行 (1988年)

銀行の人材確保・養成方法として、(A)都銀・地銀協などの海外派遣トレーニ

ングの派遣、留学、が52.6%、(C)自行内養成、中途採用、が26.3%、(B)コルレス先への派遣、が15.8%、そして(D)現地採用、が5.3%である。

人材確保・養成方法として、1988年の調査では、(A)と(C)とが回答の78.9%を占めている。

404. 銀行の国際化と円の国際化との関連

(a) 銀行の国際化に円の国際化は重要か

回答 12行 (1988年)

銀行の国際化を進めるためには円の国際化を進めることが重要であると、12行中 (I) 思う、が11行の91.7%である。

(b) 銀行の国際化に円の国際化が重要であると思う理由

回答 9行 (1988年)

1988年の調査では、回答に占める割合の大きいものから、(B)日本の銀行は、円業務に競争力を持つ、邦銀の取引機会が増大し活躍チャンスの拡大、が55.6%、(E)東京市場の国際化と金融・資本市場の自由化による資本の活発な交流、円の決済通貨化や円の信頼性向上、黒字国のリーダーシップ、経済力上昇と世界への役割増大、が22.2%、(C)通貨リスクの回避が可能、ドル負担軽減、および(G)直接の因果関係がないため、その他、がともに11.1%である。(B)と(E)が、回答の77.8%を占めている。銀行の国際化に円の国際化が重要でないとい意見は、(G)で、全回答の中で11.1%である。

405. 東京オフショア市場の影響

回答 12行 (1988年)

東京オフショア市場の設立の影響として、回答に占める割合の大きいものから、(A)対外貸付をオフショア勘定に記入すると税金や預金準備率の適用外となるメリットがあるが、それ以外海外支店のない中小銀行にはメリットがない、

管理が煩わしく取引単位が大きすぎ余りメリットない、が50.0%、(E)特に影響ない、が25.0%、(D)海外営業拠点のない銀行にとり資金調達・運用などの多様化で国際化の1助となった、が18.8%、(C)東京市場の地位向上に役立った、が6.3%となっている。

5. 国際化の現状・成果について

501. 現在の収益シェア

回答 12行 (1988年)

16行 (1983年)

国際部門の全部門に占める収益シェアは、1988年の調査では、回答数に占める比率では、(I) 0-5%および(II) 6-10%、がともに40.0%、そして(III) 11-15%、が20.0%である。0-10%以内の収益シェアが、回答数の80.0%である。1983年の調査では、階級分類が1988年と1981年の調査と異なっているが、(I) 0-10%、が93.8%、(III) 16-20%、が6.3%である。

502. 営業拡大地域 (過去3年間)

回答 5行 (1988年)

2行 (1983年)

調査を行った年より過去3年間における支店や派遣人員をとくに増加させた地域についてたずねている。

1988年の調査では、(I) 北米、44.4%、(V) アジア、33.3%、(II) 欧州、が22.2%である。1983年の調査によれば、(I) および(II) がともに50.0%である。

以上より、1980年代前半では、営業拡大地域として北米と欧州のみであったが、1988年の調査では、北米、欧州に加えてアジアへの営業拡大が注目される。

503. 現段階での業務上の重点地域

回答 12行 (1988年)

11行 (1983年)

1988年の調査によれば、(V) アジア、54.5%、(I) 北米、31.8%、そして (II) 欧州、13.6%である。1983年の調査では、(I) および (V) がともに28.1%、(II) が15.6%、(VIII) 社会主義国、が12.5%、(VII) オセアニア、が9.4%、そして (IV) 中近東および (IX) その他、がともに3.1%である。

以上より、1980年代前半においては業務上の重点地域は、6～7地域に分かれていたが、1988年の調査では、アジア、北米および欧州の3地域が、重点地域となっている。

6. 都市銀行の国際化の程度との比較

601. 都市銀行と比較しての国際化の程度

(a) 都市銀行と比較した国際化の評価

回答 12行 (1988年)

(IV) やや遅れている、が8.3%、(V) 遅れている、91.7%である。

(b) 都銀より進んでいる点

回答 12行 (1988年)

上の設問 (a) において、都銀より進んでいる点があるという回答は、なかった。

(c) 都銀より遅れている点

回答 11行 (1988年)

都銀より遅れている点として、(B)海外活動全般 (人材、資金量、機械化、知名度等)、国際的信用、国際業務への参入、業務範囲の広さ、が35.0%、(A)拠点網、ティーリング等の施設面、が30.0%、(F)人材の質と量、が20.0%、(D)情報収集能力、ノウハウ、が10.0%、そして(C)現地貸業務、投融資業務、証券・資

本取引業務、が5.0%となっている。

以上より、都銀より遅れている点の上位の2つは、(B)と(A)で全体の65.0%を占めている。

(d) 都銀と地銀での国際化のあり方の差

(i) 都銀と地銀の国際化のあり方の相違

回答 12行 (1988年)

(I) 異なる、と回答した銀行が、12行中8行の、66.7%である。

(ii) 都銀と地銀の国際化に差のある理由

回答 7行 (1988年)

(A)国内営業基盤（ニーズを含め）の差、地域金融での立場の差、が42.9%、(B)国内業務での収益体質と体力の差、が28.6%、(C)実力（リスク負担力の差、およびD)海外拠点網、資金力、取引先層などに差があるが、その方向では同じ、がともに14.3%である。

602. 都銀との国際業務での業務提携

回答 10行 (1988年)

(A)資金調達面、が33.3%、(C)コルレス関係、が20.0%、(G)資金運用案件の紹介、外国債券の購入、シンジケート・ローン参加、NY現法での債券保管委託、および(H)なし、がともに13.3%、そして(D)研修、トレーニング派遣、(E)旅行、小切手、および(F)全般的関係、外国業務（貿易・貿易外）に関する優遇、コルレスおよび資金を含む全般的提携、がそれぞれ6.7%である。上位(A)、(C)、(G)および(H)が、回答の79.9%を占めている。

603. 都銀と比べ地銀の国際化業務の問題点

(1)問題点の有無

回答 12行 (1988年)

12行すべての銀行が、都銀と比べ地銀の国際化業務の問題点が（I）ある、と回答している。

(2)その問題点の内訳

回答 11行（1988年）

ウェイトの高い順より、(A)人材不足、人的要因確保、が35.7%、(F)証券・信託業務、与信審査能力、対外融資・為替・資金取引、投資銀行業務能力、新金融技術、および(G)海外拠点網、海外進出、がそれぞれ、21.4%、(B)ノウハウ、情報力、(C)知名度、コルレス契約を既に日本と多く行っているとの理由で拒否されること、(D)資金力、資金面、がともに7.1%である。

問題点の上位3つは、(A)、(F)そして(G)が回答数の78.5%を占めている。

7. 業務の国際化に関する銀行行政について

701. 海外支店・駐在員事務所の新設やその場合の選定に対する政策当局の方針に対する見解

回答 12行（1988年）

1988年の調査では、(IV)現在の認可方式をもっと自由にすべきである、が50.0%、(II)現状でよい、が33.3%、(III)支店や駐在員事務所の認可方式は現状のままでよいが、設置場所の選定についてはもっと自由にすべきである、が16.7%となっている。

(IV)および(III)が回答数の66.7%を占めており、現在の認可方式をより自由にすべきであるという見解が支配的であることを示している。

702. 現在の為替管理のうち国際化の障害について

回答 7行（1988年）

回答に占める比率の高いものから順に、(C)投資関係の行政指導および規制、中長期貸出規制、オフショア市場規制、証券・長短・信託などの業務規制等、

および(F)特でない、がともに30.0%、(D)許認可届出制度（海外拠点開設規制、進出金融機関への制限等）、が20.0%そして(A)持高規制、および(E)銀行の自己責任を高め行政関与をしぼるべきである、が、それぞれ、10%である。

上位(C)、(F)および(D)が回答の80%を占めている。

703. 在日外銀に対する当局の規制について

(a) 在日外銀への規制

回答 10行（1988年）

14行（1983年）

1988年の調査では、在日外銀への当局の規制が、(I)厳しい、が30.0%、(II)厳しくない、が70.0%である。1983年の調査では、(I)が28.6%、(II)が71.4%、となっている。

1983年と1988年の2つの調査より、在日外銀に対する当局の規制についての見解に大きな変化はみられない。

(b) 在日外銀への規制は、厳しいなら緩和すべきか

回答 4行（1988年）

6行（1983年）

(1)1988年の調査では、4行すべてが緩和すべきだと、(I)思う、と回答している。1983年の調査では、(I)が66.7%である。

1983年の調査では、(I)思う、の比率が1988年の調査と比較して低いが、在日外銀への規制は緩和すべきであるというのが支配的な考え方であるといえよう。

(2)在日外銀への規制緩和等の理由

回答 3行（1988年）

6行（1983年）

1988年の調査では、(A)自由競争のメリットもあり、金融の国際化が必要であ

る、鎖国は世界に通用しない、相互メリット、規制は緩やかなほどよい、国際化推進のため、が75.0%、(F)相互主義、が25.0%である。1983年の調査では、(F)が50.0%、(H)わからない、厳しすぎる、が33.3%、そして(G)欧米諸国でも必ずしも規制は緩和されていないから、が16.7%である。

規制を緩和すべき理由としては、1988年の調査では、(A)が全回答の75.0%を占め、1983年の調査では、(F)が50.0%であるが、規制を緩和すべきとは思わない理由としては、1983年の調査の(G)で全回答の16.7%である。

(c) 金融摩擦の原因

回答 9行 (1988年)

金融摩擦の原因として、(B)日本の金融市場の閉鎖性（金融政策、制度・慣習等）、金融市場開放の不十分さ、外国と日本の規制の相違、進出金融機関数の制限、不公平な金融・為替の管理、行政対応のおくれ、が35.7%、(C)証券・銀行の垣根の存在、業務規制、レシプロシティーの問題、が28.6%、(D)邦銀の激しい海外進出、急速な地位の向上と邦銀の取引シェアの拡大、邦銀のオーバープレzens、および(E)金利引下げ競争など邦銀の激しい競争体質、現地ルール無視、がともに14.3%、そして(G) national interest が背景にある、が7.1%となっている。

金融摩擦の原因として、(B)、(D)そして(A)が回答数の79.2%を占めている。

704. 海外業務に対する日本の当局の管理・規制について

回答 11行 (1988年)

16行 (1983年)

(a) 日本の金融当局の邦銀の海外業務に対する管理・規制について、1988年の調査では、(III)規制を緩和し、もっと自由競争原理を導入すべきである、が54.5%、(II)現状のままでよい、が45.5%である。1983年の調査によれば、(III)が62.5%、(II)が37.5%、そして(I)が0.0%である。

1988年の調査では、1983年の調査と比べ、(III)の比率が若干低下しており、海外業務への当局の管理・規制については、相互銀行の見解が2分されているといえよう。

(b) 緩和すべき当局の海外業務規制

回答 5行 (1988年)

規制緩和のための具体的内容として、(B)業務間規制、証券など周辺業務規制、円建外貨建両面の融資限度(自己資本の15%および5%→10%にせよ)、オフショア市場への諸規制、金利規制、金融市場での資金調達用での規制、が55.6%、(C)海外拠点の開設の規制(出店および立地)、が33.3%、そして(D)個別ヒアリング、が11.1%である。

緩和すべき当局の海外業務規制として、(B)および(C)で、回答数の88.9%を占めている。

705. 合衆国、英国その他の金融当局に規制について

回答 5行 (1988年)

合衆国、英国その他の金融当局の規制については、(C)イギリスでは段々と相互主義が強くなっている、邦銀への過剰規制である、が28.6%、(A)全体として邦銀の進出の警戒心、(B)進出規制には一定の基準を設けよ、(D)アメリカの州際規制は強すぎる、(E)日本当局と変わらない、そして(F)未検討、がともに14.3%となっている。

米国、英国その他の金融当局の規制については、さまざまな見解が示されている。

706. BISの自己資本比率の測定と基準に関する国際統一基準について

(I) 国際統一基準についての評価

回答 12行 (1988年)

国際統一基準についての評価は、(A)同一基準で各銀行が収益性・安全性の達成に努めるのは意義がある、評価基準が明確になり好ましい、国際間自由競争の促進に妥当な基準である金融ビヘイビアに変化が生じ良いことである、が66.7%、(C)大変良いことである、が16.7%、(B)邦銀独特の含み益(株式、他)の導入が制限されたが認められたことは評価できる、および(D)国際金融の信用保持にとり止めをえない、がともに8.3%である。

国際統一基準を積極的に評価する回答が、(A)と(C)で、回答の83.4%を占めている。

(II) 国際統一基準の達成方法

回答 11行(1988年)

自己資本比率など国際統一基準の達成方法として、(C)収益性の高い資産を選び、リスクを勘案して(良質の資産内容にすべく)収益力を増強する。またオフバランスにも積極的に参入する、が50.0%、(A)増資による、資本市場よりの調達、資本の外部調達、が35.7%、そして(D)既に達成済である、が14.3%となっている。

(III) 自己資本比率など国際統一基準についてどのような影響があるか

回答 11行(1988年)

国際統一基準の国際業務に与える影響については、(A)収益性への傾斜が強まる、許容リスク内で低収益から高収益への資産の取組みを増す、スプレッドの薄い資産の除去、OA重視、が69.2%、(D)ALM管理・リスク管理の重視、リスクの低い資産の積み上げ(例、OECD向け債権)、が36.0%、と(B)オフバランス取引(スワップ、フューチャー、オプション、振替ディーリング等)への傾斜、が15.4%、(C)利鞘は大きい、リスクも高い資産の増加、資産のアベイラビリティ・リスク増大、(E)海外拠点開設条件が厳しくなる、がともに7.7%である。

上位2つの(A)および(B)が、回答数の84.6%を占めている。

8. 現在および将来の問題

801. 今後とも積極的に国際化を進めるか

回答 12行 (1988年)

回答したすべての銀行が、今後も積極的に国際化を (I) 進める、方針である。

802. 銀行の国際化につき金融当局への要望

回答 5行 (1988年)

9行 (1983年)

1988年の調査では、金融当局の対する要望は、大きく4つに分けられ、(A)金融秩序維持のための最低限の規制にとどめること、下部へ行くほど有形無形の行政指導が厳しいように思われる、が40.0%、(B)オフショア市場の規制緩和、(C)為替管理の自由化、および(D)金利リスク、為替リスクの管理と連動した経理基準・報告様式の統一制定、がともに20.0%である。1983年の調査によれば、(A)届出制としながら受理せず実質の許可制は廃止してほしい (行政指導のかたちの規制) および(C)持高規制、外銀コルレス枠規制、外為店新設条件、その他諸規制の緩和、がともに26.7%、(G)特にない、が20.0%、(E)ステータスの法制限廃止、および(F)各行の自主性を尊重してほしい、がそれぞれ13.3%である。

上位の回答(A)および(C)より、1983年そして1988年のいずれの調査においても、基本的には、銀行の国際化に関する諸規制の緩和・自由化を金融当局に対して要望していることが表れている。

第5章 邦銀の国際化の現状と課題

丹羽 昇

I. 序

近年、国際金融市場における邦銀のオーバー・プレゼンスが大きな問題となってきている。「The Banker」が最近公表した世界各国の銀行の総資産順位を見ても世界10大銀行のうち邦銀が9行を占め、また国際決済銀行(BIS)の公表データでも日本の銀行の対外資産残高シェアは38.2%と第2位のアメリカの14.7%を大きく上回っている。このような日本の銀行の対外資産残高の急激な増加の背景としては、まず第一にプラザ合意以降の円高や日本経済の良好なパフォーマンスが挙げられるが、国際金融市場における融資行動(特に、量的拡大志向)にも問題がないとはいえないであろう。

われわれは日本の金融機関(普通銀行、長期信用銀行、信託銀行、証券会社、保険会社、外国銀行等)の国際化の進行状況について1981年以来追跡調査を行ってきた。特に1980年代に入って「金融のグローバリゼーション」が加速化し、各国の金融市場間を隔てていた時間的・空間的・制度的な障壁が大幅に低下し、地球規模での市場の一体化が進んでいる。金融のグローバリゼーションは一般に次の4つの局面を包括している。

- ① 各国金融機関の相互進出による世界的規模での金融取引ネットワークと情報ネットワークの形成。
- ② オフショア市場、先物市場やオプション市場の創設・拡大及びセキュアライゼーションにもとづく新たな金融商品の登場により、各国金融市場間の障壁が大幅に低下し、国際的資金移動が活発化した。

- ③ 多国間の決済システム(SWIFT, Euroclear, CEDEL等)と決済ネットワークの形成により、銀行間の資金決済や外国為替決済、金融商品や証券の受け渡し決済などが円滑に行われるようになり、国際資金移動性が一層高まっている。
- ④ 金融取引のグローバル化に伴って、各国の銀行規制や金融制度の同質化の方向性が強まっている。

このような金融のグローバル化により、銀行は24時間途絶えることなく金融取引を持続できる「グローバル・トレーディング」を行えるようになり、資金調達・運用の両面において市場依存度が上昇し国際資金移動も加速的に増大した。反面、銀行にとって様々な金融リスクも増大しており、国際金融業務はハイリスク・ハイリターン性格を強めている。

本稿は、以上のような国際金融環境の変化をふまえ、神戸大学経済経営研究所が過去3回(1981年、1983年、1988年)行った「銀行の国際化に関する実態調査」にもとづいて、わが国における都市銀行の国際化の現状と課題を分析したものである。

なお、本調査以降、BISによる銀行の自己資本比率に関する国際統一基準の達成に絡んで、株価の暴落・低迷に基づく有価証券含み益の激減、エクイティ・ファイナンスの困難など大きく金融環境が変化しており銀行の国際化戦略も転換を余儀なくされているのが現状であり、この意味で本調査結果と昨今の国際化の現状と若干ズレが生じている点に留意する必要がある。

II. 金融機関の国際化への誘因

わが国の金融機関は、1980年代に入ってその業務面において急速に国際化を推進している。各業態における国際化の段階はそれぞれ異なっているが、都市銀行等の大銀行を例にとると、次のように言えるであろう。

1960年代、70年代の銀行の国際業務は、主として取引先企業の貿易金融や海

外直接投資などの実物的諸要因に対応した金融サービスの提供を主眼としていた。60年代末に、直接投資に対する規制緩和に伴い銀行の海外支店は急増し、国際業務も貿易金融のウエイトが低下するとともに、海外拠点における現地貸付や資金取引のウエイトが上昇した。特に、1973年に起こったオイル・ショックと主要国の変動相場制への移行は銀行の国際業務における利益機会を大幅に拡大した。オイル・マネーの増加を背景とするユーロ市場の急成長により、ユーロ・シンジケート・ローンへの参加やユーロ債引受業務への参入等国际証券業務の拡大を積極的に遂行するため、銀行業務のみならず証券業務やその他様々な金融サービスの提供を目的とする現地法人の設立や外国の金融機関の買収が行なわれた。1980年代に入ると、金融機関の国際業務は一層高度化・現地化するとともに、外国金融機関の日本市場への参入が欧米諸国の自由化要求圧力のもとに加速化した。80年代の銀行の国際化の新たな局面を切り開く直接的契機となったのは、「円の国際化」と「資本輸出国への転換」といった2つの経済的变化であった。これらは国際金融市場におけるわが国の銀行の相対的地位に、次のような変化をもたらした。

① 国際金融市場に占める本邦金融機関シェアのめざましい上昇。

国際収支の大幅黒字に基づく対外純資産の急激な増加(1981年末：110億ドル、1987年末：2300億ドル)は国際的な金融仲介における日本の銀行のシェアの上昇を可能にした。

② 対外純資産に占める円建て資産・負債の増大は本邦金融機関の国際金融サービス供給における役割を増大させた。

国際債券市場における円建て債の比重の上昇は、本邦金融機関の円建て債の引受等の取引機会の増加をもたらし、邦銀の対外純資産に占める円建て資産の割合の上昇は、円資金の運用・調達や裁定取引の機会を大幅に拡大させた。

③ 国際金融市場としての東京市場の重要性の増大は、邦銀の国際業務の展開を容易にした。

東京オフショア市場の創設や円建て外債市場の拡大は、東京市場を本格的な国際金融市場としての体裁をもたせることとなり、邦銀の国際資金移動のチャンネルの多様化を可能にした。

以上のような変化により邦銀の国際業務も、従来の取引関係を基盤とした日系企業及び日系機関を対象とした貸付業務や付随業務から、現地市場や広範な国際市場を対象とする方向（現地企業向け貸出の増加やLBO、不動産投資、オフ・バランス取引など新たな業務分野への進出）へ大きく転換しつつある。

(1) 実際の収益シェアの推移

銀行の国際化の最も大きな要因は利益の獲得であることはいうまでもない。過去3回の調査結果を時系列的にみると、銀行の粗収益に占める国際部門収益のシェアは着実に増加してきている。今回の調査では(1988年)、国際業務を主たる業務とする外国為替専門銀行を除けば、国際化の進んだ都銀上位行では「21-25%」であり、中位行では「16-20%」、下位行でも「11-15%」を達成している。第1回調査(1983年)と比較すると、おおむね10%程度シェアを伸ばしており、国際化が遅れた下位行ほどその伸びが大きい。なお、銀行の国際化の指標と国際部門の収益の関係を、都市銀行と地方銀行で比較してみると第5-1表ようになる。都市銀行全体では平均して20%程度で推移しており、近年若干低下傾向をみせているが、これは為替レート的大幅上昇によるものであり、ドル・ベースで推測すれば極めて大きな伸びを示しているはずである。都市銀行と地方銀行では歴然とした差異がみられるものの近年国際化を積極的に推進している地方銀行の伸びは著しい。

表5-1表 国際部門の収益シェア

年 度	外国為替相場 (年度末) (円)	都 銀				
		全店営業粗利益④		国際部門粗利益⑥		国際化比率 ⑥/④(%)
		金額(億円)	前年比(%)	金額(億円)	前年比(%)	
5 6	248.30	25,294	…	4,234	…	16.7
5 7	239.30	29,355	16.1	5,302	25.2	18.1
5 8	224.75	30,965	5.5	5,600	5.6	18.1
5 9	250.70	31,208	0.8	6,325	12.8	20.3
6 0	172.05	31,972	2.4	6,488	2.6	20.3
6 1	144.15	38,347	19.9	7,327	12.9	19.1
6 2 (62/56)	124.50	42,910 (1.7倍)	11.9	7,963 (1.9倍)	8.7	18.6

地 銀					地銀上位
全店営業粗利益④		国際部門粗利益⑥		国際化比率 ⑥/④(%)	13行単純平均 ⑥/④(%)
金額(億円)	前年比(%)	金額(億円)	前年比(%)		
17,783	…	283	…	1.6	…
20,704	16.4	398	40.6	1.9	2.5
21,851	5.5	468	17.6	2.1	2.7
22,501	3.0	582	24.4	2.6	3.3
23,097	2.6	649	11.5	2.8	3.5
25,223	9.2	844	30.0	3.3	4.3
25,717 (1.4倍)	2.0	961 (3.4倍)	13.9	3.7	4.5

(2) 収益以外の諸要因

わが国の都市銀行が収益以外にどのような目標をもって国際化を推進しているかをみると、ほぼすべての銀行は「取引先企業の拡大」を挙げている。これは前述のごとく銀行の国際化の最も伝統的かつ基本的な誘因であり、この点に関する限り大きな変化はみられない。しかし、後述の資金運用のところで述べるように、国内取引関係と現地の日系企業向け貸出との関係は次第に薄れてきている。次いで多かったのは、「国際業務に関するノウハウの蓄積」と「国内

で規制されている業務の積極的推進」であった。国内資金需要の相対的伸び率の低下と国際収支の巨額の黒字を背景とする対外純資産の累積といった金融環境の変化は、金融のグローバル化の進行のもとで、邦銀は国内業務規制の枠を超えて業務の多様化・複合化を推進していることを示している。

(3) 進出形態と現地化の動向

銀行が海外の国々に進出拠点を設ける場合、支店、現地法人及び駐在員事務所との3形態がある。実際に、どのような形態を選択するかは、当該国の規制のみならずそれぞれの形態のメリット・デメリットを勘案して行われている。1988年12月末現在の本邦外国為替公認銀行（外国為替及び外国貿易管理法第10条第1項に基づく大蔵大臣の認可を得て、外国為替業務を行う銀行）の海外進出状況をみると、海外支店254、現地法人（出資比率50%以上）236、駐在員事務所423となっており、世界的規模での整備がなされてきている。特に1980年以降、毎年70程度の海外拠点の増加をみている。現地法人のうち、銀行業務を営むものは135法人に達しており、証券業務、信託業務、リース業務を兼務する現地法人が増えてきている点が注目される。また、最近、地方銀行のニューヨーク、香港への海外進出もふえてきており、地方の企業の国際化にも大きく寄与していると思われる。都市銀行等の大手の銀行については、各行とも海外拠点網が一応整備され、今後の拠点展開にあたっては、これまで拠点の無かった共産圏諸国（特に、中国、ソ連等）を別にすれば、収益性の観点から堅実かつ慎重に対応する姿勢が見受けられる。

(イ) 進出形態の選択

本邦銀行が海外進出を行うにあたってどのような形態を選択するかは、まず第1に当該国の外銀規制の態様に大きく左右される。現在、外国銀行の自国への進出を認めていない国（サウジアラビア、クウェート、及び大半の共産圏諸国

等)や銀行業務の範囲を一部制限している国(フィリピン、バーレーン等)もあるが、一般的傾向としては相互互惠の原則に則り、外銀の進出を認める国々が増加している。

上述の如く、銀行の海外進出形態は海外支店、現地法人、駐在員事務所の3形態があるが、このうち駐在員事務所は海外支店や現地法人の形態での進出のための前段階であったり、またその性格上、情報の収集等の業務が主であり、銀行業務を行えないため、以下では支店と現地法人の比較(特に、現地法人での進出の長所・短所)をアンケート調査に基づいて分析してみよう。

① 資金調達上の長所と短所

現地法人で進出した場合、資金調達の効率化・多様化・安定化が図れかつCPやその他の債券が発行できる点を長所として挙げた銀行が大半を占めた。このことは現地法人の形態で進出した場合の方が、支店形態の場合に比べ当該国の国内市場への参加が容易であり、資金調達面で有利であると判断しているものと思われる。他方、短所としては、設立した現地法人の知名度が低いため、あるいは規模が大幅に小型化するため資金の調達コストが支店に比較して若干高くなる点を指摘する銀行が多い。

② 資金運用上(貸出・有価証券投資)の長所と短所

資金の運用に関しては、日本の金融当局の政策や諸規制に拘束されることなく運用計画を実行できるため、中長期貸出のウェイトを高めたり、新たな業務分野に参入できること、また当該国における税制上の優遇措置や優秀な現地スタッフの雇用、現地貸付における有利性をその長所として挙げる銀行が多い。他方、短所としては、設立した現地法人の規模が一般的に小さいため、資金量・信用度が劣り与信活動全般に制約が大きくなること、特に自己資本比率が概してわが国よりも高いために、貸出・有価証券投資の増加に限界があるなどが指

摘される。

③ 外国為替業務上の長所と短所

現地法人の形態で進出した場合、わが国の外為に関する規制の適用を受けないことから幅広い業務を展開できることや、国によっては税制上のメリットを享受することも可能である。また外為業務を行うことによって現地企業との取引機会の増大が見込めたり、現地において優秀な専門ディーラーを雇用することもできる。しかしながら、コルレス網の面では新規のコルレス契約の締結が必要となることや当該国の当局から外為業務のライセンスを受ける必要があるなど外為上の決済機能の点では海外支店の形態での進出の方が有利であるとしている。このほか規模の小型化による信用力の劣位に伴うクレジット・ライン等の受信上の不利や現地当局の規制をデメリットとして挙げる銀行もあった。

④ 証券業務上の長所・短所

わが国では証券取引法第65条により証券と銀行の業務分野が規制されている。しかし、国によっては銀行業と証券業を兼務することが認められており、このため当該国に現地法人を設立することにより日本の規制を回避することができ、引受業務やディーリング業務を兼務することが可能である。また国によっては証券業務を営む上で税制上のメリットを享受することができることもあって、これらの諸国において現地法人を設立している銀行も多い。

⑤ 周辺業務上の長所・短所

現地法人の形態をとることによって、わが国の諸規制に煩わされることなく投資顧問業務、リース業務、信託業務等の多くの周辺業務へ進出できる。現地法人を設立している国々の規制がわが国のそれに比して比較的緩やかであることもあってかなり広範な業務を展開できる反面、現地法人で外銀として制約を

受けたり、現地法人の規模が小さい場合にはかえってコスト高になることもあるようである。

⑥ その他の長所・短所

以上の業務以外のものについての長所としては、わが国の税法の枠外となり、税務対策上有利とする銀行もあった。特にタックス・ヘイブン地域に現地法人を設立することによるメリットは大きいと考えられる。なお、80年の調査では、現地法人での進出は、銀行の現地化(地場取引の推進や現地人スタッフの登用)の面で支店よりも優っていると答えた銀行が2行あった。反面、現地法人で進出した場合、役員構成等で現地規制を受けることや高度な経営管理能力を要求されるにもかかわらず親会社との人事交流がしにくいといった管理面の問題点のみならず、現地法人の収益を直接親会社に還元できないというデメリットが存在する。

現地法人の形態で進出する場合、以上のような長所・短所があるわけであるが、現地法人を選択する最も大きな要因は当該国の金融制度、税制および諸規制のあり方であるといえよう。確かに、わが国に比べて業務分野規制が緩やかであったり、税制面で有利な扱いを期待できる場合には、支店形態を選択するよりも優れている。とはいえ、100%子会社の形で現地法人を設立する場合、新規参入に伴う諸コスト(信用力、新たなコルレス網の契約や現地での人事管理等)が相当程度高くなる傾向は否めない。

(ロ) 現地化の動向

銀行の海外進出の形態の変化をみると、これまでの支店網の拡充や現地法人の設立からさらに一歩進んで、現地金融機関への資本参加、業務提携、合併・買収等多種多様な形態での現地市場へのアクセスを積極的に展開している。金

融のグローバル化の進行に伴い、邦銀は日本における業務規制の枠を超えて業務の多様化・複合化を推進せざるをえず、現地での情報収集や現地の金融制度への適応、環境変化への迅速な対応を求められている。

そこで次に、一行当たりの平均営業拠点数、日本人職員数及び現地人職員数の推移をみながら邦銀の現地化の動向を探ってみよう。(3回の調査はアンケート方式であるため、サンプルが若干異なるため正確性はやや劣るが、全体的傾向を把握することに関しては大きな問題とはならないであろう。)

① 海外支店

今回の調査では(1988年)一行当たりの平均支店数は14.6(1980年：7.1、1983年：7.3)となっており、過去2回の調査に比べ大幅に増加している。地域的ロケーションをみると、アジア、北米、欧州の順で多く、それぞれ一行当たり平均4.9、4.4、3.7店舗を有している。この傾向は過去2回調査と大きな変化はみられないが、一行当たり平均店舗数はやはり大きく増加している。海外支店における日本人職員数では、一行当たり平均104.4人で、これも大幅に増加している。(1980年：64.4人、1983年：94.1人)地域的ロケーションでは、北米、欧州、アジアの順となっており、支店数が異なっている。また、一行当たりの平均職員数ではそれぞれ38.1、32.3、30.1人である。傾向は過去の調査と同じであるが、人数は大幅に増員されている。次に、現地人職員数をみると、一行当たり平均672.9人(1980年：319.2、1983年：456.6)で、地域的にはアジアが最も多く、次いで北米、欧州の順となっている。それぞれ一行当たりの平均職員数は、325.6、167.7、139.7人となっており、これも過去の調査と同様な傾向を示している。銀行の現地化の指標として、総支店人員数に対する現地人職員数の割合でみると、86.6%であり、過去の調査と比較すると着実に現地化が進んでいることがわかる。(1980年：83.2%、1983年：82.9%)地域別にみると、現地化が最も進んでいるのはアジアで91.5%、次いで北米81.5%、欧州81.2%である。

1980年の第1回調査では、アジア92.7%、欧州77.9%、北米74.0%であり、第2回調査（1983年）では、アジア90.1%、欧州77.9%、北米75.6%であった。

以上の結果からすると、北米と欧州において現地化が急速に進んでいるのに対し、アジアは現地人職員数が9割を上回りほぼ限界に近づいているといえよう。

② 現地法人

一行当たりの現地法人数は13.1社にのほり、地域別にみると、欧州に4.6、アジアに3.4、北米に3.3社となっている。1980年の第1回調査では、一行当たりの平均保有現地法人数はたかだか5.9社にすぎず、地域的にみても欧州1.9、アジア1.7、北米1.0社であった。この数字はこの八年間に現地法人が急激なスピードで設立されたことを物語っている。次に、現地法人における日本人職員数をみると、今回の調査では一行当たり平均63.9人となっており、地域別にみると、北米30.6、欧州23.3、アジア6.4人となっている。第1回調査と比較すると、北米14.9、欧州5.6、アジア3.9人であったから日本人職員の派遣面でも大幅な増員がみられたといえよう。特に、欧州と北米地域に対する増加が著しい。現地化の指標として海外支店の場合と同様に、全職員数に占める現地人職員数の割合をとると、一行当たりの平均は93.7%に達しており、支店形態に比べはるかに現地化が進んでいる。第2回調査（1983年）では95.0%であったのに比べるとやや後退している。これは中南米特にブラジルにおける現地採用が極めて多かったことによるものである。今回の調査では大幅な減員となっており、この点が数値に大きく左右した。次に、地域別にみると、北米96.2%、アジア93.1%、欧州80.6%となっており、現地法人では北米が最も現地化が進んでいる。この傾向は過去2回の調査でもほぼ同じである。

以上の結果からみると、海外営業拠点の形態によって現地化の程度に相違がみられる。また、地域別にみてもその相違は明かである。このことは形態や地

域によって営業の重点が異なることからきているものと解することができよう。なお、現地化の指標として資金運用、特に現地向け貸出の割合などが考えられるが、これについては後述の資金運用の項を参照されたい。

Ⅲ. 国際業務の実態とその問題点

(1) 営業拠点の特性

海外における営業拠点はその国の金融市場の規模や性格のみならず、進出している個々の銀行の戦略を反映してその特性に違いが見受けられる。アンケート調査の結果においても、海外営業拠点の営業重点が異なるとした銀行は88年の調査でも約86%に達し、この傾向は3回の調査でも大きな変化は見受けられない。しかしながら、ニューヨーク、ロンドン、アジア、その他の4つの金融市場における営業の重点を時系列的に見ると、過去3回の調査では大きな変化が見られる。

(イ) ニューヨーク市場

貸出(日系企業以外の現地企業向け)を第1位に挙げた銀行が圧倒的に多く、次いで資金調達、資本取引、周辺業務、日系企業向け貸出の順となっており貿易金融のウエイトは著しく低い。しかしながら、1980年の調査では、貿易金融、日系企業向け貸出、周辺業務、資金調達の順で、83年の調査では、日系企業向け貸出、貿易金融、現地企業向け貸出、資金調達の順となっており、貿易金融や日系企業向け貸出のウエイトが相対的にかなり高かった。このような営業重点の変化、特に現地企業向け貸出のウエイトの増大は日本の銀行の米国における相対的地位の変化を如実に示していると言えよう。(American Banker によれば、邦銀の商工業貸出の全米シェアは13.9%に達し、英国をはじめとする他の諸国の銀行のシェアを大きく上回っている。(1988年6月末) また、貿易金融のウエイトの大幅な低下とともに、資金調達や資本取引のウエイトの増

加が注目される。

(ロ) ロンドン市場

ユーロ市場の中核としてのロンドン市場は、従来から邦銀の資金調達の間として重要な役割を果たしてきた。過去3回の調査においても、営業の重点項目のうちで資金調達を第1位に挙げる銀行が半数にも達し、またその他の銀行も高い順位を与えている。ニューヨークや東京等の国際金融市場の発展に伴いわが国の銀行もその資金調達ルートを多様化しているにもかかわらずロンドン市場は依然として資金調達面において重要な地位を占めているということができよう。また、ウエイトは減少傾向にあるものの貿易金融もニューヨーク市場に比べて高いという特徴を持っている。しかしながら、近年、資本取引のウエイトの大幅な増大が注目される。

(ハ) アジア市場

香港、シンガポールなどのアジアの金融市場については、日本の生産企業の進出を反映して、営業の重点は貸出業務であるとする銀行が多い。特に、日系企業向け貸出は現地企業向け貸出を上回っている点と比較的貿易金融のウエイトが高い点が他の金融市場と異なる点ということが出来る。次いで資金調達や資本取引のウエイトが高い。

(ニ) その他の市場

上記以外の営業拠点における営業重点として貿易金融や貸出、特に日系企業向け貸出を挙げる銀行が多い。次いで資金調達、資本取引となっている。このことは世界の主要な国際金融センター以外の地域に営業拠点を設ける理由が、主として現地に進出している日系企業の金融的サポートであったり、現地のオフショア市場への参加であることをうかがわせる。

(2) 資金運用

資金の運用方法としては、貸出、貿易金融、各種資本取引、証券業務等があるがこのうち最も大きなウエイトを占めるのが、貸出である。貸出を先進国、発展途上国と社会主義国といった貸出先別にみると、1988年の調査では先進国向けが53.8%と最も多く、次いで発展途上国の39.4%社会主義国の6.8%となっている。過去の調査と比較するとカントリー・リスクの関係から発展途上国向けの貸出が減少傾向にある。更に、それぞれの内訳をみると、先進国では米国が43.1%を占め、また欧州全体で47.5%となっており、両方で9割を超えている。また、発展途上国向けの内訳では、アジアが49.8%、中南米が46.4%、アフリカが3.8%となっている。近年、累積債務問題の深刻さを反映して中南米を中心とする重債務国向けの貸出についてはすべての銀行が貸出額のみならず貸出全体に占める割合も減少させたいと考えている。この背景には、リスケジュールやリネゴシエーションの発生等から当該国の債務管理能力に対する不安、救済融資や金利の引き下げ要請等債務返済交渉におけるさまざまな困難が存在する。従って、日本の銀行もリスクが大きいかつ債務返済のめどがたたない不良債権を償却し銀行の資産の健全性を向上させる意図のもとに重債務国向けの貸出を抑制したいとする意向が強まっているものと思われる。今回のアンケートでも、重債務国に対する対応策として当該国の支払能力の向上に協力すると答えた銀行は一行にすぎず他行はすべて「各国政府、民間金融機関、IMFなどの国際機関と足並みを揃えて交渉にあたり、国際協調には応分の協力をする用意はあるものの、相手国の状況に留意しながら自行の債権の圧縮をはかる」と答えている。

過去2度の調査では発展途上国向け貸出に非常に積極的であったのに比べると、この点に関する限り大きく変化している。しかしながら、それ以外の発展途上国向けの貸出については、カントリー・リスクの評価が困難ではあるが、

他行や国際機関との協調融資を積極化するのみならず個々の案件ごとの審査を厳格にすることによって対応できると考えているようである。重債務国以外の発展途上国向け貸出については、貸出額及びその割合をともに増加させたいとする銀行が半数を占め、更に割合は変えないものの額は増加させたいとする銀行が三分の一に達し、割合・額ともに減少させたいとする銀行は16%程度にすぎなかった。なお、カントリー・リスクの評価については、海外・国内の諸資料を活用し、カントリー・リスクの管理者や専担者を配置するなど各行独自の定量・定性分析を行っている。その上で国別にレーティングを行いカントリー・リミットを設定してその枠内で融資を行っている銀行が30%程度にのぼっている。

貸出のうちどの程度の割合が日系企業向けになっているかをみると、第1回(1980年)の調査では43.7%と高かったが、今回(1988年)の調査では33.9%とかなり減少しており、国際化の進展に伴い融資面でも現地化の傾向がみられる。ただ、日系企業以外の貸出の内訳をみると、現地の民間企業向け貸出ははまだ51.9%にすぎず、政府、政府関係機関や公的企業向け貸出が48.1%を占めている。現地の民間貸出市場への参入が、情報面や審査能力の点でいまだ不十分であるということもできよう。また、海外の日系企業に融資を行う場合、既存の国内取引関係を重視しているかどうかをみると、今回の調査でも「必ず重視する」と答えた銀行が14.3%もあり、「原則的に重視する」とするものを合わせると70%を超えている。「案件ごとに検討する」とする銀行の割合は、第1回調査では6.7%、第2回調査では7.7%であったのに比べると今回の調査では28.6%と大幅に増加しているものの、日系企業向け貸出の性格が進出企業の金融的サポートであることをうかがわせる。

次に、貸出の長短の割合をみると、長期貸出が57.9%を占め短期貸出の割合を上回っている。過去2回の調査と比較すると、長期の割合が若干高まってきている。(第1回:53%、第2回:52.7%)加えて長期貸出での固定レート方式

の割合が、前回、前々回の調査よりも大幅に増加している。(第1回：7.8%、第2回：8.8%、今回：20%)これは金利・通貨の先物、オプション、スワップ等の金融技術の発展によるところが大きいと思われる。

後述の資金調達満期構造とあわせて考えると、「短期借り・長期貸し」の傾向が顕著である。(調達資金の9割は短期資金)このような状態は金融リスクの面からみて問題がありそうであるが、この点に関しては「原則的に認めうるが慎重に行わなければならない」と答えた銀行が大半を占めたものの、「リスクの増大は生じない」とした銀行が1行、「原則的には認めらず、債権・債務の満期構造を一致させるべきである」と答えた銀行が1行あった。過去の調査でも「短期借り・長期貸し」は望ましいものとはいえながリスク管理を慎重に行えば問題は生じないのではなかろうかという認識が強く見受けられる。しかしながら、資金の調達・運用における長短のギャップがかなり大きく、金利リスク、流動性リスクや価格変動リスク等にさらされていることは、金融技術の急速な進展のもとでALMの導入・展開によって今後慎重な対応をもとめられるであろう。

また、貸出の通貨建て別内訳をみると、日本経済の国際化、円の国際化を反映して円建ての割合が22.3%に達している。外貨建ての貸出のうち82.3%はドル建てであり、ドル以外の現地通貨建ての割合が小さいことは、米国を除けば、現地貸付の大半がホールセールであるか貿易金融に関連したものであるといえよう。

(3) 資金調達

海外での営業資金の調達に関しては、過去2回(1980年と1983年)の調査では日本での調達割合が4-5%程度であったが、今回(1988年)の調査によれば15.5%と大幅に増加している。このことは東京オフショア市場の創設により日本の本店で海外営業拠点の資金を調達しやすくなったことによるものであろう。

う。また、海外の国際金融市場から資金を調達する場合、どの市場を利用しているかをみると、1988年の調査では46.7%をヨーロッパで30%をアメリカとなっている。過去2回の調査ではヨーロッパのウエイトが高く(53.5%、57.4%)、アジアをはじめとする他の市場での調達割合はかなり低かった(9.3%、15.2%)が、今回の調査では23.3%と大きく増加している。これは邦銀の海外営業拠点の増大と世界各地の金融市場が次第に整備・発展するにつれて、地理的な資金調達ルートも多様化してきていることを示しているものといえよう。

また、資金調達を満期までの期間別にみると、1年未満の短期の資金のウエイトが圧倒的に高く、しかも次第に高くなる傾向を示している。(1980年：77.7%、1983年：85%、1988年：91.6%)前項の資金運用の現状と併せて考えると、「短期借りの長期貸し」といった傾向が年々強まっており、その結果、流動性リスク、金利リスク、為替リスクや価格変動リスク等の金融リスクが極めて高くなってきていると思われる。

更に、調達した資金の通貨建て割合をみると、ユーロ円市場の拡大にともなって円建ての割合が18.5%にも達している。また、外貨建ての内訳をみるとドル建ての割合が93.1%を占め、マルク、ポンド、フラン建て等を合わせても6.9%にすぎない。

(4) その他の業務

わが国の銀行は海外において上述の資金運用・調達業務以外にもさまざまな周辺業務やオフ・バランス取引を営んでいる。わが国の銀行が海外における周辺業務のうちでも最も重視しているのが、証券業務である。わが国においては証券取引法第65条によって証券業務、特に引き受け業務の兼務は禁止されているため、海外営業拠点において証券業務は非常に魅力的なものとなっている。この証券業務に次いで重視しているのが、リース業務、投資顧問業務、信託業務、コンサルティング業務、カード業務の順となっている。これらの周辺業務

は金融のグローバル化の進行に伴って今後ますます重要なものとなる。また、オフ・バランス業務はこれまで（BISの自己資本比率規制が実施される以前）各種のバランス・シート規制に拘束されることなく収益増加につながるため日本のみならず先進各国の銀行は積極的に展開してきた。今回の調査においてわが国の都市銀行が現在行っているオフ・バランス取引は、金利・通貨スワップ、オプション、金融先物のほかローン・コミットメント、NIF、RUF等である。このうち前3つの取引はほぼすべての銀行が行っており、しかも将来的により重要性が増すものと考えている。ところで、これらのオフ・バランス取引は本来リスク・ヘッジとして行われるものであるが、投機的取引としても行われており、その意味で非常にリスクイナ性格を有している。加えてこのオフ・バランス取引残高がオン・バランス残高をはるかに上回っているというのが実状である。（わが国では約2倍、米国では約5倍の残高が存在すると推定されている）したがって、近年オフ・バランス業務に対し何らかの規制をすべきという議論がでてきている。今回の調査でも、オフ・バランス業務に対する規制に関しては各行ともニュアンスの違いはあるものの総じてその必要性は認めている。半数以上の銀行は、マーケット秩序の維持やその育成及び取引参加主体の健全性を保つためには何らかの規制は当然必要であると答えている。他方、リスク管理は銀行の自主的判断に任されるべきであり現行のBISの国際統一基準で十分であるとする銀行もかなりの数にのぼっている。オフ・バランス取引の会計基準の確立を急ぐとともに規制の必要性とその程度に関して更に議論がなされるべきであろう。

最後に、国際業務の遂行上不可避免的に伴う為替リスクについてみてみよう。ほとんどの銀行は、内外情報の収集・分析とALMの活用によって外国為替持ち高操作の基本方針と運営ルールを作成し、それに基づいて本店と海外支店の持ち高枠（ロス・カットルールやリスク管理を含め各支店毎の単一通貨及び全通貨累積の持ち高についての枠）を設定し、先物予約、ヘッジ、スワップ、オ

ポジション等を用いて、一元的管理を行っている」と答えている。ただ、当該期間中葉であっても決算見込みにもとづき予想収益の一部を現地規制の許す限り、カバーをとってリスクを回避しつつ円転し送金する場合があるとしている。また、多数通貨への分散投資や円建て貸出の増加によって対応すると答えた銀行もあった。いずれにしても、為替ポジションを常にスクエアにすることなく、むしろ意図的に持ち高を操作することにより収益をあげようとする積極的な姿勢が見受けられる。したがって、為替相場制度についてもほぼすべての銀行は、実勢が反映されかつ金融秩序を大きく混乱させないような現行の変動相場制度が望ましいとしている。

Ⅳ. 国際化戦略と規制

(1) 国際化戦略

わが国の都市銀行が、国際業務に関して先行している欧米の多国籍銀行（シティバンク、モルガン、ドイツ、バークレイ銀行等）と比較してどのように考えているかをみると、ほぼ全ての銀行が「やや遅れている」と答えている。今回の調査において遅れていると指摘された点は、まず第一に現地企業との取引や一般要員及び上級管理職の現地採用等の「業務の現地化」であった。(35.7%)次いで「事務関係も含め海外業務全般の整備・合理化」（エレクトロニクス・バンキング・システムの構築、ディーリングでのグローバルなサポートシステム、世界的統合システム等）と「業務の多様化」（証券業務、周辺業務、リテール・ビジネス、新たな金融商品の開発等）であった。第一回の調査（1980年）で最も多かったのは「海外拠点網の整備」であったが、今回の調査ではほとんどの銀行がこの点を指摘していない。このことは現段階において「拠点網」に関する限り欧米の主要な銀行と少なくとも同水準まで達していると考えているようである。しかしながら、海外においてこれらの先発外銀と競争する上で、人的要員の確保、業務のノウ・ハウ等の面で劣位にあることはいなめない。

そこで、わが国の都市銀行が今後どのように国際化を進めて行こうとしているかを、目標収益率、国際的ネットワーク網や円の国際化との関連でみてみよう。

(イ) 目標収益シェア

国際部門収益の銀行全体の粗収益に占める現在のシェアをみると、外国為替専門銀行を除けば、都銀上位行で21-25%、中位行で16-20%、下位行でも11-15%程度となっている。1980年の第1回調査では、上位行1行が16-20%でその他上位行と中位行が11-16%、下位行で0-10%程度であったのに比較すると、国際部門収益の大幅な増加は明かである。他方、目標シェアをみると都銀上位行1行は26-30%、中下位行の大半は21-25%となっている。この目標シェアを過去2回の調査と比較すると、第1回調査よりも全体に5-10%程度上回っており、ほぼ第2回調査のレベルと同等である。このことは1980年代半ばまで非常に強気に国際化を推進し、それにしたがって国際部門の目標収益も達成できたが、80年代後半にかけて累積債務問題等の国際金融環境の変化や邦銀自体の内部的制約から収益の伸びがやや鈍化し、それ故目標シェアも実現可能な着実な値となってきたと考えられよう。

(ロ) 営業拠点網の整備

わが国の都市銀行が、今回の調査で過去3年間に支店等の海外営業拠点や派遣人員を増加させた地域として挙げているのは、北米、欧州、アジアであった。第1回調査では北米が圧倒的に多く、次いでアジア、欧州で中南米、中近東も若干あった。第2回調査では、中南米、中近東のウエイトが大幅に増加し、社会主義圏やオセアニアも挙げられている。これら3つの調査結果から判断すると、都銀の海外営業拠点網の構築は80年代半ばにほぼ完成し、現在ではオプション、スワップなどのオフ・バランス業務やM&AやLBOといった新たな金融業務

を積極的に展開する場として北米、欧州、アジアに集中しているものと思われる。

今後新たに支店を設置したい地域としては、上に述べた傾向がほぼ踏襲され、やはり北米、欧州、アジアであり、その他の地域は全く挙がっていない。過去2回の調査、特に、第2調査（1983年）では中南米、中近東、オセアニア、社会主義国等が合わせて50%程度を占めていたのに比べると大きく様変わりしている。この原因としては、拠点網が一応整ったことに加え、累積債務問題の深刻化からカントリー・リスクを強く意識するようになったこと等が挙げられよう。

ただ、主として情報の収集を目的とする駐在員事務所の設置については、北米、欧州、アジアのほか中近東、アフリカが挙げられている。

（ハ） 円の国際化と東京オフショア市場の影響

円の国際化の進展は、邦銀の国際的地位の向上に資するほか資金の調達・運用等において活動範囲の拡大をもたらすものとして都銀は全て重要であると考えている。円建てでの調達・運用の増加は為替リスクを回避できるとともに、国際金融市場における邦銀の競争力を大幅に向上させることとなろう。また、円の国際化により、わが国における円転規制等の問題はかなり緩和され、金融摩擦の解消にも役立つと指摘した銀行もあった。

また、東京オフ・ショア市場の創設は金融市場の厚みを増大させ、資金調達・運用の多様化を可能としたほか、非居住者取引等収益機会を増加させたとする指摘が最も多かった。更に、日本の金融市場の地位の向上、特に JOM の創設を高く評価する銀行が2行あった。しかしながら、東京オフ・ショア市場が金融の国際化・自由化に果たした役割を認めつつも、証券業務が行えないことや出入超過規制などを問題点として挙げる銀行もあった。

(二) 国際化戦略遂行上の問題点

個々の銀行が国際業務を積極的に展開するにあたっては、自行の組織上の制約（内部的制約）と進出当該国の諸規制など（外部的制約）が大きな問題となっている。わが国で国際化が最も進んでいる外国為替専門銀行を除けば、すべての銀行が何らかの制約を受けているとしている。

① 内部制約

銀行の経営組織上の問題点として、すべての銀行が指摘しているのは人的資源に関するものであった。人員の不足、人材の確保、人材の養成やローカル行員の人事問題等が国際化推進にあたって最も大きな制約となっている。言語、時間、地理的コミュニケーション・ギャップを含めた人的資源の問題は情報の収集の非効率化、銀行の現地化の遅れやさまざまなノウハウの不足につながっている。次いで、事務の合理化・機械化の遅れ、業務体制の整備の不十分さや海外ネット・ワークの不完全性といった経営システムにおける制約と自行における資金配分上の制約を挙げる銀行が多かった。

以上の内部的制約の解消にどのような対策をとっているかをみると、まず人的資源の問題に対しては、すべての銀行が行員研修制度の活用による行員の再教育、人的内外交流による人材の養成や要員重点配置等の対応策によって人的資源と組織の活性化を図るとしている。また、現地化を促進するために現地行員の登用やその処遇の改善を積極的に行うとする銀行も3割程度あった。第2の制約である経営システム上の問題については、金融のグローバルゼーションに対応したコンピューター・システムのレベルアップや効率的な国際本部機構の確立を急務としている。第3の資金配分上の制約に対しては、国際戦略上の優先順位を明確にして資金の傾斜配分がよりスムーズに行える合理的な経営組織の構築が求められている。

② 外部的制約

国際業務を展開する上での外部的制約として、ほぼすべての銀行が指摘したのは、進出先の国における法制面での制約、特に当該国における外銀規制法や銀行業務以外の業務への進出制限等であった。次いで、本邦の法制面での制約や日本の金融当局による為替、証券、店舗、業務などに対する諸規制を挙げる銀行が多かった。過去2回の調査では、本邦の当局による規制を挙げる銀行が相対的に多かったが、国際化が進展するにつれて進出先国の規制をより強く認識するようになってきているとえよう。最近の国際化の潮流では、レシプロシティ（互惠）の原則が強調されるようになってきており、この点での対外金融摩擦も外部的制約として挙げる銀行も増えている。また、他の金融機関や企業との競争激化、海外駐在員の生活水準の悪化なども指摘されている。

(2) 規制に対する銀行の考え方

① 日本の規制

海外支店と駐在員事務所の設置に対する規制については、現状のままでよいとする銀行は2行にすぎず、他はもっと認可方式を自由にすべきであると答えている。また、現行諸規制のうち国際化の推進にとって障害となっているものとして、まず第一に証券取引法第六十五条をあげる銀行が大半を占めた。このことは金融の証券化や海外での証券業務の遂行上、わが国における証券業務に対する規制が大きな障害となっていると認識しているものと思われる。次いで、その他の業務規制、信託分離、長短分離等の規制を挙げる銀行が多かった。特に現地の法制上可能な業務に対する日本の当局の規制は、三局合意も含めもっと大幅に緩和してほしいという要請が強い。他方、為替管理については1980年の外為法の改正以来次第に緩和されていることもあって、持高規制等にたいする要望は意外と少なかった。

ところで、日本に進出している外国銀行に対する規制が外銀や欧米諸国の政

府から批判されているが、これら在日外銀に対する規制は厳しいと思うかどうかという間に関しては、一行を除くすべての銀行が「厳しい」と答えている。過去二回の調査では、「厳しくない」と答えた銀行が相当数（1980年：36.4%、1983年：84.6%）あったが、昨今の金融摩擦を実状を背景に「厳しい」とみている銀行が増えており、もっと規制を緩和すべきであると考えている。その根拠としては、金融摩擦が深刻化していることから互惠の原則をもっと重視し相互に規制を緩和してほしいという思惑や海外での邦銀に対する報復的措置発生の恐れ懸念しているほか、外銀に対する規制の緩和は邦銀に対する規制の緩和につながることを期待する向きもあるように思われる。

ところで、現在深刻化している金融摩擦の基本的原因がどこにあると思うかという間に対して、最も指摘の多かったのは日本の金融市場の閉鎖性であった。これには金融制度の相違、特に銀行と証券の分離、銀行と信託の分離、長短金融の分離等の業際問題や金融当局のガイド・ラインの設定等の行政措置を含めた政策面での不透明さ・分かりにくさ及び日本の金融市場における取引慣行などが含まれている。次いで、海外における邦銀のオーバー・プレゼンスをあげる銀行が多かった。急激な邦銀の海外進出と国際金融市場での金利引き下げ競争や現地の取引ルールを逸脱した激しい競争体質などのアグレッシブな行動は欧米の銀行から強い批判を浴びている。現地当局の自国金融秩序維持の立場と邦銀の利益追求行動がしばしば利害対立として表面化するとレシプロシティの問題として金融摩擦をいっそう深刻化させている。BISの自己資本比率規制によって、過去にみられた低採算取引の推進といった量的拡大指向は、今後なくなっていくと思われるが、邦銀と欧米の銀行の経営方針の相違は金融摩擦問題の根底にあるように考えられる。なお、一行であるが金融摩擦の原因として、外銀の日本市場に対する理解不足を挙げる銀行もあった。

② 外国（米国と英国）の規制

海外に進出した邦銀は当然、当該国の当局の規制を受けることになるが、国によって規制は大きく異なっているので、ここでは米国と英国に限って邦銀の考え方を問うこととした。これらの国々ではわが国に比べ自己責任原則が重視され、したがってわが国よりも規制は緩やかであるが、最近の対日金融摩擦の激化を反映して、互惠の原則に基づき他国の規制を変えようとする「自国の域外適用」条項が設けられたり、明らかに邦銀をねらい打ちした規制（英国の流動性規制等）が行われるようになってきている点を問題視する銀行が6割程度あった。金融のグローバル化に伴い規制も一国だけの問題ではなくなりつつあり、わが国も一層の市場開放努力や規制緩和を推進すべきであろう。

(3) BISの自己資本比率に関する国際統一基準について

現在実施されているBISの自己資本比率規制では、リスク・アセット・ベースで1990年で7.25%、1992年で8%のレベルを達成することが明記されている。自己資本の算定にあつたては、各資産にそれぞれリスク・ウエイトを掛けるのみならず、オフ・バランス取引も考慮されることから、国際業務に対しても多大の影響を与えられとされる。

わが国の都市銀行がこの自己資本比率規制をどのように評価しているかをみると、ほぼすべての銀行は「銀行経営の健全性維持、国際金融システムの安全性に資する」として高い評価を与えているが、ただ一行のみが「健全性の尺度の一つにすぎず、これのみで健全性が維持できるとは思わない」としている。また、この自己資本比率規制の達成状況をみると、今回調査時点（1988年末）で、既に達成済みと答えた銀行は一行にすぎず、他の銀行は増資（38.5%）、転換社債の発行（15.4%）、資産構成の変更やオフ・バランス取引の増加（38.5%）などの方法を組み合わせて、この自己資本比率の達成を計画している。増資や転換社債の発行は時々の金融市場の動向に大きく左右され、また相場水準にも

直接的な影響を与える。一方、資産の伸び率を抑えつつ高収益資産へのシフトやオフ・バランス取引の積極化策は逆にリスクを増大させる危険をはらんでいる。

そこで次に、この規制が銀行経営にどのような影響を及ぼすかを調べたところ、半数の銀行はこれまでのような資産の拡大ができなくなり、総資産利益率が高まるように総資産の伸び率の適正化を図っていかざるをえないと答えている。次いで多かったのは、オフ・バランス取引への傾斜やフィ・ビジネスの積極化であった。また、将来性を考えた拠点網の再構築やリスク・ウエイトの低い資産へのシフトなどを指摘した銀行もあった。他方、「特に影響なし」と答えた銀行も2行あった。

いずれにしても今後の推移を注目しながら、銀行行動の変化を分析する必要があるだろう。

V. 結語

1980年代初めまでの邦銀の国際化は、対外直接投資、貿易信用や借款などの実物的要因と企業の資金調達・運用行動と密接に関連していた。この時期の銀行の国際業務は、基本的には企業金融とそれを支えるホールセール業務に大きく依存していたといえよう。しかも国内金融市場の自由化の遅れは、自由な国際金融市場での取引を求めて、都市銀行をはじめとする大手の銀行の活発な海外進出を助長した。しかし、1980年代半ばにいたり海外進出した事業会社の現地化や国際金融市場における新たな商品や市場の創設は、銀行の国際業務における従来からの固有業務のウエイトを低下させ、かわって現地市場での取引やさまざまなオフ・バランス取引のウエイトを大幅に増大させてきている。また、金融のグローバリゼーションは各国金融機関の相互進出による世界的規模でのネット・ワークの形成を促し、各国金融市場の時間的・空間的・制度的障壁を実質的に低下させるのみならず、昨今の金融摩擦に象徴されるように各国の諸

規制や金融制度の同質化をもたらそうとしている。

われわれはこのような大きな金融環境の変化が起こった1980年代において3回にわたり実態調査を行ってきた。それなりの意義と成果が得られたものと思っている。これらの調査からえられた結果を分析すれば、邦銀ここでは都市銀行の国際業務におけるビヘイビアがほぼ解明できるものと思う。海外営業拠点、資金の調達・運用、経営戦略、規制への対応等個々の問題についての課題はそれぞれの項を見てもらうとして、現時点の邦銀の国際化状況をまとめると、金融のグローバリゼーションへの対応を真剣に模索している段階といえよう。ただ、1992年に迫った自己資本比率に関する国際統一基準の達成が、金融のみならず経済政治情勢の変化とも絡んで銀行の国際化戦略に大きな影響を及ぼしてきており、更に追跡調査をする必要性があると思われる。

今後の研究課題は、新たに実態調査を行うとともに、これらの実態調査結果と邦銀の財務諸表及びその他のマクロ・データ等を総合して定量的・定性的な実証研究を積み重ねていくことであろう。また、今回は都市銀行に限定して分析したが、他の業態の金融機関の結果も比較することによって、より有意義な研究として完成させたいと考えている。

第6章 金融国際化の意味について

石田三樹

I. はじめに—金融国際化への歴史的視点—

ニューハンプシャー州ブレトン・ウッズで国際通貨会議が開催されてから、半世紀が過ぎようとしている。ブレトン・ウッズ体制における国際決済制度の基本的なルールは、金融面では1944年のIMF協定、商品貿易面では1947年以來のGATT協定に規定されている。⁽¹⁾

しかし、ブレトン・ウッズ協定のルールは国際資本移動には及んでいない。この体制のもとで国際収支の不均衡は為替レートの不連続的変更で是正されることになっていた。為替レートの不連続的変更は通貨投機を呼び、投機家の手に利益をもたらしうる。投機的資本移動による巨額の利得の発生や、市場の平穩が破壊されるかもしれない可能性は、自由な資本移動を認めることの費用と考えられていた。ブレトン・ウッズ体制のもとでは、この問題に対処するために、通貨は經常取引に関して交換可能でなければならないが、資本取引に関してはそうではないとされていたのである。

その後、国際貿易と国際資本移動には大幅な性格の変化が生じた。

まず、GATTを舞台とした貿易障壁の削減が、所得と産出を上回る速さで国際貿易の拡大を引き起こした。国際貿易は伝統的な商品貿易から、特殊でリード・タイムの長い製造品貿易に次第に変化し、これに関する支払いには貿易支払いと信用条件が分かちがたく結び付くようになった。

(1) 本節の説明は、Cooper[3]第3,12章およびBryant[2]第4章に依拠している。

さらに、国家間の実質的な経済的距離を縮める運輸・通信などの非政策的要因は、貿易と金融取引の双方に劇的な影響を与えてきた。とくに、通信技術の新たな発展は重要である。エレクトロニクス技術の革新によって、情報の加工と転送、取引の確認及び決済がますます低コストで可能となった。経済主体は外国製品と対外金融投資をはるかに身近に感じるようになった。なかでも、国際金融取引にかかる費用の急激な低下は、新たな直接的利潤獲得機会、あるいは新たに認知された裁定取引機会を生み、国際間の資金移動を活発化させた。

これらの理由から、資本取引を經常取引と分離し、資本取引の管理を維持することがますます困難になった。戦後初期の差別的な扱いはあいまいになり、一般に、各国政府は資本移動に対する制限を緩和せざるをえなくなった。戦後の歴史は、このような制限の緩和・撤廃の趨勢に支配されたと言える。ただし、1960年代から70年代前半に、米国をはじめとして、国際資本移動に関していくつかの新しい管理政策が採用されたことがある。これらの規制も、1973-74年の第1次石油危機後にはほぼ緩和・撤廃された。このころに至ると、国際的な金融取引の便益が強調されるようになり、逆に潜在的費用は低下したように見えた。多くの政府が資本管理の実効性に疑問を持ち始めたのも事実である。

この結果、国際的な金融取引の規模は、世界の生産・貿易などの実物取引の規模を上回る速さで成長し続けたのである。

金融の国際化についてやや長い目でみれば、歴史的には以上のように推移してきたと考えられる。わが国では、最近特に金融の国際化が議論される機会が多くなった。にもかかわらず、その言葉の意味は必ずしもはっきりしていない。⁽²⁾本章ではその意味を整理し、金融国際化の現状を確かめる。分析の対象としては、おもに日本をとりあげることとする。

(2) 金融国際化の理論的分析としては、Feldman[6]がある。また、個別の問題、たとえば、国際金融業務については、Aliber[1]、ユーロ市場については、Dufey&Giddy[4]、Johnston[9]等があげられる。

Ⅱ. 金融の国際化とは—金融国際化へのいろいろな接近法—

1 規制の緩和・撤廃

戦後のわが国の為替管理制度は、1949年の「外国為替及び外国貿易管理法」(外為法)と翌年の「外資に関する法律」(外資法)の2法から成り立っていた。制定当時は、わが国の経済情勢を反映して、すべての対外取引を原則として制限または禁止し、政令または省令によって制限または禁止を解除していくことになっていた。

その後のわが国の資本取引に関する規制の歴史には2つの転換点がある⁽³⁾。

第1は、1960年代半ばである。わが国の経済力の向上・発展に伴い、政省令等の改正により為替管理の緩和措置がとられた。1960年には、非居住者自由円勘定制度を設けることによって非居住者の保有する円に交換性を与えた。さらに64年には、IMF 8条国への移行と OECD への加盟を機会に經常取引とともに資本取引を大幅に自由化した。引続き、60年代半ばからも、いわゆる資本自由化(対内直接投資および対外直接投資の自由化)および技術導入の自由化等によって対外取引の実質的な自由化を進めてきた。

第2の転換点は、もちろん1980年の外為法全面改正である。国内外の為替管理に対する批判と、度重なる政省令等の改正の結果外為法体系が複雑になりすぎていることに対応するため、ここにわが国の為替管理は原則自由の法制となった(外資法は廃止統合)。その後、1983年に、円の国際化の促進、日本の金融・資本市場の自由化の推進を目的として、「日米円・ドル委員会」が設置されてから後の規制緩和の進展には目を見張るものがある。84年には、原因となる取引の裏付けがない為替先物取引の自由化(実需原則の撤廃)、ユーロ円債の発行基準の緩和等が実施された。これらの規制緩和も第1の意味の金融国際化に含ま

(3) Feldman[6] p. 158を参照。また、本節における接近法の分類は、この本の第6, 7, 8章に依っている。

れる。

ただし、規制が緩和・撤廃された場合、国内の経済主体間でもそれぞれが受ける規制の格差が変化すれば、それぞれが感じる国際化の程度は違ってくるかも知れない。これは後述のとおりである。さらに興味深いのは、非居住者の視点と居住者の視点とでは国際化が異なった意味を持っているということである。⁽⁴⁾

非居住者の目から見れば、ある国において自国と同等の金融取引が行えるようになれば、その国は国際化したと考える。この場合には、各国間で金融制度に相違があるから、国際化は決して一義的ではない。たとえ、一国の金融制度を他国のそれに合わせたとしても、別の国からは国際化と見なされないということになる。ところが、元来、国際的に規格化された金融制度は存在しないのであるから、この意味での国際化には具体的な目標はない。現実に生じている規制緩和の流れを見ると、各国の金融制度は最も自由な取引を可能とするユーロ市場のそれへ接近しているように思われる。

以上のように金融の国際化を定義すれば、あまりにも範囲が広すぎて意味内容が明確でない。規制の緩和・撤廃により、国際金融取引が現実に生じるのか、また、資源が国際化以前と違った形で配分されるのか、などの点については何も語ってくれないのである。

2 国際金融取引の増加

金融国際化の第2の意味は、金融取引における国際取引の比重増加と見ることができ。これが最も常識的な意味での国際化である。

第1次接近として、金融取引のうちの一部分にすぎないのではあるが、銀行活動を例にとって分析を進めることにしよう。Johnston[9]にならって、わが国の金融市場で行われる銀行業務を顧客の居住性と通貨建てによって4領域に

(4) 貝塚・篠原[10]pp.133-34を参照。

分類すると、第6-1図のようになる。

第6-1図 銀行業務の分類

	顧客		
通貨		居住者	非居住者
自国通貨建て		A	B
外国通貨建て		C	D

A：狭義の国内金融 B：狭義の対外金融

C：ユーロ国内金融 D：ユーロ対外金融

(出所)Johnston[9]p.2.

B+C+Dは総称して国際銀行業務と呼ばれる。第2の意味での国際化を判断するには、わが国の銀行活動において、以上の4領域がどのような規模であるかを確認する必要がある。現在のところわが国にはこのような概念的枠組みによる公式統計は存在しないので、寺西[18]にしたがって近似的な計数を求めることにする。

第6-1表 わが国の銀行の国内・対外活動

(単位 10億ドル,%)

		A 狭義 国内金融	B 狭義 対外金融	C ユーロ 国内金融	D ユーロ 対外金融	B+C+D 国際業務	A+B+C+D 合計
金額	1975	293	2	—	25	26	320
	80	600	10	4	68	82	682
	85	827	39	21	122	182	1010
	90	2670	278	42	621	941	3610
構成比	1975	91.7	0.5	—	7.8	8.3	100.0
	80	88.0	1.5	0.6	9.9	12.0	100.0
	85	82.0	3.9	2.1	12.1	18.0	100.0
	90	73.9	7.7	1.2	17.2	26.1	100.0
成長率	75-80	15.4	46.4	—	22.2	25.3	16.4
	80-85	6.7	31.0	41.0	12.5	17.4	8.2
	85-90	26.4	48.1	14.4	38.4	38.9	29.0

(注)計数の求め方は、ほぼ寺西[18]の統計付録にしたがっているが、次の3点が異なる。第1に、ここでは銀行の負債側の数字のみをあげた。第2に、Cには大蔵省国際金融局年報に発表されている外国為替公認銀行の居住者外貨預金の数字を用いた。第3に、Dからは銀行の在外支店勘定を除外した。

第6-1表からわかることは、B:狭義の対外金融、C:ユーロ国内金融、D:ユーロ対外金融の成長が著しく高いことである。特に、1985-90年におけるBとDの高成長が際だっている。このため、国際銀行業務の合計(B+C+D)が銀行業務全体に占める割合は、この15年間に8.3%から26.1%に急増している。

いま、世界全体の金融国際化の流れをBISの国際銀行業務に関する指標で測るならば、第6-2表のようになる。注目すべきは、わが国の銀行によるユーロ対外金融Dあるいはユーロ金融全体の成長率が、世界全体のユーロ市場の成長率よりはるかに高くなっていることである。世界的な視野からも、日本の国際化の進展が急速であることが明確である。⁽⁵⁾

第6-2表 ユーロ市場の規模と成長率

規模(10億ドル)					
1965	1970	1975	1980	1985	1990
14	75	259	801	1977	4670
年成長率(%)					
1965-70	1970-75	1975-80	1980-85	1985-90	
39.9	28.1	25.3	19.8	18.8	

(注)欧州主要国等18か国所在の銀行の外貨建て債務残高

(資料)大蔵省国際金融局年報

BIS International Banking and Financial Market Developments.

第1次接近から進んで、金融国際化のより正確な姿を見極めるには、資本市場をも含めた広い意味での金融取引における国際取引の地位を分析する必要がある。守備範囲が広がるために、第6-1表のように計数を推計することは

(5) 第6-1図に示しているとおり、国際銀行業務(B+C+D)とユーロ銀行業務(C+D)とは異なる概念である。第6-2表の資料は、定期的に公表される国際銀行業の集計データとしては最も包括的なものの1つであり、筆者は例示としてのみこのデータを利用している。

さらに難しくなる。そこで、それぞれの市場において国際取引の比重を検討するほかないのであるが、結論は銀行活動に関するとはほぼ同様である。⁽⁶⁾

3 金利の国際的連関

金融国際化への第2の接近法において、国際化が具体的にどんな基準で測られるのか、資源配分のパターンがどのように変化するかを把握することができる。しかしながら、それを用いて資源配分の最適性を判断することはできない。

この問題に答えるのが第3の接近法である。完全に統合された市場の中では、1つの財はどの場所でも同じ価格で取引引きされる。一物一価の法則を国際金融市場に適用するのである。以前より、数多くの研究者が異種通貨建て資産間及び異なる金融市場で発行された資産間の関係を、収益や借入れ費用といった測度を直接比較することによって調査をしてきた。

簡単な形式としては、国内の金融資産金利とユーロ市場における同一通貨建て資産金利を比較する方法がある。第6-1図から明らかのように、ユーロ市場の本質は通貨発行国の外部で金融仲介を行うことにある。したがって、日本の居住者にとって、すべてのユーロ円取引は国際金融取引を意味する。この取引に対して規制が存在しなければ、内外の円市場の間で裁定取引が生じ、ユーロ円預貸金利は国内預貸金利を下限と上限にする一定の幅の内側におさまることになる。なぜなら、預金金利について言えば、ユーロ銀行には最後の拠り所としての貸し手が存在しないので、ユーロ預金の方が国内預金よりリスクが大きいからである。したがって、これをカバーするだけ前者の金利が高くなるものと考えられている。⁽⁷⁾

ところが、一物一価の法則は、自由交換に対する規制などの障害がある場合

(6) この点に関しては、Feldman[6]第7章に詳しい。

(7) Dufey&Giddy[5]を参照。

や、取引主体間で利用可能な情報が非対称的である場合には、もろくも破れてしまう。米国でも、国際収支問題から資本流出規制をとっていた1960年代後半には、ユーロドル金利が国内ドル(CD)金利を大きく上回っていた。また、70年代前半にはユーロドル貸付金利は米国内の貸付金利によって決められる理論的上限を超えて上昇しえたのである。そして、1974年に各種の規制が撤廃されると、金利はすぐに予期された範囲の中におさまった。

日本を例にとると、ユーロ円市場は1970年代後半から急速に規模を拡大してきたが、80年代前半を通じて、国内円(CD)金利の方がユーロ円金利を上回っていたことが観察されている。このことは、2つの市場の間で十分な金利裁定取引が行われていなかったことを意味している。国内市場の未成熟が主な原因であると考えられているが、その後、80年代半ばのCD・ユーロ両市場に関する規制緩和措置によって、内外金利は正常な関係を持つにいたっている。⁽⁸⁾

いずれの国においても、近年ますます金利格差が縮小しているということは疑うべくもない。したがって、いまや同一通貨建ての国内預金市場とユーロ預金市場は、一物一価の法則が成立するという意味でほぼ完全に統合されていると言ってよい。

国際金融市場について、上述の一物一価の法則が成立するかどうかは、通常、内外金利差が直先為替レートのスプレッドに等しいという金利平価条件をテストすることで測られる。カバー付き金利平価条件は、通貨建ては異なるが他の属性は類似した資産間(たとえば同一金融センターにおける満期の等しいユーロドル預金とユーロ円預金の間)で、ほぼ成立することが確認されている。また、日本国内の(例えば現先)市場とユーロドル市場の間についても、80年代に入ってから同様のことが言える。ただし、日本の現先市場と米国のTB市場との関係となると曖昧さの程度がやや増してくる。⁽⁹⁾

(8) 小村[11]p. 39を参照。

(9) Feldman[6]第8章および、小村[11]を参照。

いずれにしても、以上のことから、日米の国内金融市場はユーロ市場をその軸としてほぼ完全に統合されていると言うことができる。これは、当然他の主要先進国についてもあてはまるだろう。そして、この度合は年々ますます高まっていることも指摘されている。一物一価の法則が国際的にも成立するという意味で、資源配分がさらに効率的な方向に向かいつつある。これが、第3の意味の金融国際化である⁽¹⁰⁾。

Ⅲ. 金融国際化の現状

前節に示した3つの接近法からわが国の金融国際化を見れば、どの方向からも急速な国際化の進展を読み取ることができる。しかしながら、Feldman[6]が言うように、以上の3種の指標はそれぞれ独立のものではなく、密接に関連している。すなわち、「規制は市場の成果に影響し、また市場の成果は規制に影響する(p.186)」のである。

本節では、3つの意味の相互関係を注視することによって、金融国際化の進展に疑義を投げかける議論を検討する。

1 国内の規制を迂回する取引によるユーロ市場の発展

わが国における円の国際化、金融・資本市場の自由化の進展が、ユーロ円市場の自由化にその重きをおいていたことは周知の事実である。外国為替等審議会は1985年の「円の国際化について」の答申で、「円の国際化は、国際的な円建て取引の進展により進むものと思われるが、ユーロ市場は最も活発な国際的取引の場であるので、そこでの円の使用または保有をできるだけ容認していくこ

(10) わが国で金融の国際化という場合には、東京市場を国際金融センターにするという意味で使われることがある。また、通貨(円)の国際化が暗黙のうちに想定されていることが多い。それぞれについて、解釈の余地が残されてはいるが、それとも上記の3種類の定義を用いて分析することができる。

とは、円の国際化のための一つの重要なステップとなるものと考えられる。」として積極的な意義付けをしている。そこで、84年以来、居住者向けユーロ円貸付、ユーロ円CDの解禁をはじめとする一連の自由化措置がとられたのである。

それまで規制されていたユーロ取引(国際金融取引の1種)を可能にしたという意味で、このことは第1の意味の金融国際化であると言ってまちがいない。さらに、ユーロ取引として、第6-1図のC、Dに相当する国際金融取引が量的にも増大することは当然の帰結である。したがって、第2の意味の国際化も進展したと見ることができる。

ところが、これは国内金融市場に預金準備率規制をはじめ規制が依然として存在し、国際金融市場との格差が存在するために、次善の策としてユーロ取引が増大した結果に過ぎない。いままで国内市場で取り引きされていたものがユーロ銀行の優位性を刺激にユーロ市場へシフトしただけという場合も少なくないのである⁽¹¹⁾。

さて、第1の意味の金融国際化が完結し、自国の金融制度が、一定の国際的に規格化された金融制度に一致するにいたったとしよう。これは理論的な話にすぎず、現実には不可能であるやもしれない。このとき、金融の国際化は現状よりもさらに進展したというべきだろう。

しかし、この時点では、現在ユーロ市場で行われている取引の一部分が国内金融市場にて行われることになる。たとえば、居住者同士がユーロ銀行の優位性に引かれて海外にて貸借をするという上述の取引が、国内銀行の競争力向上によって国内に戻ってくることを考えればよい。このとき、我々の感覚とは逆に、第2の国際化尺度から見れば国際化の程度が落ちてしまう。

以上の意味で金融国際化は、見た目ほどは進展していないのだと言えることができる。これは、理論と現実の違いによるところが大きい。我々が、金融国際

(11) 拙稿[20]を参照。

化を考えると、これは直ちに一瞬にして達成されるものと考えがちであるが、現実にはゆっくりと徐々に進展するものなのである。したがって、第2の尺度として数量を見る場合には、常に注意深くなければならない。

2 金融国際化と経常勘定不均衡

次の議論も、やはりおもに第1と第2の定義の相互関係に関するものである。直接的には、第2の数量をどのような仕方で測るかの問題に端を発する議論である。

一国の経済をマクロ的にみれば、ある国が国際金融を必要とするのは、経常収支の赤字分である。あるいは、国民投資と国民貯蓄の差額分の国際資本移動が生じると言うこともできる。純資本流出入に注目するわけである。

歴史的にみれば、わが国の経常勘定不均衡の絶対額が増大傾向にあるのは周知のとおりである。特に、1980年代に入ってその増勢が著しい。この意味でもわが国の金融国際化は急速に進展してきたと言ってよい。ところが、経常勘定不均衡をGNP比で見ると、86年の4.4%をピークに(このころ米国の経常収支赤字もGNP比4%に達していた)89年には2.0%にまで低下している。この水準は、わが国の71、72年の数字より低い。過去には、英国が1870年から1914年までの平均でGNPの5%を超える黒字を経常していたし、カナダは1910年から1913年の間にGNP比13%もの赤字を記録していたのである。以上のことから、最近の状況を果して金融の国際化と称してよいのかとの疑問が生じてきた。これが議論の出発点である。

この問題は多くの議論を巻き起こしてきたFeldstein & Horioka[7]の研究に密接に関係している。以下では、Feldstein[8]の要領で、観察期間を1989年まで延長してこの問題を考えてみることにする⁽¹²⁾。

第6-3表は、OECD諸国の貯蓄率、投資率および両者の差を計算したもの

(12) 以下の議論は、Feldstein & Horioka[7]、Feldstein[8]のほか、Krugman[12]第3講演とBryant[2]第5章に多くを負っている。

である。はじめの3列は1960年から1974年までの15年間の各国の数字の平均であり、次の3列は1975年から1989年までの15年間についての数字の平均である。

第6-3表 OECD諸国の貯蓄率と投資率

	平均値, 1960-1974			平均値, 1975-1989		
	貯蓄率	投資率	差	貯蓄率	投資率	差
オーストラリア	0.245	0.267	-0.022	0.203	0.248	-0.045
オーストリア	0.287	0.284	0.003	0.245	0.253	-0.008
ベルギー	0.233	0.224	0.009	0.18	0.188	-0.008
カナダ	0.218	0.231	-0.013	0.207	0.225	-0.018
デンマーク	0.22	0.248	-0.028	0.16	0.194	-0.034
フィンランド	0.288	0.306	-0.018	0.241	0.26	-0.019
フランス	0.251	0.25	0.001	0.217	0.219	-0.002
ドイツ	0.27	0.262	0.008	0.225	0.209	0.016
ギリシャ	0.222	0.252	-0.03	0.202	0.233	-0.031
アイルランド	0.197	0.225	-0.028	0.183	0.24	-0.057
イタリア	0.237	0.227	0.01	0.231	0.234	-0.003
日本	0.366	0.358	0.008	0.319	0.306	0.013
オランダ	0.284	0.266	0.018	0.221	0.201	0.02
ニュージーランド	0.23	0.255	-0.025	0.191	0.244	-0.053
スウェーデン	0.243	0.241	0.002	0.176	0.192	-0.016
イギリス	0.189	0.193	-0.004	0.168	0.182	-0.014
アメリカ	0.188	0.188	0	0.176	0.186	-0.01

(資料)Feldstein[8], OECD[14]

数字は国民貯蓄と国民投資の差が著しく拡大したことを示している。最初の15年間の平均貯蓄率と平均投資率の差は、 -0.030 (ギリシャ)から 0.018 (オランダ)の間に分布しており、その平均は 0.006 、標準偏差は 0.015 であった。ところが、その後の15年間の数字は -0.057 (アイルランド)から 0.020 (オランダ)の間に分布しており、平均は -0.016 、標準偏差は 0.022 となっている。

国民貯蓄と国民投資の差は経常勘定バランスであるから、平均が負になっているのは、第6-3表にあげた工業諸国の経常収支が全体として赤字であった

ことを意味している。この事実は、1973年以降の石油価格の上昇に強く影響されているものと考えられる。また、このほかにも後半の15年間には重要な出来事が数多く発生したが、国際資本移動についての規制緩和の動きもその一つである。この動きが国際資本移動の大きさと変動性を増したことはまちがいない。多くの変化にもかかわらず、貯蓄率の高い国で投資率が高いという傾向は依然として強い。

いま、Feldstein[8]と同じ基本的な投資方程式を、1975年から1989年の期間について推計すると次の結果が得られる。

$$I_i/Y_i = 0.079 + 0.698[S_i/Y_i], \quad R^2 = 0.66$$

(0.020) (0.130)

ただし、 I_i 、 S_i はそれぞれ*i*国の粗国民投資、粗国民貯蓄であり、 Y_i はGDPである。1960年から1974年の期間については、国内貯蓄が1ドル増えると84.9セント国内投資が増すとの結果が得られている(標準誤差0.084)。国際資本移動の規模は大きくなっているが、基本的な結論は変わらない。

資本移動が完全であれば、一国の貯蓄率と投資率の間には何の関係もないはずである。ある国で貯蓄が増加すれば、それは世界的な資本市場への資金増加となる。この資金は、各国の初期資本ストックや資本の限界効率表の弾力性に応じて各国に分配される。仮に、その国が小国であるとすれば、 S/Y の係数は0になる。あるいは、比較的大国であったとしても、係数は世界の総資本に占めるその国のシェア程度であろう。平均すれば、0.10より小さくなるだろうと考えられる。ところが、現実にはいずれの期間についても、係数は0よりも1に近い。したがって、「資本の貯蓄率の低い国に流れる傾向にあるものの、完全な資本移動が意味するほどではない(Feldstein[8] p.134)」と行うことができる。彼らは実証結果を資本の移動性の程度が高くなかったことの強力な証拠であると解釈するのである。

この結果を合理的に説明しようとする研究者は、投資と貯蓄が相関しているかもしれないという理由に焦点をあててきた。ある開放経済において、たとえ国際資本移動を妨げる政府の障壁がなく、また、内外資産の代替性が高い場合でさえ、その国民貯蓄と投資の間に高い相関が観察されることが、理論的にはある。たとえば、ある国で人口成長率や生産性成長率が高ければ、その国の貯蓄率と投資率の双方が高くなるかもしれない。しかし、これだけでは、なぜ貯蓄と投資がそれほどまでに合致しており、純資本流出入が小さいのかを説明することは難しい。

議論は自然、政府の役割に進んでいく。政府は経常勘定不均衡の持続を嫌い、不均衡調整のための国内経済政策をもってこの不均衡に対処する。こうした対応が、予想通りの効果を生めば、経常勘定の不均衡の幅は狭くなり、その結果、国民貯蓄と投資の相関は高くなる。

あるいは、いまだに残存する国際貿易に対する障壁がある。戦後、GATTを舞台とした貿易自由化は障壁としての関税のウェイトを低めてきたが、それにもかかわらず経常勘定取引には、依然として無視できない障害が残されている。非関税障壁と呼ばれるこれらの障壁には、(A)政府関与(補助金、相殺関税等)、(B)税関手続き(ダンピング防止税等)、(C)各種基準(工業規格、安全基準等)、(D)輸出入制限(輸入数量制限等)、(E)輸入課徴金等、が含まれる。これらの障害は、それが無い場合に生じるであろう経常勘定不均衡の拡大をある程度抑制すると考えられる。しかも、主要先進国において非関税障壁がカバーする貿易の範囲がますます拡大しつつあるとの報告もある。この説明によれば、純資本流出入が小さい原因は、国際資本市場の不完全性よりも財市場の現象にあることになる。

本章の目的と密接に関連してこの問題を取り扱っているのが Savona [16] である。彼は保護主義を批判し、近年の保護主義の台頭に果たす金融的側面の役割を重視する。正確さを損なうことを覚悟の上で彼の主張を要約するならば、金

融の国際化が保護主義の台頭をもたらした、というものである。貿易に関する保護主義は、経常勘定不均衡の拡大を抑えるべきものであるから、本章との関連でも、彼の発想は非常に興味深い。すなわち、この議論は、1つの金融国際化が別の国際化を害してしまうことを意味しており、深刻な問題を含んでいるのである。Llewellyn[13]によるコメントを参考にして Savona の議論を簡単にまとめておこう。彼の主張は、次の3段階からなっている。(1)保護主義は、為替レートの不安定、発展途上国の債務危機等の金融的要素から生じる。(2)この要素は、国際通貨の供給管理の失敗の結果である。(3)さらに、国際通貨管理の失敗は、世界全般での金融の国際化・自由化及び国際通貨制度の所産である。

論理の核となる国際通貨の定義が明確でなく、その供給過程にユーロ市場における信用創造を想定していると思われることなど、Savona の議論には問題が多い。しかしながら、この問題について金融的な側面の重要性を指摘した点は注目すべきである。為替レートの不安定性が増し、自国通貨の過大評価が持続する局面では、貿易に対する保護主義圧力が高まる。さらに、「すべての国際価格が示す不安定性への対応として、金融上の保護主義への衝動はますます強くなるだろう。(p.52)」ここに言う金融上の保護主義とは、通貨・資本フローに対する障壁の再来のことである。したがって、非関税障壁がこれに含まれるのは明らかである。

Krugman[12]も同じく、金融的側面を重視している。今日の資本流出入が小さい主な理由は、「現実あるいは潜在的な資本移動への妨害の増大である。…開放された資本市場を現在維持している国でさえも、すべての状況にこれを維持し続けられる保証はない。(p.81)」

たとえば、1982年にわが国がとった資本流出抑制策を最近の例としてあげることができる。80年に外為法が改正された直後であったにもかかわらず、81年末の円安進行に対処するために、海外向け円建て融資の個別規制方式への切り替え等の措置がとられたのである。このとき、日米間のカバー付き短期金利差

は若干の拡大を示している⁽¹³⁾。

より一般的に、前節の第1・2の意味で金融の国際化が進展してきた場合を考えよう。規制が緩和・撤廃され、通常はその部分で国際取引が数量としても増加する。この結果、為替レートの変動性が増大するならば、資本移動に対する規制が再び採用される可能性は高くなる。資本規制が実現した時点で、第1の国際化は後退し、したがって、第2の国際化も後退することになる。

ここで問題なのは、金融の国際化が果して為替レートをはじめとする資産価格の変動性を増すかどうかである。この問題の根本には、為替レートがファンダメンタルズから離れて変化しうるかどうかの議論がある。この議論は現在の時点では決着をみていないようではあるが、為替レートの大幅な変動をファンダメンタルズで完全に説明することはできないのではないか、という疑問はぬぐいがたい。

1980年代前半のドルの強さの一部は、投機的バブルによるとする見方は多い。投機的バブルが存在する以上、「金融市場は為替レートのような重要なことを決定するには信頼できない、(Krugman[12]p.96)」と言うことができる。話は、第1節で触れた適切な為替レート体制に関する伝統的な議論にまでさかのぼることになる。

いずれにせよ、金融の国際化が為替レートの変動性を増す限りで、これが貿易や資本移動へのなんらかの妨害の増大をもたらすならば、結果として国際化の程度を低下させることになる、と言うことはできるだろう。

Ⅳ. ま と め

本章では、金融の国際化に対する3種類の接近方法を検討することを通じて、この意味を明らかにしようとした。主な結論は次のとおりである。

(13) 小村[11]pp.32-38を参照。

規制の緩和・撤廃、国際金融取引の増加、金利の国際的連関という3つの接近方法すべてから、日本の金融国際化は1980年代に入って特に大きな変化を遂げてきたことが示されている。我々の感覚と一致し、国際化の急速な進展を説明する証拠は枚挙に暇がないほどである。

この一方で、金融の国際化はそれほど進展しているわけでもないという説得的な証拠もある。この立場は、国際的な財・資本市場に存在する現実のあるいは潜在的な妨害に注目するものである。

金融国際化は、3種類の意味が並行して進展するのが通常であるが、ある意味の国際化が別の意味の国際化の程度を低下させてしまう場合や、さらには、自身の意味での国際化を害してしまう場合さえも考えられるのである。

以上を要するに、現在までのところ国際化は進展してきたことはまちがいないが、我々が直感し、見聞きしているほどには至っていないと言うのが妥当であろう。

本章の分析は、金融国際化の現実的な意味を考えることにとどまっている。前節で述べた問題の原因は何か、これに対して保護主義的な手段をとるべきか、国際通貨制度の改革を図るべきか、あるいは他の解決策があるか等については触れていない。さらに、ここでは取り扱わなかった金融国際化の問題も数多くあるに相違ないが、これらについての考察は別の機会に譲ることとする。

参 考 文 献

- [1] Robert Z. Aliber, "International Banking: A Survey," *Journal of Money, Credit, and Banking*, vol. 16, no. 4, November 1984, Part 2.
- [2] R. C. Bryant, *International Financial Intermediation*, Brookings Institution, 1987 (高橋俊治訳 『金融の国際化と国際銀行業』 東洋経済新報社, 1988).
- [3] Richard N. Cooper, *The International Monetary System*, MIT Press, 1987 (武藤恭彦訳 『国際金融システム』 HBJ 出版, 1988).

- [4] Gunter Dufey and Ian H.Giddy, *The International Money Market*, Prentice-Hall, 1978 (志村嘉一他訳 『国際金融市場』東京大学出版会, 1983).
- [5] Gunter Dufey and Ian H.Giddy, "The Eurocurrency Deposit Risk," *Journal of Banking and Finance*, 8 1984.
- [6] Robert Alan Feldman, *Japanese Financial Markets*, MIT Press, 1986.
- [7] Martin Feldstein and Charles Horioka, "Domestic Saving and International Capital Flows," *Economic Journal*, vol 90, June 1980.
- [8] Martin Feldstein, "Domestic Saving and International Capital Movements in the Long Run and the Short Run," *European Economic Review*, vol.21, March-April 1983.
- [9] R.B.Johnston, *The Economics of the Euromarket*, Macmillan,1983.
- [10] 貝塚啓明・篠原興, 「日本における金融の国際化」館龍一郎・蠟山昌一編 『日本の金融[II]国際化の展望』東京大学出版会, 1987.
- [11] 小村衆統, 「金利の国際的格差」『国民経済雑誌』第160巻第3号, 1989.
- [12] Paul R.Krugman, *Exchange-Rate Instability*, MIT Press, 1989 (伊藤隆敏訳 『為替レートの謎を解く』東洋経済新報社, 1990).
- [13] David T.Llewellyn, "Comment on'Protectionism, International Banking Activity and Economic Growth,'" in Gerhard Fels and George Sutija eds, *Protectionism and International Banking*, Macmillan,1991.
- [14] OECD, *National Accounts*, vols.1 and 2, OECD, 1991.
- [15] 大山道広・寺西重郎編, 『国際金融・貿易講義』東洋経済新報社, 1989.
- [16] Paolo Savona, "Protectionism, International Banking Activity and Economic Growth," in Gerhard Fels and George Sutija eds, *Protectionism and International Banking*, Macmillan,1991.
- [17] 佐々波楊子・浦田秀次郎, 『サービス貿易』東洋経済新報社, 1990.
- [18] 寺西重郎, 「『資本輸出国化』・銀行の国際化およびキャッチ・アップ」『経済研究』第37巻 第3号, 1986.
- [19] Uwe Westphal, "Comments on 'Domestic Savings and International Capital

Movements in the Long Run and the Short Run,” *European Economic Review*, vol. 21, March-April 1983.

- [20] 拙稿, 「金融・資本市場開放の便益と費用について」『広島大学経済論叢』第14巻第2号, 1991.

第7章 金融機関の国際化アンケート 分析システムについて —FUJITA システムの構造と利用—

民 野 庄 造

金融機関の国際化の実態調査データベースとその分析システムの基本モデルがほぼ完成したのでシステム体系の概要を述べその使用法を説明し更にデータベースのデータ構造についての定義情報を提示する。

データベース確立の基本的要件は、その入力素材であるソースデータが分析側面からの多義・多面的なアクセス要求に対して適応性の高いデータの集合体(データ構造)として組織されていることと、分析へのインターフェースが備ったシステムを構築し分析者にその設備と利用に関するノウハウを提供することであろう。

FUJITA システムは、実態調査データベースと分析システムより構成される。

I. 実態調査データベースとその管理システム

アンケートの質問項目が金融機関の区分(銀行・外国銀行・生命保険・証券)によってそれぞれ異なるため次に示す4つのデータベースがつけられた。

- (1)銀行 (データベース名: FUJG1)
- (2)外国銀行(" : FUJF1)
- (3)生命保険(" : FUJI1)
- (4)証券 (" : FUJS1)

データベースを構築するには、データ項目のデータ型式・桁数・索引項目・

項目間の関係等を定義記述し、定義したデータ構造を更新し、データベースへのデータ入力(ロード)等を行うツールが必要である。FUJITA システムでは、次の理由によってそれに汎用システムを選択した。

上のデータベースのうち銀行の場合を例に挙げると、都市銀行型と地方銀行型に分けられそれぞれ質問項目が若干異なっており、また今回の調査と、'81年に実施した調査との間でも質問項目・質問内容が相違していること、質問文種(形式)も択一回答・複数回答・順位回答・数値回答・記述回答等々があり全ての質問項目を統一した基準に基づくデータとして定義し、且つ現時点の調査と過去の調査とのデータの整合性をとってゆくにはデータベースとしては複雑な構造となる。

このように多属性で個別的な扱いを要する調査データをシステム化し、且つ調査データの多面的分析と分析結果の視覚的な出力を可能にするためには汎用システムの採用が望ましくデータベース機能を持ち分析と作表・グラフ機能を併せ持つ“SAS^(*)”を採用した。

Ⅱ. 分析システム

分析は、SASの採用によってアンケート・データの表印刷、クロス表(相関表)、折線・棒・帯・円・三次元等の各種グラフの作図、初等統計、多変量分析等を行うことができる。

しかしSASは高機能の汎用分析システムのため利用に関する広範囲の知識を必要とする。SASで分析を行うには手続的にプログラムを作成しなければならないこと、プログラムとデータベースとを結びつけるための制御ステートメントを記述することなど、SASを呼び出す環境を整えるまでに相当の労力を要する。

(*) SAS(Statistical Analysis System), SAS Institute Inc.

今回開発した“FUJITA システム”は、コンピュータの知識と SAS の利用法を知らなくても使うことができ、またデータベース指定・分析項目・標本条件・分析手法・出力の表グラフ等分析で与える情報も画面によって一括して与えることのできる簡易ツールである。

以下、FUJITA システムの主要なメニュー画面を挙げ若干の説明を付す。

(1) FUJITA システムの呼出

TSS をログオンし READY 表示で次のコマンドを入れる。

FUJITA 送信

同コマンドの送信によって次のシステム紹介画面が表示される。

*** 金融機関アンケート分析(実行システム-1) ***

同システムは分析に必要なパラメータを画面の例示に従って入力することで所要の分析結果を対話方式又はバッチ方式で指定出力装置に出力することのできる利用支援システムである。

〔機能と使用法の概要〕

- 画面は、①編集画面②情報画面(コマンド)③説明画面(PF3)を持ち必要に応じてそれぞれの画面を操作・表示することができる。
- 画面情報の登録・更新をコマンド(S又はR)で行うことができる。
(登録状況の表示は、LC(LISTCAT)コマンド)
- 画面が1画面以上の場合、PF9・PF10でスクロールを行う。
- 任意のデータセットの内容表示を行うことができる(Dコマンド)。

- 入力契機に“@”を送信するとメニュー画面に戻ります。
- ◎送信キーを押して下さい。

(2) グランド・メニュー

*** 金融機関アンケート分析 -FUJITA システム- ***

- 1…金融機関アンケート分析(バッチ処理)
- 11…生成したプログラムの表示・編集・実行(終了:PF11)
〔パラメータ作成→PF11→実行(出力は出力編集で行う)〕
- 2…金融機関アンケート分析(即時処理)
- 22…前回のプログラムを呼び出して直ちに実行
〔パラメータ作成→PF11→SASによる実行(終了:BYE)〕
- 6(又はN)……テキストの編集(DES P):番号とファイル名を入力
- 7(又はSO)…出力編集(ASPEN)
- 8(又はT)……TSSコマンド
- MAC(又はM)…SASマクロ(プログラム等の一纏まり)の登録
- JCL…実行時ジョブ制御言語(JCL)等のローカル情報設定
- Q…終了

●入力契機に“@”を送信するとメニュー画面に戻ります。

◎所要機能の選択,または“Q”を入れて下さい。

① 1又は11(メニュー項目)

バッチ(一括)処理の選択。“1”の場合は送信後の次画面で分析パラメータを設定すれば,制御ステートメントが付加された一纏まりのSASプログラムを生成しジョブを実行に移す。“11”の場合は送信後直前に生成したSASプログラムを編集画面に呼び出す。DES P(テキスト編集エディタ)等に従ってSASステートメントを修正し実行へ移す。

② 2又は22(メニュー項目)

即時処理の選択。“2”の場合は,分析パラメータの設定画面を経て一連のSASプログラムを生成し,パラメータ指定に問題がなければ直ちに実行結果を画面またはプリンタに出力する。“22”の場合は送信後SASプログラムの編集

画面から始められる。

実行後は SAS の環境であるので、自動生成された SAS プログラムを修正して再実行する場合は SAS の操作法に従う。

③ 6, 7 又は 8

任意のテキストの編集, 出力編集, または TSS コマンド操作を行う場合。

④ MAC

SAS プログラムはマクロとして登録することができる。登録されたマクロ名が SAS プログラムの中に書かれている (%マクロ名) とマクロ・プログラムが展開実行される。マクロの登録はこのメニューを選択することによって容易に行うことができる。

また、即時処理後の SAS プログラムをマクロとして登録も可能である。

(3) データ設定画面の初期画面

コマンド欄：LC(カタログ), S(保存), R(読込), D(DS表示)

[]

金融機関アンケート分析 --FUJITA システム--

..... ----+-----1----+-----2----+-----3----+-----4----+-----5----+-----6----+-----7--

00001 1) ①銀行②外銀③生保④証券：番号又は SAS コマンド，表題(3行目)

00002

00003

00004 2) 分析プロシジャ番号，又は SAS コマンドを用いた記述。

00005 ①プリント ②プロット ③散布図 ④棒グラフ ⑤帯グラフ

00006 ⑥円グラフ ⑦ブロック図 ⑧初等統計 ⑨クロス表 ● SAS コマンド

《パラメータ入力上の注意事項》

- ◆1行に2項目以上入力する場合は，空白で区切る。
- ◆オプション1には選択したプロシジャのオプションを書く。
- ◆グラフ出力を画面にする場合は，出力クラスを“*”とする。
- ☆ / *..... * / は注釈を表す。

《コマンド》[]内はオプション指定。

- ◆画面情報カタログ表示：LC [カタログ名]
- ◆画面情報の保存・削除：S メンバ名 DEL メンバ名
- ◆画面情報の読込 : R メンバ名
- ◆データセット内容表示：D 完全データセット名 [表示開始行]

[記] PF3(説明画面)，PF9(前画面)，PF10(次画面)

PF11(終了)， PA2(前コマンド呼出)

①ランド・メニューで実行を選択(1~22)するとこの画面が表示され，画面に与える情報の操作仕様が画面の下部に示される。この画面は，PF3キーを押すことによっても随時表示させることができる。

当該画面を含めて情報表示画面からデータ設定画面に返す場合は送信キーを押せば復帰する。

②コマンド欄について

最上段はコマンド欄で画面情報の登録・読み出し・更新・カタログ表示等の機能を指定することができる。また、PA1キーを押すと直前に投入したコマンドがコマンド欄に呼び出される。

③入力行について

入力行はアンダードットで示されている行で、タブキーを用いるとカーソルを効率的に入力点にジャンプさせることができる。

④ファンクション・キー(PFn)は上で定義しているものの外、送信キーを用いることができる。割り込みキーは使うことはできない。

(4) データ設定がされていない画面

コマンド欄：LC(カタログ), S(保存), R(読込), D(DS表示)

[]

金融機関アンケート分析 --FUJITA システム--

.....+-----1-----+-----2-----+-----3-----+-----4-----+-----5-----+-----6-----+-----7-----

- 00001 1) ①銀行②外銀③生保④証券：番号又は SAS コマンド，表題(3行目)
 00002
 00003
 00004 2) 分析プロシジャ番号，又は SAS コマンドを用いた記述。
 00005 ①プリント ②プロット ③散布図 ④棒グラフ ⑤帯グラフ
 00006 ⑥円グラフ ⑦ブロック図 ⑧初等統計 ⑨クロス表 ● SAS コマンド
 00007
 00008 3) 標本条件 :《例》① Q01=2 ② Q01=1 OR Q101<4
 00009
 00010 4) 変数リスト :《例》① Q01 Q06 ② Q01--Q06(区間指定例)。
 00011
 00012 5) オプション1 :サブグループ，グループ変数等の入力。
 00013
 00014 6) その他のオプションを“SAS コマンド”で入力する。
 00015
 00016 8) ①出力クラス：A, K 又は*，②パスワード：ユーザ ID と異なる場合
 00017 《記》即時処理の終了手順：PF3→“BYE”(コマンド欄) 送信
 00018

- ①初期画面で送信キーを押すとこの画面に変わる。データ設定画面は2画面あり
 ファンクション・キー(PF9, PF10)を用いてスクロールする。
- ②データ入力是指定すべきデータのアンダードットの欄にカーソルを位置づけ
 必要データを入力する。漢字を入力する場合は，変換キーを押して漢字入力
 モードにしローマ字かな漢字方式で日本文を作成し送信キーで画面に移す。

③入力欄に指定情報が入り切らない場合、例えばアンケートのデータベース以外のデータを“INFILE”文で入力する時変数名が多いと1行に収まらなくなる、この場合はその部分を SAS マクロとして登録しておきマクロ名を書くことで対応できる。SAS マクロはグランド・メニューで“MAC”を選択すれば簡単に登録することができる。

④出力クラスについて

A：連続用紙 K：カット紙 *：画面に出力(即時処理のみ)

⑤パスワードについて(バッチ処理の場合のみ)

パスワードを変えているユーザのみ指定する。

(5) 画面情報のカタログ登録リストの表示

コマンド欄：LC(カタログ), S(保存), R(読込), D(DS 表示)

[LC

]

金融機関アンケート分析 --FUJITA システム--

..... ----+----1----+----2----+----3----+----4----+----5----+----6----+----7--

00001 1) ①銀行②外銀③生保④証券：番号又は SAS コマンド，表題(3 行目)

00002

00003

00004 2) 分析プロシジャ番号，又は SAS コマンドを用いた記述。

00005 ①プリント ②プロット ③散布図 ④棒グラフ ⑤帯グラフ

00006 ⑥円グラフ ⑦ブロック図 ⑧初等統計 ⑨クロス表 ● SAS コマンド

カタログ名	行数	登録日付・時間	備考欄
BASE@	33	890830-163911	金融機関アンケート
TEST@	33	890830-164354	金融機関アンケート
TS1@	33	890830-164053	金融機関アンケート
TS2@	33	890830-164124	金融機関アンケート
TS5@	33	890830-170845	金融機関アンケート
TS6@	33	890830-164153	金融機関アンケート
TS7@	33	890830-164229	金融機関アンケート
TS8@	33	890830-164252	金融機関アンケート
TS9@	33	890830-164308	金融機関アンケート

①画面情報の登録機能をシステムに持たせることによって分析の能率化と分析のドキュメンテーションを行うことができる。特に後者についてはプログラムと違って画面イメージそのもので保存されるため高い効果が期待できる。

②カタログの表示

カタログの表示は“LC”コマンドで行う。カタログは、VSAM ファイル編成であるためオプションで名前を指定すれば、名前の上位名に続くメンバ名を

表示させることができる。

③カタログの登録, または更新

画面にデータが設定された状態でコマンド欄に“S メンバ名”を入れる。

④カタログの呼出

コマンド欄に“R メンバ名”を入れる。

⑤カタログの削除

コマンド欄に“DEL メンバ名”を入れる。

⑥データ無設定画面への復帰(画面クリア)

コマンド欄に“R BASE”を入れる。

(6) 登録した画面カタログの呼出

コマンド欄：LC(カタログ), S(保存), R(読込), D(DS表示)

[R TS1

]

金融機関アンケート分析 --FUJITA システム--

```

..... ----+----1----+----2----+----3----+----4----+----5----+----6----+----7--
00001 1) ①銀行②外銀③生保④証券：番号又は SAS コマンド，表題(3行目)
00002 1
00003 金融機関アンケート分析-1(都市銀行)
00004 2) 分析プロシジャ番号，又は SAS コマンドを用いた記述.
00005 ①プリント ②プロット ③散布図 ④棒グラフ ⑤帯グラフ
00006 ⑥円グラフ ⑦ブロック図 ⑧初等統計 ⑨クロス表 ● SAS コマンド
00007 1
00008 3) 標本条件 :《例》① Q01=2 ② Q01=1 OR Q101<4
00009 Q01=2
00010 4) 変数リスト :《例》① Q01 Q06 ② Q01--Q06(区間指定例).
00011 Q01--Q103D
00012 5) オプション1 :サブグループ，グループ変数等の入力.
00013
00014 6) その他のオプションを“SAS コマンド”で入力する.
00015 /* カタログ名：TS1(データ・プリント) */
00016 8) ①出力クラス：A, K 又は*, ②パスワード：ユーザ ID と異なる場合
00017 《記》即時処理の終了手順：PF3→“BYE”(コマンド欄) 送信
00018 *
```

①メンバ名“TS1”を呼び出し(R TS1)後の画面。実際の画面はカラーで表示されるため、コンピュータによる例示と使用者の入力とは明白に区別できる。

以下、行を見出しの識別とし入力情報の説明を行う。

②2行目

アンケートのデータベースの選択。例示していないデータベースを用いる場

合は、データベース名そのものを書く。

SAS データベース以外のテキスト型データを入力する場合は、この行に“INFILE”文を書く。1行に INFILE 文が入り切らない場合はマクロ・コマンドを用いる。(呼出：%マクロ名)。

③3行目

表・グラフに挿入するタイトルを入力する。

④7行目

分析プロシジャの選択。例示していないプロシジャを用いる場合は SAS コマンドを用いて書く。

⑤9行目

分析に採用するデータ(標本)の選択条件を書く。

- 条件式の関係演算子には、次の記号等を用いることができる。

= (又は EQ), > (又は GT), < (又は LT), >= (又は GE),
<= (又は LE), ^= (又は NE)

- 条件式の論理演算子には、次の記号等を用いることができる。

! (又は OR), & (又は AND), ^ (又は NOT)

⑥11行目

分析に採用するデータの変数名、または変数リストを書く。

- 変数を区間で指定する場合、番号付けされている変数(Q1, Q2, …)のときは変数名の最初の変数名と終わりの変数名を“—”で繋ぎ、番号付けされていない変数名のときは“——”で繋ぐ。

⑦13行目

分析プロシジャにサブグループ変数・グループ変数を指定する必要がある場合はこの欄に書く。

⑧18行目

結果の出力クラス、及びバッチ処理を行う場合にパスワードを使用者が設定

しているときはパスワードを指定する。

⑨ 2, 7, 15, 20~33行

所定の情報設定(2・7行)の外, SAS コマンドを自由に書ける。

(7) 任意のデータセットの表示

コマンド欄: LC(カタログ), S(保存), R(読込), D(DS表示)

[D DKTAMIN.FUJITA.#SAVE]

金融機関アンケート分析 ---FUJITA システム---

.....+-----1-----+-----2-----+-----3-----+-----4-----+-----5-----+-----6-----+-----7-----

00001 1) ①銀行②外銀③生保④証券: 番号又は SAS コマンド, 表題(3行目)

00002

00003

00004 2) 分析プロシジャ番号, 又は SAS コマンドを用いた記述。

00005 ①プリント ②プロット ③散布図 ④棒グラフ ⑤帯グラフ

00006 ⑥円グラフ ⑦ブロック図 ⑧初等統計 ⑨クロス表 ● SAS コマンド

ALLOC F(FILE1) DS('DKTAMIN.FUJITA.#SAVE') SHR REU

-----+-----1-----+-----2-----+-----3-----+-----4-----+-----5-----+-----6-----+-----7-----

1) ①銀行②外銀③生保④証券: 番号又は SAS コマンド, 表題(3行目)

1

金融機関アンケート分析-1 H1.6.23

2) 分析プロシジャ番号, 又は SAS コマンドを用いた記述。

①プリント ②プロット ③散布図 ④棒グラフ ⑤帯グラフ

⑥円グラフ ⑦ブロック図 ⑧初等統計 ⑨クロス表 ● SAS コマンド

5

3) 標本条件 : <例>① Q01=2 ② Q01=1 OR Q101<4

4) 変数リスト : <例>① Q01 Q06 ② Q01--Q06(区間指定例).

(8) 実行(バッチ)後の SYSOUT 編集プログラムの呼出(SO 選択)

@SLIST * * * * * SYSOUT 情報一覧 * * * * *

選択番号(5) あるいは S<選択>, D<削除>を入力して下さい

スクラッチ名称(SEDIT01)

J1 () DKTAMINX (JOB00364)-----

番号	DD名	ステップ名	出力クラス	出力先	出力状態	ページ数	行数
1()	¥JSS3LOG	*****	L	LOCAL	HOLD	1	6
2()	¥JCLIMGS	*****	L	LOCAL	HOLD	1	40
3()	¥SYSMMSG	*****	L	LOCAL	HOLD	1	56
4()	FT11F001	SAS	L	LOCAL	HOLD	1	26
5()	FT12F001	SAS	L	LOCAL	HOLD	1	37

J1 () DKTAMINX (JOB00363)-----

番号	DD名	ステップ名	出力クラス	出力先	出力状態	ページ数	行数
6()	¥JSS3LOG	*****	L	LOCAL	HOLD	1	6
7()	¥JCLIMGS	*****	L	LOCAL	HOLD	1	40
8()	¥SYSMMSG	*****	L	LOCAL	HOLD	1	58
9()	FT11F001	SAS	L	LOCAL	HOLD	1	30

コマンド()

(9) SYSOUT 編集による結果の画面表示(ページ左上部分)

SE * * * * * ジョブ('DKTAMINX(JOB00364)') * * * * *

目盛り行-----1-----2-----3-----4-----5-----6-----7

* * * * * * * データ行の先頭 * *

000100 金融機関アンケート分析-1

000200

000300	VARIABLE	N	MEAN	STANDARD	MINIMUM	MAX
000400				DEVIATION	VALUE	VA
000500						

000600 Q304A1 31 46.67741935 30.22955187 0 100.0000

000700 Q304A2 31 17.12903226 20.12418435 0 55.0000

000800 Q304A3 31 27.19354839 23.39005395 0 100.0000

000900 Q304A4 31 12.58064516 16.03075002 0 67.0000

001000 Q304B1 32 28.43750000 25.35545688 0 80.0000

001100 Q304B2 32 30.50000000 24.45667664 0 100.0000

001200 Q304B3 32 4.21875000 17.75048273 0 100.0000

001300 Q304B4 32 4.68750000 13.04690669 0 58.0000

001400 Q304C 32 10.31250000 10.72361729 0 36.0000

* * * * * * * データ行の末尾 * *

ページマップ 1 +..... 1 現在ページ(1)

コマンド()

(10) SYSOUT 編集による実行結果のログ選択

@SLIST * * * * * SYSOUT 情報一覧 * * * * *

選択番号(4) あるいは S <選択>, D <削除> を入力して下さい

スクラッチ名称(SEDIT01)

J1 () DKTAMINX(JOB00364)-----

番号	DD名	ステップ名	出力クラス	出力先	出力状態	ページ数	行数
1()	¥JSS3LOG	* * * *	L	LOCAL	HOLD	1	6
2()	¥JCLIMGS	* * * *	L	LOCAL	HOLD	1	40
3()	¥SYSMSGSGS	* * * *	L	LOCAL	HOLD	1	56
4()	FT11F001	SAS	L	LOCAL	HOLD	1	26
5()	FT12F001	SAS	L	LOCAL	HOLD	1	37

J1 () DKTAMINX(JOB00363)-----

番号	DD名	ステップ名	出力クラス	出力先	出力状態	ページ数	行数
6()	¥JSS3LOG	* * * *	L	LOCAL	HOLD	1	6
7()	¥JCLIMGS	* * * *	L	LOCAL	HOLD	1	40
8()	¥SYSMSGSGS	* * * *	L	LOCAL	HOLD	1	58
9()	FT11F001	SAS	L	LOCAL	HOLD	1	30

コマンド()

(11) SYSOUT 編集による実行結果のログ表示(ページの左上部分)

```

SE * * * * *          ジョブ('DKTAMINX(JOB00364)')          * * * * *
目盛行----+----1----+----2----+----3----+----4----+----5----+----6----+----7
* * * * *   * * データ行の先頭 * *
000100 1          SAS(R) LOG OS SAS 5.18          VOS3/ES1 JOB DKTAMINX STEP SA
000200 NOTE : COPYRIGHT (C) 1984,1988 SAS INSTITUTE INC., CARY,N.C. 27512, U.S
000300 NOTE : THE JOB DKTAMINX HAS BEEN RUN UNDER RELEASE 5.18 OF SAS AT KOBE UN
000400 NOTE : CPUID VERSION=02 SERIAL=003146 MODEL=8860.
000500 NOTE : SAS OPTIONS SPECIFIED ARE :
000600     SORT=4
000700
000800 1          DATA; SET DB.FUJGI;
000900 2          TITLE1 F=NOTE H=1
001000 3          '金融機関アンケート分析-1 H1.6.23';
001100 4          IF Q01=2;
001200 5          GOPTIONS GCLASS=K GDEST=LOCAL DEV=KGFLBPB;          /*カット紙*/
001300 6          /* GOPTIONS DEV=KGF560 COLORS=(W G Y R CYAN VIOLET); 画面表示*/
001400
001500 NOTE : DATA SET WORK.DATA1 HAS 33 OBSERVATIONS AND 299 VARIABLES.6 OBS/T
001600 NOTE : THE DATA STATEMENT USED 0.85 SECONDS AND 92738K.
001700
001800 7          PROC PRINT; VAR Q01--Q103D; RUN;
001900 NOTE : THE PROCEDURE PRINT USED 0.52 SECONDS AND 92870K AND PRINTED PAGE
ページマップ 1 +..... 2 現在ページ( 1)
コマンド( )

```

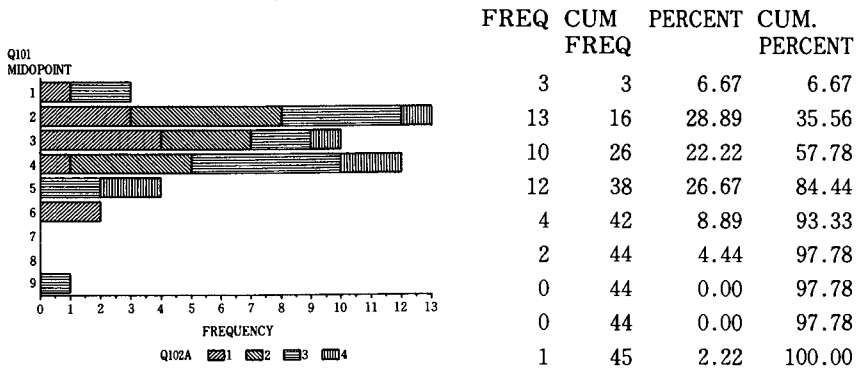
(12) 即時処理による実行後のログ画面とプログラム編集画面

```
COMMAND===> SAS(R)LOG 17:37
 14 DATA; SET DB.FUJG1;
 15 TITLE1 F=NOTE H=1
 16 '金融機関アンケート分析-1(都市銀行)';
 17 GOPTIONS DEV=KGF560 COLORS=(W G Y R CYAN VIOLET); /* 画面
 18 /* GOPTIONS GCLASS=K GDEST=LOCAL DEV=KGFLBPB;          カット紙 */
NOTE: DATA SET WORK.DATA2 HAS 45 OBSERVATIONS AND 299 VARIABLES. 6 OBS/TRK.
 19 PROC GCHART; HBAR Q101 /SUBGROUP=Q102A
 20 MIDPOINTS=1 TO 9 /* MIDPOINTS='TOKYO' 'KOBE' */; RUN;
 21 /*カタログ名: TS5 (帯グラフ) */
```

```
COMMAND===> PROGRAM EDITOR
00001 DATA; SET DB.FUJG1;
00002 TITLE1 F=NOTE H=1
00003 '金融機関アンケート分析-1(都市銀行)';
00004 GOPTIONS DEV=KGF560 COLORS=(W G Y R CYAN VIOLET); /* 画面
00005 /* GOPTIONS GCLASS=K GDEST=LOCAL DEV=KGFLBPB;          カット紙 */
00006 PROC GCHART; HBAR Q101 /SUBGROUP=Q102A
00007 MIDPOINTS=1 TO 9 /* MIDPOINTS='TOKYO' 'KOBE' */; RUN;
00008 /*カタログ名: TS5 (帯グラフ) */
```

(13) 即時処理による実行結果画面(画面ではカラー表示)

金融機関アンケート分析-1(都市銀行)



<付録>

データベースの質問項目変数名と欄に関する情報

銀行の国際化に関する実態調査(質問項目変数名と欄に関する情報)							
番号	1	Q	44Q02Q03	Q04	Q05	Q06	
	0		資本金(百万)		規模		
	1		調査年度(西暦年下2桁)		金融機関名(漢字)		
			金融機関コード(別紙)				
			金融機関(1=都銀、2=地銀、3=外銀、4=生保、5=証券)				
番号	2	Q101	Q102	Q103	F201	Q202	Q203
			(Q102A-Q102B)	(Q103A-Q103D)		(Q202A-Q202C)	(Q203A-203C)
		*該当番号	*該当番号	*回答有り1	*該当番号	*該当番号	*該当番号
					*88実施地銀	*地銀：質問番号204	*地銀：質問番号205
番号	3	F203	国際取引の主な国内取引銀行				
	1	2	3	3の記述回答(F203C, COL, 11-80)			
				回答のある場合は1(F203CX)			
				コルレス先銀行数(F203B)			
				取引先銀行(金融機関コード, F203A) *88年実施(地方銀行)			
番号	4	Q204	現地法人形態での進出, (1)資金調達面				
			長所(Q204A1, COL.3-80), 及び, 短所(Q204A2, COL.3-80)				
			回答のある場合は1(Q204A1X OR Q204A2X)				
			*地銀：質問番号206				
番号	6	Q204	現地法人形態での進出, (2)貸出・有価証券投資				
			長所(Q204B1, COL.3-80), 及び, 短所(Q204B2, COL.3-80)				
			回答のある場合は1(Q204B1X OR Q204B2X)				
			*地銀：質問番号206				
番号	8	Q204	現地法人形態での進出, (3)外国為替業務				
			長所(Q204C1, COL.3-80), 及び, 短所(Q204C2, COL.3-80)				
			回答のある場合は1(Q204C1X OR Q204C2X)				
番号	10	Q204	現地法人形態での進出, (3)証券業務				
			長所(Q204D1, COL.3-80), 及び, 短所(Q204D2, COL.3-80)				
			回答のある場合は1(Q204D1X OR Q204D2X) *81年実施：該当無し				

番号 -----1-----2------3-----4-----5-----6-----7-----8

- 12 Q204 現地法人形態での進出、(5)現地での周辺業務
 長所(Q204E1, COL.3-80) 及び、短所(Q204E2, COL.3-80)
 回答のある場合は1(Q204E1X OR Q204E2X) *81年実施：質問項目(4)

番号 -----1-----2------3-----4-----5-----6-----7-----8

- 14 Q204 現地法人形態での進出、(6)その他
 長所(Q204F1, COL.3-80) 及び、短所(Q204F2, COL.3-80)
 回答のある場合は1(Q204F1X OR Q204F2X) *81年実施：質問項目(5)

番号 -----1-----2------3-----4-----5-----6-----7-----8

- 16 E301 F301(F301A1-F301A4) (F301C)
 a b c d a a a a b 記述(F301B, COL. 25-70) c(COL. 73~80)
 (E301A-E301D) 1 2 3 4 (88実施、地方銀行) (88実施、地方銀行) (88実施、地方銀行)
 (88実施、都市銀行) (81実施、銀行) 回答のある場合は1 (F301BX) 単位：万弗
 (イ)=1 a2~a4(西暦年下2桁)
 (ロ)=2
 (ハ)=3
 (ニ)=4

番号 -----1-----2------3-----4-----5-----6-----7-----8

- 17 Q302 海外業務の魅力
 記述回答(Q302, COL.3-80)
 回答ある場合は1(Q302X)

番号 -----1-----2------3-----4-----5-----6-----7-----8

- 18 Q (1)-(1) ニューヨーク (1)-(2) ロンドン
 3 イロハニホヘト その他の記述(Q303A19, COL. 11-40) イロハニホヘト その他の記述(Q303A29, COL. 50-79)
 0 (Q303A11- その他の(81年実施：へ) (Q303A21- その他の(81実施：へ)
 3 Q303A17 81年実施はト欄へ Q303A27) 81年実施はト欄へ
 (1) 異なる
 ○印には1を入れる(Q303A)
 *イートには順位番号を入れる。

番号 -----1-----2------3-----4-----5-----6-----7-----8

- 19 Q (1)-(3) アジア (1)-(4) その他
 3 イロハニホヘト その他の記述(Q303A39, COL. 11-40) イロハニホヘト その他の記述(Q303A49, COL. 50-79)、(81年実施は(1)-(3))
 0 (Q303A31- その他の(81年実施：へ) (Q303A41- その他の(81実施：へ)
 3 Q303A37 81年実施はト欄へ Q303A47) 81年実施はト欄へ
 (1) 異なる
 ○印には1を入れる(Q303B)
 *イートには順位番号を入れる。

- 番号 -+-1-+-2-+-3-+-4-+-5-+-6-+-7-+-8
- 20 Q304 (イ) 先進国 (ロ) 発展途上国 (ハ) 社会主義国
先進国 米 国 欧 州 その他 発展途 アジア 中南米 アフリカ
Q304A1 Q304A2 Q304A3 Q304A4 Q304B1 Q304B2 Q304B3 Q304B4 Q304C
* 単位: %
* 81年実施は地域内訳無し
- 番号 -+-1-+-2-+-3-+-4-+-5-+-6-+-7-+-8
- 21 Q305 発展途上国向け貸出、(a) 重債務国(1)~(5)
その理由(Q305A1-Q305A5, COL. 3-80)
回答ある場合は1 (Q305A1X-Q305A5X)
* 81年実施は、Q305(b)
- 番号 -+-1-+-2-+-3-+-4-+-5-+-6-+-7-+-8
- 26 Q305 発展途上国向け貸出、(b) それ以外の発展途上国(1)~(5)
その理由(Q305B1-Q305B5, COL. 3-80)
回答のある場合は1 (Q305B1X-Q305B5X) * 81年実施: 当該各欄に記載
- 番号 -+-1-+-2-+-3-+-4-+-5-+-6-+-7-+-8
- 31 Q306 貸出で困難を感じる問題、(a) 重債務国
(1) 問題点(Q306A1, COL. 3-80)、(2) 対応策(Q306A2, COL. 3-80)
回答のある場合は1 (Q306A1X OR Q306A2X)
- 番号 -+-1-+-2-+-3-+-4-+-5-+-6-+-7-+-8
- 33 Q306 貸出で困難を感じる問題、(b) それ以外の発展途上国
(1) 問題点(Q306B1, COL. 3-80)、(2) 対応策(Q306B2, COL. 3-80)
回答のある場合は1 (Q306B1X OR Q306B2X)
- 番号 -+-1-+-2-+-3-+-4-+-5-+-6-+-7-+-8
- 35 C306 Q307 カントリー・リスクの評価
1 2 3 4 記述回答(Q307, COL. 11-80)
* 81年実施分 回答のある場合は1 (Q307X)
* 回答有り1 * 81年実施: 該当なし
- 番号 -+-1-+-2-+-3-+-4-+-5-+-6-+-7-+-8
- 36 Q 308(Q308A-Q308D) Q309 Q310 日本以外貸出 Q311 外資建と円建割合
(イ) (ロ) 公的機関 1 2 3 4 5 (イ) (ロ) * 単位: %
日 民間企業 (Q309A-Q309E) 長 期 短 期 外資建 ドル 他 円 建
企業 それ以外の貸出 * 回答のある場合は1 Q310A Q310B Q311A1 Q311A2 Q311A3 Q311B
* 単位: % * 81年実施: 質問番号307 * 81年実施: 質問番号308 * 81年実施: 質問番号309 * 81年実施: 該当なし

番号	□-□-□-□-□-1□-□-□-□-□-2□-□-□-□-□-3□-□-□-□-□-4□-□-□-□-□-5□-□-□-□-□-6□-□-□-□-□-7□-□-□-□-□-8
70	Q704 日本の金融当局の管理・規制 a a a b b : 規制緩和の具体的内容(Q704B, COL. 13-80) 1 2 3 4 回答のある場合は1 (Q704A1-Q704A4, Q704BX) * 81年実施 : a・bの区分なし
番号	□-□-□-□-□-1□-□-□-□-□-2□-□-□-□-□-3□-□-□-□-□-4□-□-□-□-□-5□-□-□-□-□-6□-□-□-□-□-7□-□-□-□-□-8
71	Q705 合衆国、英国、その他における金融当局の規制 記述回答(Q705, COL. 3-80) 回答のある場合は1 (Q705X) * 88年実施(都市・地方銀行)
番号	□-□-□-□-□-1□-□-□-□-□-2□-□-□-□-□-3□-□-□-□-□-4□-□-□-□-□-5□-□-□-□-□-6□-□-□-□-□-7□-□-□-□-□-8
72	Q706 BISの自己資本比率の測定と基準に関する国際的統一化 (1)評価(Q706A)、(2)達成(Q706B)、(3)影響(Q706C) 記述回答(COL. 3-80) 回答りある場合は1 (Q706AX, Q706BX, OR Q706CX) * 88年実施(都市・地方銀行)
番号	□-□-□-□-□-1□-□-□-□-□-2□-□-□-□-□-3□-□-□-□-□-4□-□-□-□-□-5□-□-□-□-□-6□-□-□-□-□-7□-□-□-□-□-8
75	Q801 Q802 わが国の金融当局に対する要望 国際化推進 1 記述回答(Q802, COL. 9-80) 2 回答のある場合は1 (Q701A, Q801B OR Q802X)
番号	□-□-□-□-□-1□-□-□-□-□-2□-□-□-□-□-3□-□-□-□-□-4□-□-□-□-□-5□-□-□-□-□-6□-□-□-□-□-7□-□-□-□-□-8

- 《記》(1) 番号は80欄カード・イメージの行に対応する(1機関75行)。
 (2) 入力フィールドは、網掛けによって表示。
 (3) 質問番号の第1文字が“C~F”の場合は、調査実施の時点ないし調査対象(都市・地方銀行)独自の質問内容になっているものに付けた。
 C('81年実施), E('88年実施, 都市銀行), F('88年実施, 地方銀行)
 (4) 択一回答または選択数を指定した質問の場合は、該当番号をいれる。
 複数選択質問に対しては、該当欄に“1”をいれる。
 順位回答の場合は、該当欄に順位番号を入れる。
 数値回答の場合は、コマをとり単位の桁位置に合わせて入れる。
 (5) 記述回答の質問に対しては、記述の可否を問う欄を“1”とし記述回答欄に回答内容を入力する。
 (6) 変数名の付け方
 ● 変数名の第1文字について
 Q : 質問項目が実施時期・銀行区分で相違しないもの。
 C : '81年実施, E : '88年実施, 都市銀行, F : '88年実施, 地方銀行。
 ● 第2-4文字はアンケートの質問番号に対応。
 ● 第5文字目は、質問項目に内訳がある場合内訳項目順にA~Iを付ける。
 ● 記述回答の場合は、その変数名の末尾に“X”を付加した変数名とする。

神戸大学国際資金専門委員会

— 研究活動 —

- 第78回 1986. 3.31 「研究の総括と今後の研究計画」
神戸大学 藤田正寛
- 第79回 1987. 4. 7 「国際金融論」打合せ会
- 第80回 1987. 7.28 研究打合せ会
- 第81回 1987. 9.18 「OECDから見た日本経済」
(OECD)Prof. T. P. Hill
- 第82回 1988. 7.15 「本邦金融機関の国際化の実態調査のデータベース構築(試験研究)」の本年度の研究計画についての打合せ
神戸大学 藤田正寛
- 第83回 1988. 7.15 「環太平洋圏の金融・資本市場における資金循環(科研一般A)」の本年度の研究計画についての打合せ
神戸大学 藤田正寛
- 第84回 1988. 9.12 アンケート調査用紙についての最終打合せ
神戸大学 藤田正寛
- 第85回 1988.10.15 「本邦金融機関の国際化の実態調査のデータベース構築(試験研究)」のアンケート調査計画及び一般研究(A)についての打合せ
- 第86回 1989. 2.21 「本邦金融機関の国際化の実態調査のデータベース構築(試験研究)」の本年度の研究成果報告と今後の方針について
- 第87回 1989. 2.21 「環太平洋圏の金融・資本市場における資金循環(科研一般A)」の本年度の研究と今後の方針について

神戸大学金融研究会

— 研究活動 —

- 第207回 1985. 6. 8 「マクロ予算制約式と財政金融政策」
同志社大学 藤原秀夫
- 第208回 1985. 7.20 「日本家計の貯蓄関数」
神戸大学 斉藤光雄
- 第209回 1985.11. 9 「為替制度をめぐる諸問題」
日本銀行神戸支店長 増永嶺
- 第210回 1986. 2.15 「マネー・サプライと金融政策」
大阪大学 古川 顕
- 第211回 1986. 2.22 「貯蓄・投資バランス, 国際収支, および為替レート」
神戸大学 天野明弘
- 第212回 1986. 5.10 「円の国際化と円建BA市場
——その現状と課題——」
滋賀大学 有馬敏則
- 第213回 1986. 5.19 “The Financing of the Japanese Government
Budget and Its Relation to Macroeconomic
Variables : Some Preliminary Results”
The Johns Hopkins Univ. Prof. Carl F. Christ
(研究所主催・金融研究会共催)
- 第214回 1986. 6.14 「金本位制の理論とイングランド銀行政策, 1880年
~1914年」
名古屋学院大学 春日久志

- 第215回 1956. 6.14 “Deregulation in United States”
 エール大学 M. J. ペック
 (日米文系学術交流委員会, 金融研究会共催・経済学部主催)
- 第216回 1986.10.25 「アメリカにおける金融規制の展望」
 神戸大学 三木谷 良 一
- 第217回 1986.11. 6 “Financial Reform in the U. S.”
 University of Nevada, Prof. Thomas Cargill
- 第218回 1986.12.13 「日本銀行百年史の執筆を終わって」
 日本銀行金融研究所 石川 通 達
- 第219回 1987. 1.23 “International Economic Policy Coordination”
 ハーバード大学 Prof. Jeffrey D. Sachs
- 第220回 1987. 2.21 「金融政策運営と金融政策手段」
 一橋大学 江口 英 一
- 第221回 1987. 4.13 “Financial Market Deregulation in New Zealand”
 Reserve Bank of New Zealand,
 Assistant Governor Mr. Peter Nicholl
- 第222回 1987. 6.19 “J Curve Effect”
 (Jカーブ効果について)
 Prof. H. W. Arndt
 (研究所講演会と共催)
- 第223回 1987. 9.18 “Inflation and Measuring Capital Gains and Savings”
 Economic Statistics and National Accounts
 Organization for Economic Cooperation and
 Development Prof. T. P. Hill

- 第224回 1987.10.24 “One-Sided Uncertainty about Future Fiscal Policy”
State University of New York-Albany
Prof. Betty C. Daniel
- 第225回 1987.11.14 「外銀活動の国際比較」
神戸大学 石垣 健一
- 第226回 1987.12.19 「EFTによるDaylight OverdraftのRisk」
神戸大学 三木谷 良一
- 第227回 1988. 2. 6 「金融自由化第2ラウンドの課題」
全国銀行協会調査部長 鶴飼 克
- 第228回 1988. 3.19 「最近の国際金融情勢と為替相場」
国際金融情報センター総務部長 日下部 元雄
- 第229回 1988. 4.16 「直接金融と間接金融」
山口大学 貞木 展生
- 第230回 1988. 5.21 「信用割当と波及経路 ——サーベイ——」
神戸大学 本多 佑三
- 第231回 1988. 6. 3 “Volatility of the US dollar”
Columbia Univ. Graduate School of Business
Prof. Richard Edward Baldwin
(研究所講演会と共催)
- 第232回 1988. 6.15 “Developing Countries Debt Crisis”
(発展途上国の債務危機)
Harvard Univ. Prof. J. Sachs
(神戸大学経済経営学会との共催)
- 第233回 1988. 7.23 「戦前期の日本銀行特別融通について」
神戸大学 浅岡 正雄

- 第234回 1988. 9.17 「金融制度をめぐる問題点」
日本興業銀行総合企画部 渡 辺 雄 司
- 第235回 1988.10.15 「預金金利自由化と金融政策」
大阪大学 古 川 顕
- 第236回 1988.11.11 25周年記念シンポジウム
「アメリカの新政権と日本経済」
神戸大学 三木谷 良 一
東京銀行調査部長 本 田 敬 吉
日本銀行調査統計局長 南 原 晃
コーディネーター 住友銀行調査部長 柿 本 寿 明
- 第237回 1988.12.17 「最近のM&A&Dについて」
日本証券経済研究所 松 井 和 夫
- 第238回 1989. 1.28 「信託業界からみた金融自由化問題」
住友信託銀行調査部長 高 橋 長 逸
- 第239回 1989. 3.18 「変動相場制の経験と教訓」
神戸大学 則 武 保 夫
「金融研究会の回顧70年」
神戸大学 藤 田 正 寛

執筆者紹介（執筆順）

よじ	た	まさ	ひろ	神戸大学名誉教授 姫路獨協大学経済情報学部長 教授
藤	田	正	寛		
い	ざわ	ひで	き	神戸大学経済経営研究所 助教授
井	澤	秀	記		
みや	た	のぶ	お	香川大学経済学部 教授
宮	田	亘	朗		
いの	うえ	たか	てる	香川大学経済学部 助教授
井	上	貴	照		
や	もり	のぶ	よし	姫路獨協大学経済情報学部 講師
家	森	信	善		
に	わ		のぶ	富山大学経済学部 教授
丹	羽		昇		
いし	だ	み	き	広島大学経済学部 助教授
石	田	三	樹		
たみ	の	しやう	ぞう	神戸大学経済経営研究所 講師
民	野	庄	造		

金融研究（既刊）目次

第5冊 昭和57年3月発行

第1部 研究論文

預金金利規制について

- アメリカにおける経験と議論(1)……………三木谷 良 一
ウィクセル利子論の基本構造……………千 田 純 一
ユーロ・ダラー市場に関する一研究……………石 垣 健 一

第2部 わが国の銀行国際化に関する実態研究

本邦金融機関の国際化の実態研究……………藤 田 正 寛

——とくに都市銀行の国際化行動調査について——

- 銀行の国際化に関する実態調査報告……………実態調査グループ
日本の銀行の国際化……………藤田 正寛・石垣 健一
——主として都市銀行について——

- 都市銀行各行の国際化に関する統計分析……………藤田 正寛・丹羽 昇
銀行の国際化に関する実態調査の結果……………藤田 正寛・宮田 亘朗

第6冊 昭和60年7月発行

豪州及びニュージーランドにおける本邦企業

- 進出の金融的側面の実態研究……………藤 田 正 寛
生命保険会社の対豪投融資……………水 島 一 也
アジア・ダラー・マーケットについて

——シンガポール市場を中心として——……………三木谷 良 一

オーストラリアにおけるマーチャント・バンクの

- 活動とその将来……………石 垣 健 一

- オーストラリア・ニュージーランドへの本邦企業の
進出に関するアンケート調査結果……………藤 田 正 寛
……………丹 羽 昇

- オーストラリアへの本邦金融機関の進出に
関するアンケート調査結果……………藤 田 正 寛
……………丹 羽 昇
……………井 澤 秀 記

- 貸金率・利潤・涸渇性資源……………下 村 和 雄
オーストラリア自動車政策の現状……………鈴 木 英 夫

Recent Economic Conditions and

Policy Decisions Bearing on Financial

- Markets and Banking in Australia……………Henderson, A. G.

経済経営研究叢書

金融研究シリーズ 第7冊

平成4年2月20日 印刷 (非売品)
平成4年2月29日 発行

編集兼 神戸市灘区六甲台町
発行者 神戸大学経済経営研究所

印刷所 〒650 神戸市中央区花隈町21-7
株式会社 桜 商会

Keizai-Keiei Kenkyu-Sosho Kinyu-Kenkyu Series No. 7

- On the International Banking of Japanese Banks : An Overview
.....Masahiro FUJITA
Hideki IZAWA
- On the Internationalization of Japanese City Banks and Long-term Credit
BanksNobuo MIYATA
Takateru INOUE
- On the Internationalization of Japanese Regional Banks
.....Masahiro FUJITA
Nobuyoshi YAMORI
- On the Internationalization of Japanese Mutual Banks
.....Nobuo MIYATA
Takateru INOUE
- A Summary of the Internationalization of Japanese Banks
.....Noboru NIWA
- The Meanings of the Internationalization of Finance
.....Miki ISHIDA
- On the Questionnaire Analysis System of the Internationalization of Financial
Institutions — Structure and Utilization of the FUJITA System —
.....Shozo TAMINO